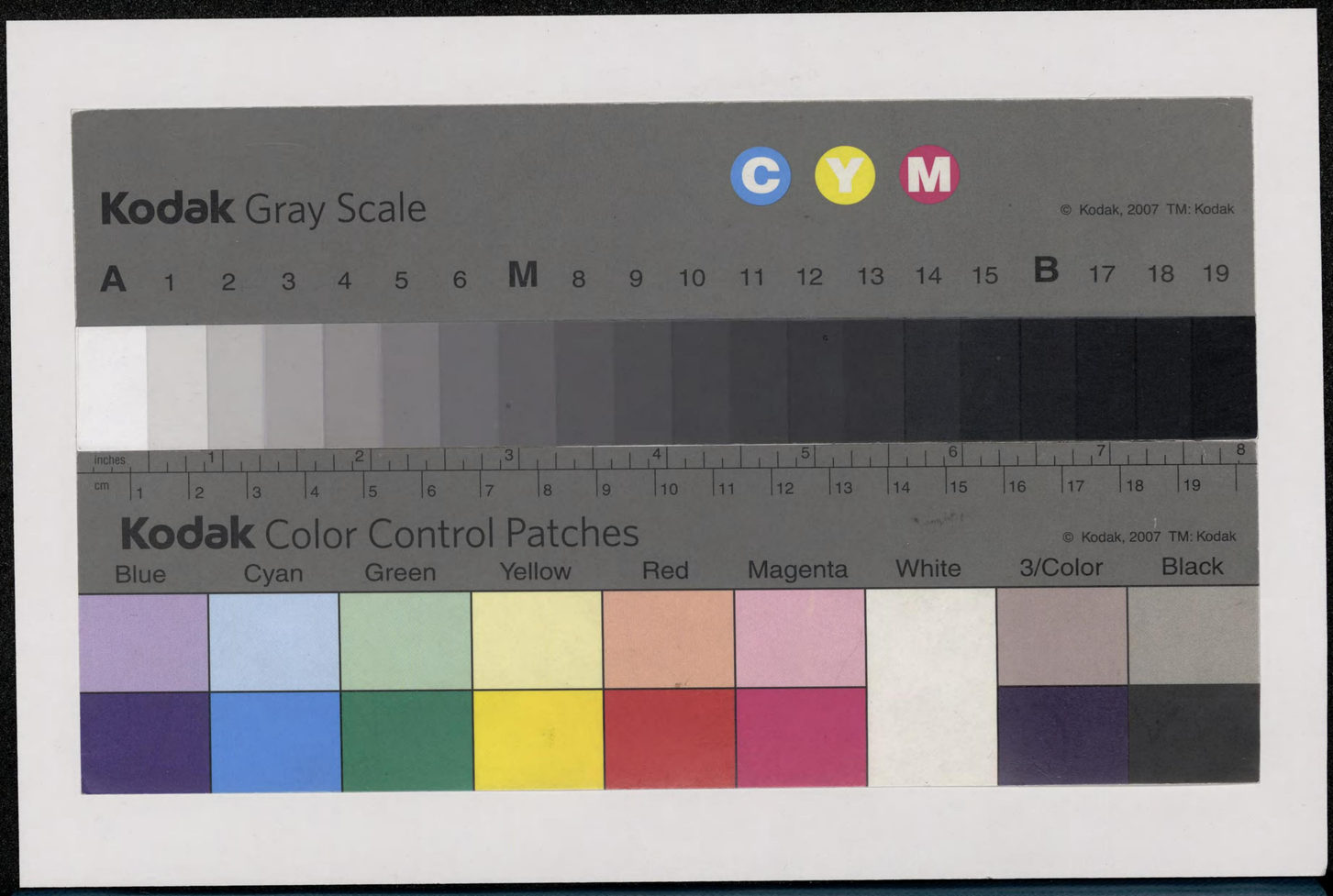

554
187

554-187
1200501509912

파 2Q87

苫田郡誌

苫田郡教育會編纂

内交昭和 二・十 二〇

仍舊取信增
新法古

平沼騏書

554-187

序

朝に故山の翠美を誇り、夕に郷水の清冽を說く。未だ以て眞に郷土を愛するの道に非ざるなり。抑〻世事は變轉極り無く、星霜久しきに亘るに從ひ事蹟漸く湮滅す。風を知り俗を解すること極めて難し。此の故を以て郷土の古を稽へ、今を彰かにし人をして愛惜の念禁する能はざらしむ。これ眞に郷土を愛するの道なりとす。郷土誌の要亦實に此に存す。

吾が苦田郡教育會茲に見るところあり。曩に郡誌の編纂を企て、拮据勵精、爾來年を閱すること十有餘年、渾然として一大册子を成す。誌上載するところ固より一郡の境を出てすと雖も、その關聯する所廣汎にして、唯一部の郷土誌たるに止らず。實に國誌の一部を

成せるものと云ふを得べく、而も考證精確、叙事詳密、所謂集めて大成したるものに庶幾し。近時文物の進歩に伴ひ、人心輒ゝもすれば浮薄に流れ、人々本を忘れて末に走るの秋に當り、茲に本誌の發刊を見る。その世道人心を裨益するもの、洵に尠少ならざるを信ず。

今や稿成り、將に剞劂に附せんとするに際し、序を余に求む。余曩に乏を本郡宰に承け、其の企畫經營の大綱を領し、會員諸氏が不斷の努力容易ならざるものあるを知る。義既に辭すべからず。乃ち、一言所懐を陳べて序となすと云爾。

昭和二年四月

小沼敬齋識

編纂の事歴

苫田郡教育會は夙に郡誌編纂の必要を認め、明治四十五年五月十六日春季總會に於てこれが編纂刊行の議を決し、資料調査委員として片尾繁藏・菅沼澄夫・今井良平・青木與三・片岡竹市の五名を擧げ、會長出道直・書記檜山房治を加へて調査講究の結果、大正元年九月委員會に於て編纂資料調査項目を決定し、各町村内に於ける資料の調査を各小學校長に依囑す。大正二年五月資料の蒐集概ね纏りしを以て、花土文太郎氏を編纂主任に依囑し以て之が起稿の端を開けり。越えて大正四年九月渡部惟明・植月皓・日笠平吉・植月寅吉・太田廣藏・牧馬・河野勅五郎・近藤市藏・美土路壽・池上均一・居森柳市の十一名を人物調査委員に依囑して、郡誌に記載すべき人物及びその事蹟の調査を行へり。大正六年四月會長出道直の轉任に依り垣見秀男會長に就任、同九年垣見會長縣視學に轉任、大守勇會長と爲り、相次ぎて其の業を督せり。かくて花土主任の熱誠努力に依り、郡誌編纂の方針定まり、着々として稿を成せるの時に際し、一身上の事情に因り大正十一年三月辭退せられしを以て、越えて十三年三月今田亟を以て之に代へ、同時に坂田義一・

檜山房治を委員に加へ、以て編纂の續行を圖れり。同年四月大守會長突如御津郡に轉じ白神壽本會長に就任、尋で翌十四年一月縣視學に轉任せしを以て、杉山宇三郎其の後を襲ぎて會長となり共に本事業を統督す。今田委員は編纂資料中加除修訂の要を認め、或部分の資料に就き增補再調査を行ひ、鋭意これが整理と起稿とに努め本事業の進境睹るべきものあるの時に當り、病魔の犯す所となりて辭任の止むなきに至る。依りて同年八月更に居森藤一郎に依囑し其の後を繼承して事に當らしむると共に、尙ほ資料の調査蒐集に努め、以て全篇の完稿を企圖せり。大正十五年五月時の　皇太子裕仁親王殿下には中國三縣御巡啓の途次、津山町に行啓遊ばされ、親しく民情を御視察あらせられ、同時に本會員或は御親閲を賜はり、或は鶴駕に咫尺して奉迎送の光榮に接し、感激措く能はざるものあり。是に於てこれが記念として郡誌完成の意を決し、同年七月委員を增して居森柳市・秋久秀次郎・松岡三樹彦の三名を加へ、前記坂田・居森・檜山委員と共に各分擔を定めて稿を進め、余も亦その一部を擔任し且つ編輯の任に當り、各委員亦拮据勵精相協力して完稿に努め、同年十月を以てこれが發刊を期し豫約募集を爲す。然るに數次主任委員を更へたるを以て、前後統一を缺ける點尠からず、加ふるに本事業着手以來十有餘年を閲し、時勢の推移世運の變遷等により、既稿事項に對し加除修訂を要すべきもの尠からず。再三資料の部分的調査蒐

集を行ひし爲め、豫定の期日迄に刊行することを得ず。依つて發刊を昭和元年十二月末に延期してその完成を圖りしも、悠久三千歳の歷史を有し廣袤五十方里に亙れる郡誌の資料たるや、探究愈〻進めば疑義隨つて起り、整理緒に就かんとすれば遺漏自ら現はれ、校訂添削意に隨はず。再び刊行を昭和二年三月に延期し、この期間内に於て極力完成を圖り、顧みて成稿を檢するに正に菊版二千頁を超過するの狀勢に逢着し其の取捨亦容易ならず。且つ組版竝に校正に意外の時日を要し、爲に止むを得ず三度期日を遲延し、漸くこゝに發刊を告ぐるに至れり。抑〻本書編纂の經過を回顧するに、着手以來星霜を閲すること十有六を算し、其間會長を更ふること五度、編纂主任を更ふること三度、幹事會又は評議員會を開催して、本誌編纂に關し協議すること十數回に及ぶ。時に弛緩なしとせざるも終始一貫之が進捗完成を圖り、殊に大正十五年七月以降に至りては委員諸氏が協力一致日夜孜々として、煩瑣複雜なる編纂竝に校正等の事に從ひ、以て本事業を完成せしめられたるの苦心と熱誠とに對しては何の辭を以てか之に謝せん。唯々意外の日子を要しために刊行期日の遷延を來し、豫約者に對し背信の罪大なるものあるを深く遺憾とするものなり。

本書の編纂に當りては郡内小學校長は部署に依りて各資料を調査提供せられしは勿論、豫約募集其他に關して斡旋努力實に多大なるものあり。尙ほ町村役場・諸官衙當局及び本澤信美・菊井

伊七郎・畑信好　居森武男・美土路修之・田口敎治郎・武川笹一・竹内定省・水島義宣・淀川正充・逸見寅雄・高橋仁平・山本友三郎の諸氏其の他の有志亦多事匆忙の間、進んで資料の調査提供を快諾せられたるもの甚だ多し。殊に矢吹金一郎氏・久山壽太郎氏等は資料提供と共に或は有益なる助言を與へられ、或は著書の引用を許されたる等、本事業の爲に便宜と援助とを與へられたること甚だ多し。次に神保釗治郎氏は郡内各地を奔馳して插入寫眞の撮影に盡力し、江見泰氏亦插畫につきて便宜を與へられたること尠からず。還た本書編纂に着手するや、當時の郡會之を賛し決議を以て金參百六拾圓を補助せられ、本書の將に成らんとするや樞密院副議長法學博士平沼騏一郎氏は題字を寄せられ、前苫田郡長として將た前の本會總理として直接本事業を督勵統裁せられたる、現津山町長小沼敬三郎氏亦欣然として卷頭に序せらる。其裝幀に至りては田口有氏の考案に、脊題字は里見文一氏の揮毫に成れり。本書の成る實にこれ等諸氏の同情援助に負ふところ極めて大なると共に本書に對して一段の光彩を與へられたるものなり。茲に本書編纂の事歷を叙し併せて深く感謝の意を表す。

昭和二年四月櫻花爛熳の交

苫田郡敎育會長　杉山宇三郎

緒言

一、本書は苫田郡の自然及び人文に關する、地理的・歷史的事實の概要を集錄したるものなり。

一、本書に收むる所の材料は、成るべく多方面に亙りて、これを網羅せんことに努め、且つその內容は力めて統一を保たんことを期せりと雖も猶未だ盡さゞる點あるべし。これ主として調査すべき資料の缺如せるため、及び紙面と頁數に制限ありてこれを割愛したるが爲なり。又將來その資料の湮滅せん惧あるものゝ如きは、特に比較的詳細にこれを記述したるが爲なり。

一、本書の編纂は各町村・學校・委員等より調査尋繹して提供せられたる資料を根據として起稿し、其の事實の闡明を期せしも、その調査報告

繁簡粗密一ならず。從つて編者の加除を施せる點も亦尠からず。

一、文章は平明達意を主とし、誇大なる形容過度なる修飾を避け、唯々事實の直寫に努むると共に、又全般に亘りて統一に留意したりと雖も、參考せる事項の如きその文意を損せんことを惧れて、大なる刪修を戒しめたると、又數名の委員が分擔してこれを執筆したる等のため、自ら統一を缺きたる點も尠からざるを遺憾とす。

一、編纂に多くの歲月を要せしを以て、可及的舊を捨て新に就くの主義を以て、本文は勿論、諸統計表に至るまで改訂を加へたりしも、悉く同年月の下に集成することを得ざりしは實に止むを得ざる所なり。

一、本書の編纂刊行に關しては、其の編纂費極めて僅少なる上に委員は何れも繁劇なる公務の餘暇之に當り、而もその起稿は最近二ケ年間に於て一氣呵成に成せるもの多し、爲に重ねて討究するの自由と時日との

餘裕を有せざりし上に、又推敲不十分なりしを以て、隨つて粗漏杜撰に失し、或は又魯魚の譏無きを得ず。これ編者の衷心慚愧に勝へざる所なり。

一、編者は本書を以て萬全なりとは信ずるものにあらず。偏に大方識者の高教を俟ちてその大成を他日に期せんとす。

而も本書が、本書の讀者に對して苫田郡の自然及び人文の理解と鄉土の尊重とに關し、新文化の創造と新理想鄉の建設とに於て、些少たりとも資益する所あらば本懷これに過ぎざるなり。若又本書が將來完全なる鄉土誌の編纂に當り。その陳吳たるを得ば亦望外の幸とする所なり。

一、編者の不敏菲才を以てこの重任に當り、此く事業の完了を告ぐるに至りしは、矢吹金一郎氏並に各町村・學校・諸官衙當局其の他地方有志

諸彦の指導援助、竝に先輩諸氏の著書に負ふところ甚だ多し。本書の成る實にこれ等諸氏の同情の賜なり。茲に謹んで感謝の意を表す。

昭和二年四月

編纂委員

凡例

一、本書所載の町村・學校等に關する事項の順序は概ね町村行政區劃順に採錄せり。

一、官公衙に關する事項は特別の記載無きもの、他は、昭和二年二月十五日現在調に依る。

一、先賢人物の如き、苟も我が郡の文化に多少にても貢献せるものは、一概にこれを採錄せんと欲したるも、資料頗る乏しかりしため脫漏尠からざるべし。これ等は後人の續稿に俟つの他なし。

一、人物の事蹟は既に物故せる人物のみを採り、現存者は如何に功勞あり地位ある人と雖も一切これを載せず。

一、人物の事蹟中、郡治沿革・碑誌・古城址等に載錄したるものは單に人名のみを揭げ、その事實は便宜他に讓りたるものあり。

一、本書に收むる所、統計表尠からず。これ數字は無味なりと雖も、最も有力に事實の闡明に資すればなり。

一、本書の文章に文語體を用ゐたるは、力めて簡潔を期せしに由る。

以上

明治天皇御製

今の世に思ひくらべていそのかみ
古りにし書を讀むぞ樂しき

いそのかみ古きためしを尋ねつゝ
新しき世の事をさためむ

苫田郡誌　目次

第一編　皇太子殿下行啓誌……一頁
　第一節　序說
　第二節　皇太子嘉仁親王行啓
　第三節　皇太子裕仁親王行啓

第二編　自然誌……一五
　第一章　位置・面積……一五
　第二章　地勢……一六
　第三章　地質……一七
　第四章　氣候……一八

第一節 概說
第三節 降雨量
第五章 地震……
第六章 土地……
第一節 官・民有別土地反別
第七章 山川……
第一節 山嶽
第八章 池沼及溝渠……
第一節 概說
第三節 溝渠
第九章 瀑布……
第十章 鑛山及礦泉……
第二節 氣温
第四節 風
第二節 町村別土地反別
第二節 河川
第二節 池沼

第一節 鑛山
第二節 礦泉
第十一章 生物の分布……
第一節 有用動物
第二節 有用植物
第三節 一般動物
第四節 特有動物
第五節 泉ヶ山・津川山・中山神社境内の植物
第十二章 災害……
第一節 概說
第二節 凶歲
第三節 火災
第四節 旱害
第五節 水害
第六節 風害
第三編 人文誌……
第一章 郡治沿革……
第一節 沿革概說

第二節　上古
（一）出雲民族と美作　（二）鏡作部の土着　（三）神戸の設置　（四）吉備氏の綏定
（五）和氣氏の經營　（六）秦・漢兩種族の歸化土着　（七）御名代・御子代
第三節　中古
（一）吉備の分國　（二）美作の創置　（三）美作國司　（四）美作國府　（五）苫田郡名の起原及び上古の郡制　（六）苫田郡司　（七）郡名及び彊域の變遷　（八）鄉里の制　（九）中古の諸制度　（十）莊園の激增
第四節　近古
（一）守護・地頭の設置　（二）承久の變　（三）元寇の國難　（四）元弘の亂　（五）赤松氏の守護　（六）山名氏の守護　（七）赤松氏の守護　（八）山名氏の守護　（九）赤松氏の守護　（十）浦上氏の經畧　（十一）後藤・立石兩氏の爭　（十二）尼子氏の經畧　（十三）毛利・宇喜多兩氏の經畧　（十四）諸合戰の梗概　（十五）皇居修理に關する獻金　（十六）宇喜多秀家美作を領す　（十七）小早川秀秋美作を領す
第五節　近世
（一）森氏　（二）松平氏　（三）本郡内幕領の政治　（四）庄屋の制　（五）藩政一班
第六節　最近世
（一）廢藩及津山縣　（二）北條縣及岡山縣　（三）地方制度改廢の概要　（四）諸般制度の改革　（五）歷代地方長官　（六）町村行政區劃の沿革並に町村行政關係者　（七）耕地段別及び地價の增減
第七節　町村畧誌
第二章　政治
第一節　戸口
（一）苫田郡役所　（二）町村役場　（三）津山警察署　（四）津山稅務署　（五）岡山縣津山土木出張所　（六）津山營林署　（七）岡山刑務所津山出張所　（八）岡山縣蠶業取締所津山支所　（九）岡山縣蠶業試驗場　（十）津山區裁判所
第二節　官公衙
第三節　自治機關
（一）町村會　（二）苫田郡會　（三）岡山縣會　（四）衆議院議員及び貴族院議員
第三章　財政

第一節　藩政時代に於ける料領知行及び村高　第二節　郡費
第三節　郡制廢止に對する財產處分　第四節　國・縣稅
第五節　町村稅　第六節　町村費
第七節　町村基本財產　第八節　小學校基本財產
第九節　町村基本財產　第十節　町村債
第十一節　部落有財產

第四章　兵事

第一節　師團及び聯隊區沿革　第二節　壯丁體格別人員
第三節　陸海軍入營人員　第四節　海軍志願兵並入團人員
第五節　壯丁數　第六節　陸海軍兵員
第七節　徵兵檢査結果表　第八節　各種戰役戰病死者
第九節　各種戰役從軍者

第五章　教育

第一節　總節
第二節　學制以前の教育
(一)概說　(二)津山藩學校の教育　(三)庶民の教育
第三節　學制以後の教育
(甲)小學校教育法令の沿革　(乙)實業補習教育法令の沿革
第四節　小學校・實業補習學校
(一)總說　(二)沿革　(三)御影を拜戴せる學校　(四)小學校教育狀況一覽表
(五)實業補習學校狀況　(六)學校關係者　(七)校歌
第五節　青年訓練所　第六節　中等學校
第七節　各種學校　第八節　幼稚園
第九節　社會教育
(一)概說　(二)圖書館　(三)裁縫塾
第十節　現今廢止となれる教育機關
第十一節　選奬
(一)宮內省・賞勳局・文部省選奬　(二)岡山縣表彰　(三)苫田郡表彰　(四)其他

第六章 衞生……八八〇
第一節 概說
第二節 衞生組合
第三節 醫師・藥劑師・産婆
第四節 傳染病及び避病院
第七章 勸業……九〇一
第一節 職業別現住戸數
第二節 農業
第三節 開墾
第四節 耕地整理
第五節 養蠶製絲業
第六節 畜産業
第七節 林業
第八節 商業
第九節 工業
第十節 水産業
第八章 交通・運輸・通信……九九一
第一節 概說
第二節 往古の交通
第三節 道路
第四節 橋渠
第五節 鐵道
第六節 通信

第七節 舟車
第九章 銀行・會社・工場……一〇一九
第一節 銀行
第二節 會社
第三節 工場
第十章 團體及び組合……一〇五〇
第一節 苫田郡教育會
第二節 帝國在鄉軍人會苫田郡聯合分會
第三節 苫田郡農會
第四節 苫田郡産業組合
第五節 岡山縣神職會苫田郡支部
第六節 苫田郡佛教會
第七節 青年團
第八節 自警團
第九節 婦人會
第十節 女子青年會
第十一節 日本赤十字社岡山支部苫田郡委員部
第十二節 愛國婦人會岡山支部苫田郡幹事部
第十三節 日本海員掖濟會岡山支部苫田郡委員部
第十四節 大日本武德會岡山支部津山支所

第十五節　苫田郡醫師會
第十七節　苫田郡町村長會
第十九節　苫田郡女教員會
第二十一節　國本社津山支部
第二十三節　子供會
第二十五節　苫田郡種牡牛組合
第十一章　社會事業……一〇七四
第一節　凶荒豫備施設
第二節　隣保組合施設
第三節　救貧の施設
第四節　濟生事業
第五節　津山施療院
第六節　大同協會
第七節　美作佛教各宗自修會
第十二章　神社……一〇八四
第一節　概說及び神社合祀
第二節　有資格神社一覽
第十六節　苫田郡學校衛生會
第十八節　苫田郡學校長會
第二十節　苫田郡各種團體聯合會
第二十二節　少年赤十字團
第二十四節　苫田郡木炭同業組合
第二十六節　苫田牛馬商組合

第三節　神社由緒及び沿革
第十三章　寺院及び教會……一一三一
第一節　寺院
第二節　教會
第十四章　人物……一一六一
第一節　概說
第二節　人物事蹟
第十五章　國寶・特別保護建造物……一一三
第一節　國寶
第二節　特別保護建造物
第十六章　名勝舊蹟……一一三七
第一節　名勝
第二節　舊蹟
第十七章　古城址・墳墓・古墳……一一五五
第一節　古城址
第二節　墳墓及び塚
第三節　古墳

第十八章　古傳說及地名の由來……一二八〇
第一節　古傳說
第二節　地名の由來……一三〇四
第十九章　文　獻……一三〇四
第一節　碑誌
第二節　古文書……一三九七
第二十章　諸道及工藝……一三九七
第一節　畫道
第二節　書道
第三節　劍道
第四節　柔道
第五節　弓術
第六節　槍術
第七節　薙刀術
第八節　鎖鎌術
第九節　砲術
第十節　馬術
第十一節　水泳術
第十二節　刀匠
第十三節　彫工
第十四節　鐵砲師
第十五節　馬具師・具足師・弓師・矢師
第十六節　劍道用具師及竹刀師
第十六節　鑄物……一三六四
第二十一章　人情風俗……一三六四
第一節　概說
第二節　年中行事……一三九五
第三節　冠婚葬祭
第二十二章　騷擾事變……一四一四
第二十三章　沿革年表……一四一四

挿入地圖・寫眞等の目次

圖類（石版）　苫田郡圖・苫田郡地質圖・等温線圖・降水量配布圖・舊官道及び津山河水道變遷圖・津山城重要部細圖
口繪（コロタイプ版）
皇太子裕仁親王殿下津山行啓に關する御寫眞　四頁（九種）・舊津山城寫眞・津山全景寫眞・加茂盆地寫眞・久田附近寫眞・苫田郡町村長寫眞・小沼元本會總理・苫田郡小學校長及び郡誌編纂委員寫眞

皇太子殿下津山行啓御寫眞（大正十五年自其一・至其九）

挿畫（寫眞版）

泉ヶ山、桝形山、矢筈山、大町瀧、醫王山、中谷富士、黒澤山、横野瀧、奥津錦泉樓、奥津大火災、大判・小判・銀札、津山藩知事印、津山縣參事渡邊兼道、北條縣參事小野立誠、苫田郡役所津山警察署、津山區裁判所、美作忠魂碑、東苫田村招魂碑、富村學校附近の景、郷村學校附近の景、上齋原牧場、津山翁橋附近の景、津山大橋、津山口驛、津山驛、院庄驛、津山境橋、今津屋橋、中須賀鐵橋、行啓道路、郡是製絲株式會社津山分工場、久田發電所、津山施療院、中山神社作樂神社、高野神社（二宮村）、田神社、德守神社、大隅神社、小田草神社、八幡神社（西苫田村）布施神社、總社、高野神社（高野村）、加茂神社、八幡神社（阿波村）金刀比羅神社、泉嵓神社、妙法寺、妙願寺、本源寺、極樂寺、金剛頂寺、圓通寺、泰安寺、多聞寺、本願寺、内田饒穗、竺道契、新弘榮、箕作阮甫、廣瀨臺山、河田有弘、甘美政和、岡玄卿、森忠政（木像）、中島衛、箕作秋坪、結城秀伴、駒井匏軒、環中和尚、大村桐陽、矢吹正則、小原竹香、仁水永祐、保田金十郎砂田道松、馬場毅、福原林平、繁定巖山、久原躬弦、牧野宗玄、後藤竹軒（遺墨）、土居通政、上原存軒（遺墨）、赤松寸雲（遺墨）、塚本芳五郎、高野神社額、宇那提森、兒島高德（木像）、睨合の松、二宮松原、男山・女山、大釣全景、國府遺跡碑、火の釜（芳野村）、福原洞巖の碑、藤原景清の墓、關白左大臣の墓、古墳發掘物、千人塚、細川正守・細川正義の作刀劍、中山神社武德殿、

苫田郡誌目次　終

（其一）　津山驛前に於ける御召自動車

（其二）　鶴山館前に於ける御賜謁

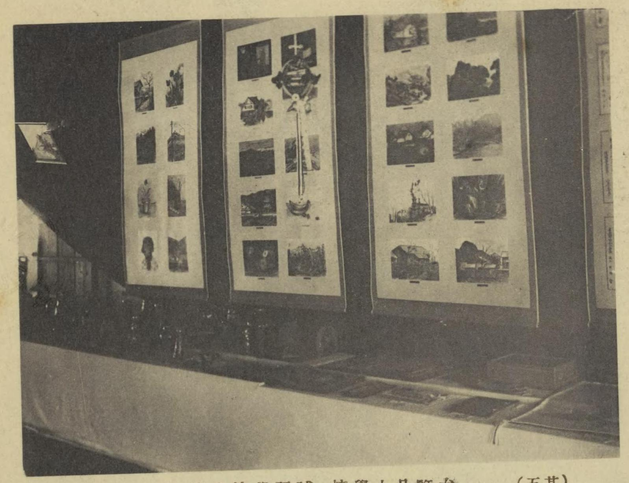

（其五）　台覽品小學校・補習學校成績品

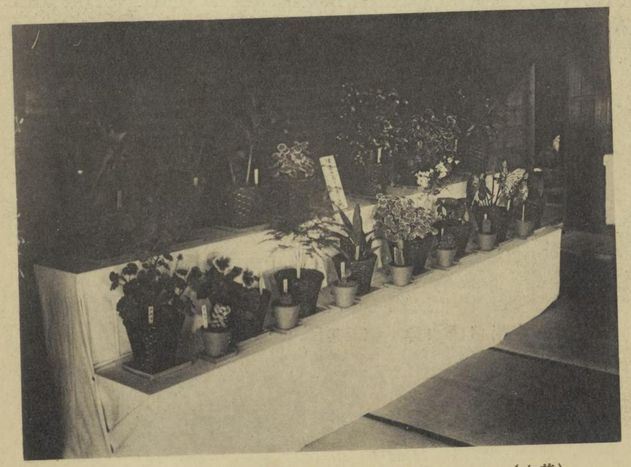

（其六）　台覽品小學校栽培品

（其三）　鶴山城址御退出

（其四）　津山中學校御退出

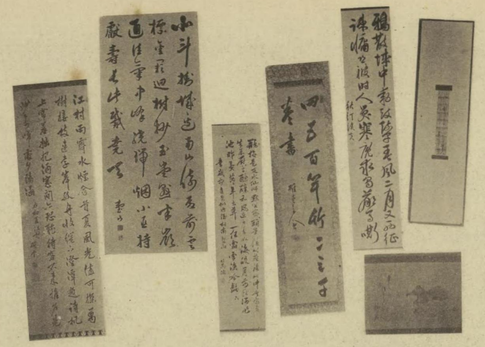

（其七）　台覽品先賢遺墨

（其九）　津山驛前通奉迎送群衆

（其八）台覽品松平子爵家所藏
唐頭甲冑

津山全景

津山全景

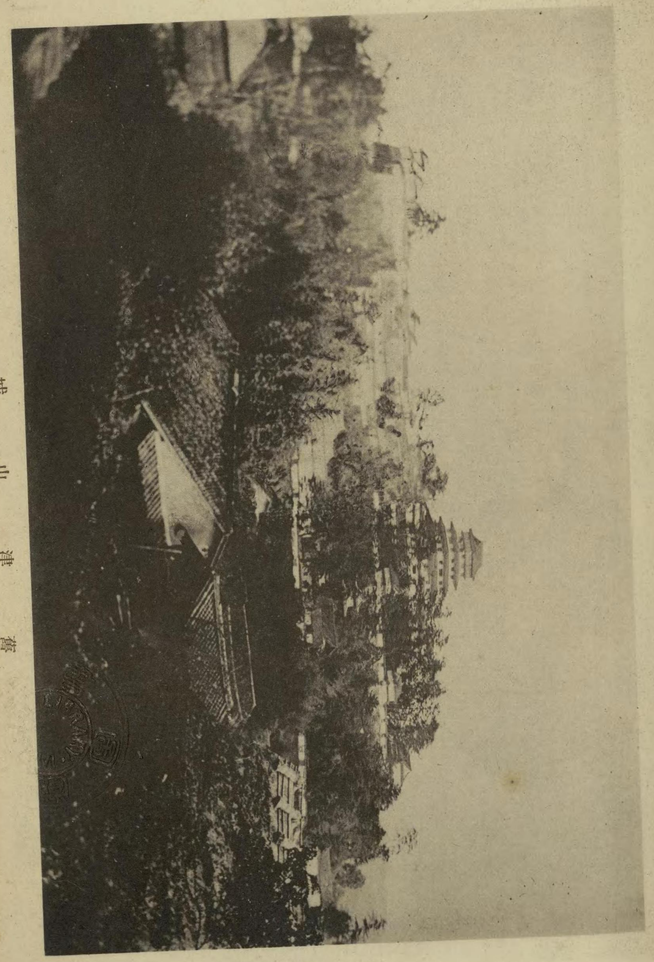

城山 津 舊

加茂盆地

久田附近

小沼元本會總理●小學校長●郡誌編纂委員

苫田郡町村長

苫田郡圖
比例尺
十一万五千分ノ一
10 5 0 10 20 30 里
町
鳥
因
幡
八
國
頭
富
澤
村
那
岐
村
上
加
茂
町
阿
波
村
加
茂
香
々
美
北
奥
津
村
羽
出
村
中
和
村
真
湯
那
源
村
伯
國
耆
竹
田
村
東
伯
東
縣
高
勢
村
神
中
村
取
苫
田
郡
津山
岡
美
作
國
備
山
前
國
備
中
縣
國
岡山

凡例
縣界
國界
郡界
村界
國道
縣道
町村道
神社
寺院
發電所
町村役場
中等學校
公民學校
小學校
鐵道
停車場
溫泉
河川
山嶽
名勝舊蹟
城址
眞庭郡
湯原村
美和村
大井東村
久米郡
勝田郡
上加茂村
東加茂村
西加茂村
加茂町
香々美北村
香々美南村
泉村
富村
久田村
高田村
一宮村
東一宮村
大野村
小田村
中谷村
郷村
芳野村
院庄村
二宮村
西苫田村
東苫田村
高倉村
高野村
神庭村
津山町
東津山町
福岡村
佐良山村
瀧尾村
廣戸村
那岐村
勝加茂村
久米三保村

苫田郡誌

苫田郡教育會編纂

第一編　皇太子殿下行啓誌

第一節　序說

我が　皇室がその御日常の總べてに於て、萬民に儀範を示させ給ふのみならず、民情を視察し給ひ、庶民に接して、常に御盛德を垂れさせ給ふは、庶民の齊しく感激措く能はざる所なり。

明治三十六年十月、時の　皇太子嘉仁親王殿下には、和歌山縣、外三縣に、又大正十五年五月、時の皇太子裕仁親王殿下には岡山縣、外二縣に、共に民情御視察の爲め、巡啓せさせ給へり。その岡山縣に行啓の砌、我が津山に鶴駕を進めさせ給ひて、地方の政治・產業・教育その他萬般の狀態につき、具さに御視察遊ばされ、或は御下問を賜はり、或は御親閱を賜はる等の御恩榮を賜はりたるは、更に畏き極みなり。地方庶民亦、晝夜を忘れ、萬全を期して奉迎送の準備を整へ、協心戮力、一誠以て鶴駕を奉迎送し、只管御仁惠に對へ奉らんとせり。眞に

これ、殿下の赤子を思はせ給ふ御心と、庶民の皇室を尊ふ至誠の流露融合して、君臣一和の美を發揮したるもの、洵に幸慶の至りなり。茲にその梗概を記して、その光榮を記念し、併せて至誠奉公の精神養成に資せんとす。

第二節　皇太子嘉仁親王行啓

時の　皇太子嘉仁親王殿下には、前述の如く明治三十六年十月、和歌山縣、外三縣御巡啓の途に上らせ給ひ、先づ、和歌山・香川・愛媛・各縣の行啓を了へさせられて、同月十七日廣島縣糸崎港に御上陸、鐵路岡山驛に着かせられ、午後四時御泊所後樂園に入らせ給へり。

この度は　殿下御見學の爲め、御微行としての行啓にして、その各地に於ける平常の有樣を臺覽あらせられたき御趣意なり。されば、皇太子殿下の御資格にて、公然の行啓と誤認せざるやう、特に注意を要する義につき、奉迎送の爲め、官吏學校生徒等、公務は勿論、業務・授業を廢して迎送する等のこと無之樣との叡慮なれば、公然の行啓と御微行と、判然區別して、御趣意に背かざる樣、厚く注意すべき旨、其の筋より通牒の次第もあり、官民共に御微行の御趣意に副ひ奉らんことに努めたり。

殿下には、十月十八日午前七時四十五分、後樂園なる御泊所御出門、中國鐵道に由りて驅を進めさせられ、午前九時五十分津山驛（現今の津山口驛）に御着、境橋通りより西寺町を右に、西今町を經て、翁橋東詰より田町竹の馬場・田町中筋・裁判所通りを御通過、津山中學校に成らせられ、少時御休憩の後、地方高等官及び同待遇者に拜謁仰付けられ、運動場に於て同校生徒の體操を御臺覽の後、御晝餉を召され、午後一時二十分同校御出發、北松原を經て衆樂園に成らせられ、少時御徒歩にて園内を御巡覽、時恰も老楓深紅に燃えて妍を競へる紅葉島御假舍にて御少憩、園内の風光を賞はせられ、御機嫌殊に麗はしく、旋て御歸還の途に就かせ給ひ、北松原を經て、裁判所通りを南へ、現在津山郵便局前より二丁目・三丁目・坪井町・宮脇町を經、襄の御往路を過ぎりて津山驛に御着、午後二時十分、同驛發の御召車にて、岡山御泊所に御還啓遊ばされたり。

その翌十九日、岡山中學校・第六高等學校・閑谷黌等に行啓遊ばされ、二十日午前八時十分御泊所御出門、市民奉送裡に午前八時三十分岡山驛御發車、御機嫌麗はしく鐵路東京に御還啓の途に就かせ給へり。

津山行啓當日　殿下には、宮内省差廻しの人力車三十臺、外に列外人力車二十餘臺にして、東宮太夫・同武官長・同侍從・同侍講・同武官・同侍醫及び岡山縣知事等扈從し奉れり。

尚ほ當日　殿下には鶴山城址には行啓遊ばされず、特に、津山中學校行啓先より、大迫子爵を城址に遣はし給へり、子爵は津山町長矢吹金一郎の案内によりて、城址南入口より本丸址に登り、津山附近の狀況及び城址、建物の跡等を觀たる後、舊北御門道より直ちに衆樂園に赴き　殿下の御成りを待ちて再び供奉に從へり。

當日は一碧拭ふが如き秋日和にして、今回の無上の光榮に感激し、殿下を奉迎送申上たる者は極めて多數に上りたるが、就中主なる團體及びその場所左の如し。

一、同所各官衙長（判任官を除く）文武高等官・同待遇者・有爵者・非役從六位勳六等以上の者・衆議院議員・受褒章者・

赤十字特別社員・津山町長等は、津山停車場構内。
一、判任官・同待遇者・縣會議員・郡會議員・町村長等は、津山停車場傳寄場東側。
一、日本赤十字社員・愛國婦人會員・武德會員・高齢者（八十才以上の者）は、裁判所前通り。
一、苫田郡神職會員は、境橋上。
一、在鄉軍人・私立衛生會員・尚武會員・津山町會議員は、田町中筋。
一、津山尋常小學校・津山高等女學校職員及び兒童生徒は、二丁目・三丁目。
一、苫田郡小學校（津山尋常小學校を除く）職員兒童等は、田町中筋東角より裁判所前通り。

□獻上品

今回の行啓に際し　殿下御駐泊中、御嘉納の榮を賜はりたる苫田郡内の獻上品左の如し。

一、初雪　壹箱　一、兒島高德題櫻樹圖　壹葉
一、鮎粕漬　壹箱　一、古碑建設の遺文　壹葉
一、後醍醐天皇御駐蹕碑文扇　參本　一、兒島備州補傳　壹部

右　苫田郡長　小澤泰

一、宮川漬　壹箱

右　津山町長　矢吹金一郎

八十才以上の高齢者より獻上したる自製品左の如し。

一、白木綿　壹丈　津山町　岩原ミ免
一、小袋　壹個　仝　三好たつ
一、手引糸　六捻　仝　松尾百合
一、木綿繩　四尋壹尺　仝　朝日ミく
一、捻縫小袋　壹個　仝　稻村葉る
一、繻絆　壹枚　仝　川上はる
一、團扇　貳本　高野村　大谷德藏
一、草履　貳足　仝　横川鹿藏
一、足袋　壹足　仝　仲矢千代

以上

第三節　皇太子裕仁親王行啓

時の皇太子裕仁親王殿下には、大正十五年五月十九日東京御發輦、横須賀軍港より軍艦日向に召させられ、五月二十一日午前八時宇野港に御着、宇野驛より汽車に召されて、一路御平安、五月二十一日午前十一時岡山驛御着車、後樂園を以て御泊所に充てられ給ひ、同日及び五月二十二日岡山縣廳・岡山練兵場及び倉敷・閑谷地方等に鶴駕を進めさせ給うて、民情御視察の上、五月二十三日午前八時四十二分岡山御泊所御出門、岡山醫科大學に行啓、尋て官幣中社吉備津神社に御參拜の上、鶴駕を鐵道中國線に由りて津山に進めさせ給ひ、同日午後零時三十分津山驛に御着、自動車に召させられ鹵簿を正させ給うて、今津屋橋通りより京町・堺町通りを經、新魚町角を右に折れ、元魚町通りを北に向ひ、裁判所前通りに入り、津山警察署前方にて右に折れ、苫田郡役所の北側新設の坂路を東に向はせ給うて、鶴山城址松の壇下通りを經て、午後零時三十七分鶴山館下に御着、御徒歩にて鶴山館に進ませ給ひ、鶴山館玄關前に於て、有資格者に列立御賜謁の後、苫田郡長小沼敬三郎・津山町長飛田謙藏等御說明を申上げ、館内に陳列したる美作五郡小學校兒童・職員及び實業補習學校生徒の製作品・栽培品、津山町物産・舊津山藩主松平子爵家所藏の甲冑等を御臺覽遊ばされ、尚ほ歩を本丸址に進めさせ給ひ、鼓櫓・粟積櫓址に設けたる御休所に御少憩、津山町及び其の附近の光景を御展望、種々御下問等遊ばされたる後、午後一時三十二分鶴山館下にて御乘車、松の壇下通り・裁判所前通りを經て、午後一時三十七分津山中學校に成らせられ、直ちに運動場に

進ませ給うて、在鄉軍人・青年團員・女子青年會員・中等學校・實業補習學校男女生徒及び職員に御親閲を賜ひ、奉迎歌及び萬歳三唱を受けさせ給うて、午後一時五十二分同校御發、御往路と同樣の路を經て御歸還の途に上らせ給ひ、午後二時津山驛御發車、御機嫌麗はしく鐵路岡山に向はせ給へり。午後三時五十分岡山驛御着車、第六高等學校に行啓せさせ給うて、午後四時四十五分御泊所に御着あらせられ、其の翌二十四日午前八時岡山驛御發車、廣島縣に向はせ給へり。

五月二十三日　殿下には津山行啓地に於ては、御往還共自動車に召させ給ひ、東宮侍從長・東宮武官長・東宮侍從・東宮事務官・東宮侍醫、その他岡山縣知事・岡山縣警察部長等供奉せり。

同日　皇太子殿下の御召自動車・鹵簿・御徒歩御列及び御親閲の場合に於ける御列は、大要左記の通りなりしと拜察す。

□ 御召自動車鹵簿

警察官吏
前驅自動車
警察官吏二人

地方長官

サイドカー
近衛將校

御召車
陪乘
東宮侍從長

サイドカー
近衛將校

サイドカー
近衛將校

サイドカー
東宮職
御用掛

第一供奉車
西園寺東宮
職御用掛
東宮事務官
東宮侍從
東宮武官

第二供奉車
內大臣
東宮武官長
侍醫

後驅自動車
警察官吏二人

列外

警察部長
憲兵隊長
內務書記官

東宮侍從
東宮侍從
東宮武官
侍醫

東宮侍從
東宮武官
內大臣秘書官
內閣書記官

東宮職雇
東宮內舍人
三人
仕人一人

各大臣・次官
師團長
鎭守府司令長官
憲兵司令官
等

□ 御徒歩御列

警察官二人　東宮武官　地方長官　東宮內舍人　東宮內舍人　東宮職御用掛

皇太子殿下

宮內大臣
內大臣

東宮職御用掛

以下供奉高等官

警察部長　東宮內舍人
憲兵隊長　內閣書記官
內務書記官　地方高等官
東宮內舍人
供奉判人官
地方判任官

□ 御親閲の場合に於ける御列

諸團體指揮者
地方長官
東宮武官

皇太子殿下

宮內大臣
內大臣
供奉高等官其他

□ 御親閲

午後一時三十七分　皇太子殿下には津山中學校御着、直ちに玉歩を運動塲に運ばせられ、此所に整列したる在鄕軍人・男女中等學校職員生徒・男女實業補習學校職員生徒・青年團員・女子青年會員六千九百餘名に對し、順次御親閲を賜ひ、諸團體の最敬禮に對し、忝くも擧手の御答禮を賜ふ。斯くて　殿下には御座所に着かせ給ひ、一同

の奉唱したる奉迎歌及び萬歳三唱を受けさせ給ひ、御機嫌麗しく御退場あらせられ、津山驛に向つて御還啓の途に就かせ給へり。

因みに　殿下の深き御思召により、當日特に各種學校長・縣會議員・町村長・津山町會議員等に御親閲拜觀の榮を賜はりたり。

奉迎歌竝に、御親閲場の圖別紙の如し。

（イ）皇太子殿下奉迎歌

一、輝く大空綠を湛へ　五月のものみな　美し强し
仰げよ光を榮ある此の日　あゝ日の皇子の　みくるま　ひゞく
萬歳　萬歳　みくるま　ひゞく

二、燦たる御旗に　青草なびき　夏草彩る　史蹟もゆかし
祝へよ　御惠榮ある吉備の　國内あまねき　ほまれは永久よ
萬歳　萬歳　ほまれは　永久よ

三、畏し　行啓を　拜みまつる　歡びこよもす　われらの前に
あゝ見よ　路あり　日出づる國に　高き理想に　光りて　にほふ
萬歳　萬歳　光りて　にほふ

四、尊き此の路　いざいざ　われら　みあとに從ひ　歩みぞ行かむ
仰げよ　み光　榮ある此の日　あゝ　日の皇子の　みくるま　ひゞく
萬歳　萬歳　みくるま　ひゞく

口　御使御差遣

皇太子殿下津山行啓に當り、敬神崇祖・産業御奬勵等深き御思召に依り、同日、東宮侍從本多正復を特に左記の箇所に御差遣ありたり。

苫田郡　津山町　浮田製絲場
同　一宮村　國幣中社中山神社
同　津山町　津山施療院
同　二宮村　縣社作樂神社
同　院庄村　郡是製絲株式會社津山分工場
久米郡　三保村　久米製絲合資會社

口　奉　迎　送

當日は數日來の宿雨全く晴れ、和煦たる春光新綠に映じ、所謂風薫る好天氣にして　殿下を奉迎送申上げたる地方庶民は無慮六萬の多數に上りたるが、何れも秩序整然・謹嚴靜肅に迎送し奉れり。就中、團體其の他主なるもの竝にその奉迎送の場所左の如し。

一、宮中席次六階以上のもの、神佛各宗派管長・岡山縣會議員・當該行啓地に關係ある町村長等は、津山驛ブラットホーム。

一、官吏及同待遇者、有位有勳者、紅・綠・藍・黃・紺綬褒章拜受者、町村長、神職、內務省表彰自治功勞者（團體に在りてはその代表者）、宮內省・內務省・司法省より助成金又は奬勵金を下付せられたる救濟團體代表者、赤十字社特別社員以上のもの、帝國水難救濟會名譽會員、日本海員掖濟會特別會員以上の者、帝國海事協會特別會員以上の者、同仁會特別會員以上の者、帝國飛行協會正會員以上の者、帝國飛行協會維持會員以上の者、濟生會貳千圓以上醵金者、赤十字社篤志看護婦人會支會長・支會副長及幹事、愛國婦人會支部役員（職員章携帶者に限る）同會有功章佩用者及特別維持會員、大日本武德會有功章佩用者、帝國軍人後援會特別會員以上の者、僧侶及各宗教師、地方森林會員、縣農會議員、行啓地に關係ある町村會議員・衛生會代表者、自警團各團長等は津山驛構外廣場。

一、赤十字社員・愛國婦人會員・帝國水難救濟會員・日本海員掖濟會員・帝國海事協會員・美作聯合婦人會員等は、

今津屋橋の兩側市街地沿道。

一、美作各中等學校男女生徒及職員（津山中學校を除く）眞庭・苫田・勝田・英田各郡女子青年會員等は、裁判所前通り大石橋・新地座前迄の間。

一、苫田郡在鄉軍人會員は鶴山館下廣場及び津山警察署武道場前通り。

一、苫田郡自警團員及津山消防組員は、津山警察署南面通り。

一、勝田郡小學校實業補習學校兒童・生徒・職員・女子青年會員は、行啓道路最下部左側平坦地。

一、眞庭郡小學校兒童職員は、行啓道路最下部左側平坦地。

一、苫田郡小學校兒童・職員・青年團員は、郡役所北側行啓道路右側及左側、松の段下右側。

一、勝田郡・英田郡青年團員は、行啓道路中央部左側。

一、久米郡小學校・實業補習學校兒童・生徒・職員・青年團員・女子青年會員、苫田郡大野小學校及び同實業補習學校兒童生徒・職員・青年團員・女子青年會等は、津山驛南方構外南側及び北側。

一、津山中學校生徒・職員は、同校正門內表玄關南側。

一、八十歲以上の高齡者は、鶴山城址松の段。

口　獻　上　品

今回の行啓に際し、殿下御駐泊中、御嘉納の榮を賜はりたる苫田郡內の獻上品は左の通りなり。

一、生　絲　壹箱　苫田郡長　小沼敬三郎
一、初　雪　壹箱　津山藩主家當主子爵　松平康春
一、津山町寫眞帳　壹冊　一、初　雪　貳壜
一、柳　織　鞄　壹個　一、竹製衣裳籠　貳組
右
一、津山商工案內　壹冊　津山町
一、茶　盆　貳個　羽出村　津山商工會
一、佐平燒花瓶　壹個　津山町　和田眞一
一、同　上　壹個　津山町謝恩會代表者　浮田佐平
一、和　歌　集　壹部　國幣中社中山神社宮司　安東久次郎
一、短　册　貳葉　高倉村　松永常彦
以上　米井實喜平

第二編　自然誌

第一章　位置面積

眞金吹く吉備の北部、幸草の美作國の中央部を占め、山高く水清く、肥田沃野の地を有するもの、これ我が苫田郡なり。西は東經百三十三度拾四分(富村)に起り、東は東經百三十四度拾分(上加茂村)に亘り、南端は北緯三拾五度三分(津山町)に起り、北緯三拾五度二拾分(上齋原村)に達す。東は加茂川の流れと一帶の連山に依りて勝田郡に接し、南は吉井川を隔てゝ久米郡に對し、西は連亘せる山脈を以て眞庭郡に隣り、北は中國山脈の分水嶺によりて鳥取縣八頭郡及び東伯郡に境す。

地形略々方形にして、廣袤東西九里、南北八里拾八町、面積四拾七方里〇分六厘、本縣面積(四百二十一方里)の約九分の一、本邦面積(四萬三千七百七十八方里三分九厘)の約九百三拾分の一、縣下の最小郡たる上道郡(八方里一分六厘)の約五倍七分七厘に當り、美作五郡の最大郡たる眞庭郡(五十三方里三分七厘にして本縣各郡の第一位に在り)の次に位す。

第二章　地勢

本郡は北方に山陰山陽兩道の分水嶺たる中國山脈東西に走り、其支脈幾條こなく南方に連亘せり。三十人ヶ仙（海抜一、一六五米）花知山（一、二四七・五八米）泉山（一、二〇九・〇九米）乘華山（一、一七一・一一米）不溜山（一、一二四・五五米）大ヶ山（九九〇米）天狗岩（一、一九六・七米）角仙（一、一五二・七米）等其支脈中に聳へ、地勢自ら高峻なり。就中花知山・泉山・大ヶ山・天狗岩・角仙等の支脈遠く南方に延びて、郡内を三谿谷に分劃せり。加茂谷・香々美谷・久田谷・奥津谷是なり。奥津谷は白山火山脈の脈系に近接せるを以て温泉各所に湧出せり。加茂谷より發せる加茂川は物見川・倉見川等の諸流を合して郡の東端を南に流れ、吉井川に合す。吉井川は源を上齋原村に發し、羽出村に至り羽出川を合せ、南流して久田・中谷・郷の諸村を經て芳野村に至り、香々美川を合し、院庄村・二宮村・津山町の南端を東流し、津山東町に至りて加茂川を合し、南折して備前に入り、瀬戸内海に注ぐ。此等諸川の上流地方には、奔流巖に激し絶勝の地尠からず。而して本郡の中央以北は峻嶺急湍多く、平地少しと雖も、南部に至るに從ひ、土地次第に展開して平地多く、津山町附近院庄・香々美・高野諸村の盆地は其最大なるものにして、地味肥沃、産業興り所謂現時の三町二十八ヶ村を形成す。

交通機關も亦此の自然に應じ、鐵道は近時漸く作備線の一部、郡の南端を東西に開通し、府縣道は津山を中心こし、河川に沿うて敷設せられたるもの多ければ、郡内南北に通ずる路線は比較的整備せりと雖も、東西横斷路に至りては、南方平坦部の府縣道線路を除くの外、殆んど整備せるものなしと云ふべし。

第二章　地　勢

本郡は北方に山陰山陽兩道の分水嶺たる中國山脈東西に走り、其支脈幾條となく南方に連亘せり。三十人ヶ仙（海拔一、一六五米）花知山（一、二四七・五八米）泉山（一、二〇九・〇九米）乘華山（一、一七一・一一米）不溜山（一、一二四・五五米）大ヶ山（九九〇米）天狗岩（一、一九六・七米）角仙（一、一五二・七米）等其支脈中に聳へ、地勢自ら高峻なり。就中花知山・泉山・大ヶ山・天狗岩・角仙等の支脈遠く南方に延びて、郡内を三谿谷に分劃せり。加茂谷・香々美谷・久田谷・奥津谷是なり。奥津谷は白山火山脈の脈系に近接せるを以て温泉各所に湧出せり。加茂谷より發せる加茂川は物見川・倉見川等の諸流を合して郡の東端を南に流れ、吉井川に合す。吉井川は源を上齋原村に發し、羽出村に至り羽出川を合せ、南流して久田・中谷・鄕の諸村を經て芳野村に至り、香々美川を合し、院庄村・二宮村・津山町の南端を東流し、津山東町に至りて加茂川を合し、南折して備前に入り、瀨戸内海に注ぐ。此等諸川の上流地方には、奔流巖に激し絶勝の地尠からず。而して本郡の中央以北は峻嶺急湍多く、平地少しと雖も、南部に至るに從ひ、土地次第に展開して平地多く、津山町附近院庄・香々美・高野諸村の盆地は其最大なるものにして、地味肥沃、産業興り所謂現時の三町二十八ヶ村を形成す。

交通機關も亦此の自然に應じ、鐵道は近時漸く作備線の一部、郡の南端を東西に開通し、府縣道は津山を中心とし、河川に沿うて敷設せられたるもの多ければ、郡内南北に通ずる路線は比較的整備せりと雖も、東西横斷路に至りては、南方平坦部の府縣道線路を除くの外、殆んど整備せるものなしと云ふべし。

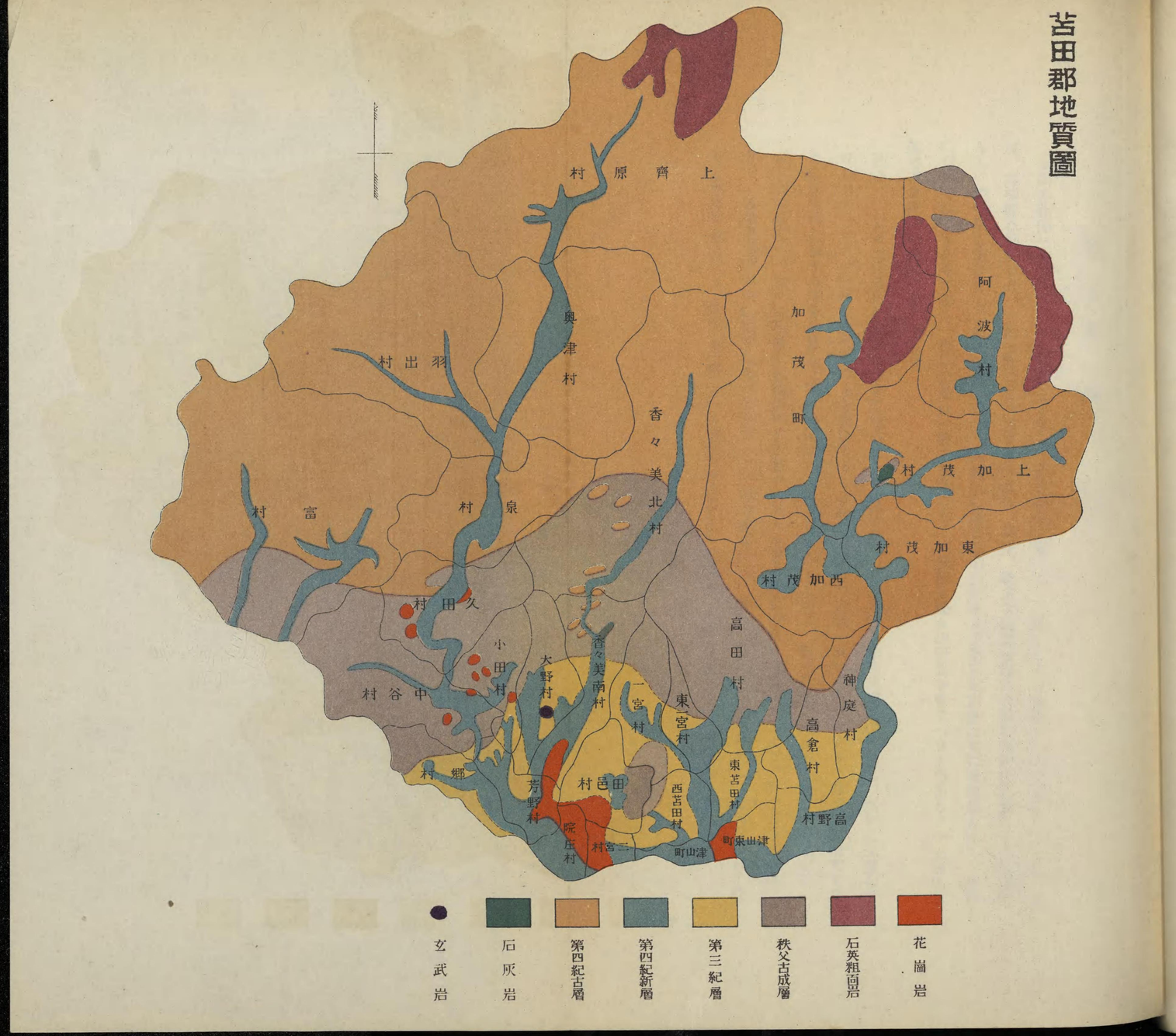

第三章　地　質

本郡の北部一帶は主として火成岩より成る。母岩を花崗岩とし、土壤は之れが崩壞によりて生成せるものなれば、地味概ね肥沃なり。其他は概して水成岩より成る。就中、秩父古成層は郡の中部を東西に横斷して、帶狀をなし、地味最も肥沃にして農桑の業に適す。近世代に屬する第三紀層及び第四紀新層は共に耕地最も廣く、農耕に利用されつゝありと雖も、第三紀層は一般に重粘にして、耕種上幾多の研究を要すべきものあり。今土性別所屬地方を圖示すれば別圖の如し。

因みに、秩父古生層は始原代に亞ぎて生成せるものにして、原生地層及始原代地層の崩壞し、水中に沈澱して成れるものなり。通例始原代層の上を覆ひて廣く分布し、今日大山脈を成せる所少からず。我が國に於ても所々に此時代に屬する地層を見る。殊に中國地方に多く見らるゝものは、古生層中の泥盆系に屬すと稱せらるゝ秩父古生層なり。秩父古生層は武藏國秩父山脈中に其古生層の代表的なる地層を見るより、斯く名づけし物にして、古生層中の中頃に生ぜしものなりといふ。古生層時代には極めて原始的の生物發生し、之れが化石と成りて發見せらるゝも、秩父古生層中には特質の化石を見る能はず。秩父古成層は植物の栽培に適良なり。

第四章　氣候

第一節　概說

氣候は其地方に於ける氣象の平均狀態をいふものにして、之を定むるに必要なる氣温・濕度・降雨量・風向・風速等の諸要素に由りて知らざるべからず。而して氣候の如何は其土地の產業の運命を左右し、延いては人文發展の上に大なる影響を及すや論なし。本郡は北に中國山脈を控へ其の支脈連亘して、一帶に土地高く温度概して低し。山陰道に接せる地方は冬季白雪皚々として積雪實に七八尺を超ゆるも、南部は概ね六・七寸を出でず。隨つて降水量概して北部山間地方に多く、南部に及びて漸次其量を減ず。風は之に反して南部平野地方に多くして、北に進むに從ひて其度數を減ずるを見る。

第二節　氣温

本邦南部に於ける一箇年の平均温度は攝氏十四度乃至十五度にして、之を本縣全體の氣温に較ぶるに、中等程度よりは稍々温暖の部に屬すと稱すべく、本縣の氣温は地勢の關係上南部瀨戸內海に面する地方は一般に高温にして、夫れより北方に進むに從ひて漸次低温となり、久米郡の北部と勝田郡の中央部に來りて、漸低の度稍々緩和す。これ本郡南部の平野と勝田郡中央部（稍々北偏）の平野との横はれる關係にして、兩平野は殆んど同程度の氣温を保持せるを見る。これを作西久世・勝山に比較するに稍々温暖にして、上房郡高梁町地方と殆んど程度

第四章　氣候

第一節　概說

氣候は其地方に於ける氣象の平均狀態をいふものにして、之を定むるに必要なる氣温・濕度・降雨量・風向・風速等の諸要素に由りて知らざるべからず。而して氣候の如何は其土地の産業の運命を左右し、延いては人文發展の上に大なる影響を及すや論なし。本郡は北に中國山脈を控へ其の支脈連亘して、一帶に土地高く温度概して低し。山陰道に接せる地方は冬季白雪皚々として積雪實に七八尺を超ゆるも、南部は概ね六・七寸を出でず。隨つて降水量概して北部山間地方に多く、南部に及びて漸次其量を減ず。風は之に反して南部平野地方に多くして、北に進むに從ひて其度數を減ずるを見る。

第二節　氣温

本邦南部に於ける一箇年の平均温度は攝氏十四度乃至十五度にして、之を本縣全體の氣温に較ぶるに、中等程度よりは稍々温暖の部に屬すと稱すべく、本縣の氣温は地勢の關係上南部瀨戸内海に面する地方は一般に高温にして、夫れより北方に進むに從ひて漸次低温となり、久米郡の北部と勝田郡の中央部に來りて、漸低の度稍々緩和す。これ本郡南部の平野と勝田郡中央部（稍々北偏）の平野との横はれる關係にして、兩平野は殆んど同程度の氣温を保持せるを見る。　これを作西久世・勝山に比較するに稍々温暖にして、上房郡高梁町地方と殆んど程度

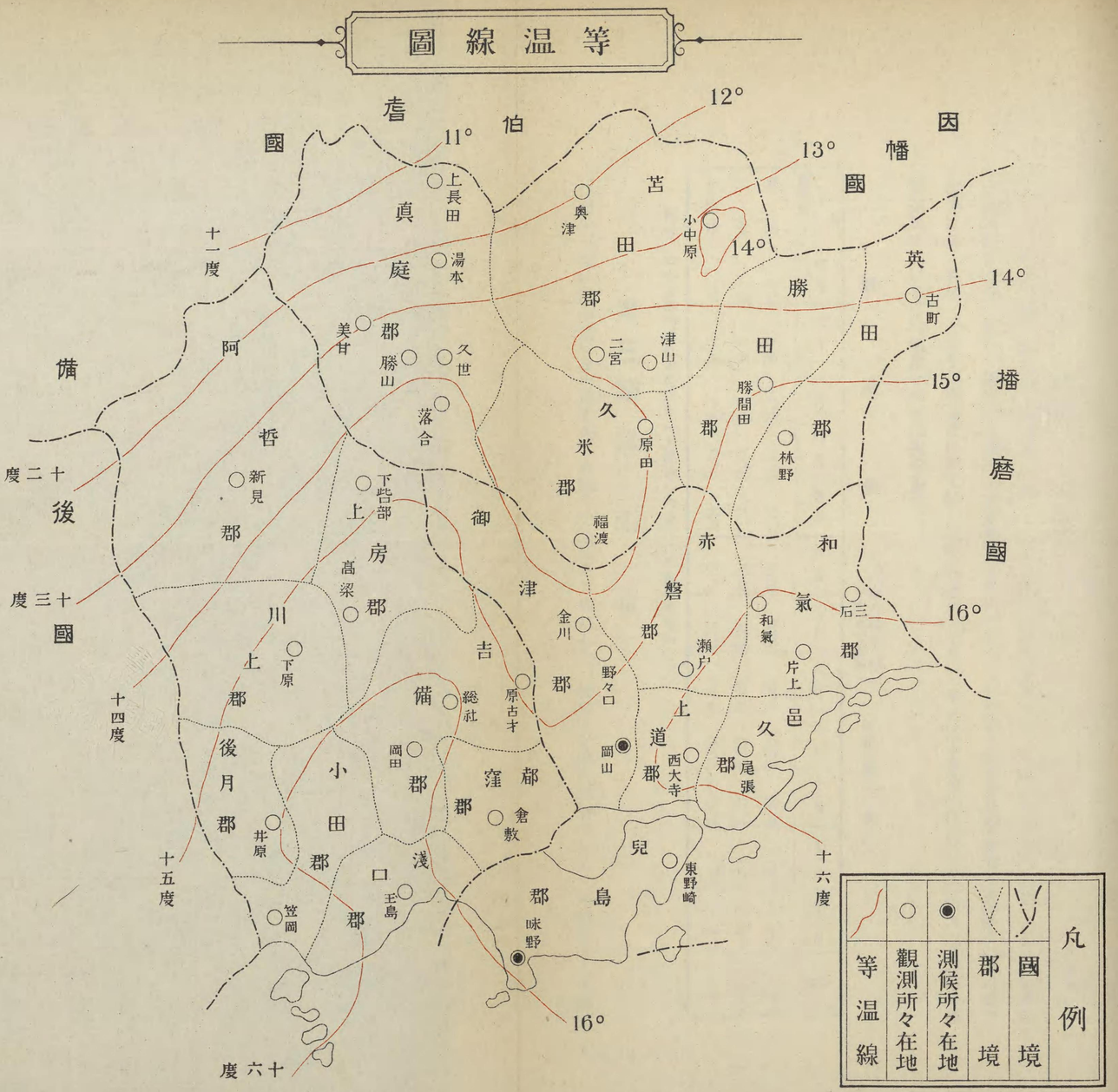

を同じくし、津山・二宮地方より遙か南に位せる阿哲郡新見町の一箇年平均温度は、津山地方の氣温より約一度乃至二度低きを見る。これ南部沿海地方より備中を經て美作西部に到る地方の氣温遞減の摸様と其趣を異にし、苫田郡南部及び勝田郡中央部兩平野在るが爲め、斯の如き相違を來たせるなり。然れども本郡に於ても平野北端部より山間部に進むに從ひ、漸次氣温遞減の狀顯著なるを見るも、之を本縣下最低氣温を示せる眞庭郡八束村地方の温度に比すれば、一箇年平均温度に於て約一度の高温を示せり。今最近十箇年間に於ける津山・二宮及小中原三觀測所に於ける平均氣温を示せば次の如し。

氣温表

（自大正五年 至大正十四年）（本表は攝氏に依る）

觀測所＼月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
津山	二、五	三、五	六、二	一二、七	一七、六	二一、六	二五、二	二七、二	二三、五	一六、三	一〇、一	四、六	一四、三
二宮	二、四	二、七	六、三	一二、三	一六、九	二一、七	二六、四	二七、三	二三、一	一六、五	一一、二	四、九	一四、三
小中原	一、七	三、九	六、八	一一、二	一六、〇	二一、三	二六、四	二六、五	二三、七	一五、七	九、三	四、七	一四、一

備考　小中原觀測所は大正六年一月開始につきそれ以後の平均を示す。

第三節　降雨量

降雨の現象は氣象諸現象中最も著しき變化を呈するものにして、彼の大正十三年夏の如く大干魃を來して萬物

殆んど枯死に瀕するが如き狀態を現出するに引きかへ、陰雨連日に亙り或は豪雨頻りに至り、爲に各河川氾濫して大洪水こなり、貴重なる生命財産を失ふの例乏しからざるなり。本郡に於ける降雨量を見るに、南部平野地方にては年總量一、三六四粍より一、四四一粍を算し、郡の北部奥津村及び加茂町小中原地方に於ては約五〇〇粍の增加を示して一、八〇〇粍内外なりこす。之を本縣全體に就きて見るに、南部瀨戸内海に面する地方に尠少にして、年總量一、〇〇〇粍内外を示し、北部に進むに從ひ漸次其の量を增し、鳥取縣この境界地方にては二、〇〇〇粍以上に及ぶ。而して降水量の狀態は氣温變化の如く本郡南部平野に於て現はるゝ特徵を認むる事あたはざるも、平野の北端地方より北部山間地方に及ぶにつれて急に增加し、加茂町以北は二、〇〇〇粍以上に達す。殊に奥津村以北の地方は郡の南部こ其狀況を異にし、日本海に面する山陰道地方に於ける狀態に酷似せるを見る。即ち南部平野地方に於ては冬季降雨量最も寡く約五〇粍なるに春暖の候に及び漸次增加し、約一二〇粍こなり、更に梅雨期には二〇〇粍内外に達し、盛夏の候に至りて急に減少して春季こ殆んご同量を示し、九月頃稍々增加するも十月に至れば再び減少するを常こせるが如し。然るに北部山間地方は十一月頃最も寡量にして、五月之に次ぎ、盛夏の候又之に次ぎて少量なり。併しながら梅雨期及び九月の頃多量なるこごは南部平野地方こ異るこごなし。故に北部地方の冬季降水量の多量なるは、山陰地方の降雨狀態を梅雨期に於ては南部平野地方の降雨狀態を示せりこ言ふべし。

以上は一箇年中に於ける本郡降雨量の狀態を示せるものなるが、今一日中に於ける雨量分布の狀態を見るに、

津山町にて雨量觀測創始以來三十四箇年間に最も多量なりしは、大正五年六月二十五日より二十六日に亙る二十四時間に二〇五粍に及びしを第一位こし、次は明治二十六年十月十四日より十五日に亙る二十四時間の一七六粍こし、當時全縣下を通じて大洪水を來し、大害を及したるこご今尙記憶に新なる所なりこす。然れごも此等は一日の最大量こして驚歎する程の大量に非ず。彼の大正七年七月十一日の大洪水の際に於ける英田郡大原町「古町觀測所」の觀測に據れば、一日中の雨量は實に二八三粍に達したり。之を津山の最大量こ比較するに、津山の方約八〇粍寡量なりしなり。本郡に於ける平均月別降雨量及び一日の最多量を記せば次の如し。

降水量表

（粍を單位こす）

觀測所名＼月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年	一日最多量
津山	五二、六	五四、二	九二、四	一二九、一	一二〇、〇	一二一、二	一八一、〇	一三二、六	一七二、二	一〇九、四	五六、〇	四六、〇	一三六三、七	二〇五、〇
二宮	四七、〇	六二、七	一〇四、五	一二六、二	一三八、九	二二九、四	一九〇、一	一三二、七	一九四、一	一三四、〇	五二、六	四八、〇	一四四一、二	一八五、〇
小中原	八七、〇	九二、五	一三八、七	一五〇、九	一三四、七	二六〇、六	二三四、一	一八六、六	三五、四	一四一、三	七〇、五	一〇一、八	一八三四、三	二三二、四
奥津	一三九、〇	一四四、四	一五一、四	一四五、五	一三、〇	二〇九、一	一八七、二	一三一、七	二四一、二	一五七、五	九四、七	一三〇、四	一八四五、一	一五八、三

備考　日本に於ける一日最大降雨量（岡田博士著「雨」による）

田邊（紀伊）　明治二十二年八月二十日　九〇〇粍（二十四時間）

大山（伯耆）　仝　二十六年十月十四日　七四七粍（仝　　）

（一）降雨日數

降雨日數と云ふは雨・雪・霰・雹等すべて天空より降下したる水量一粍の十分一即ち〇・一粍以上に達したる日數なり。而して〇・一粍の水量は極めて微量なるものにして、其日は晴天なるも朝又は晩等に少量の雨・雪或は霰雹等降りて、其量〇・一粍以上に達する時は雨天として計算さるゝものなる故、普通に雨のため仕事の不可能なる日のみに非ざるなり。

本郡に於ける降雨日數を見るに南部平野地方は一箇年間一二〇日より一四〇日にして、北部山間地方たる奥津村並ひに加茂町の北部に於ては、日本海方面の影響を蒙る關係上冬季の降雨日數非常に多く、爲に一箇年の總日數五〇日内外を增加せるを見る。而してこの降雨日數は大體降雨量の配布と同樣にして、降雨量多き地方は降雨日數多く、降雨量少なき地方は降雨日數尠なし。今降雨日數表を示せば次の如し。

降雨日數表

觀測所名＼月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
津山	九	八	一三	一〇	一一	一三	一三	九	一二	八	八	八	一一九
二宮	一二	一一	一四	一三	一三	一五	一三	一〇	一三	一二	九	一二	一四一
小中原	一三	一三	一四	一三	一〇	一四	一三	九	一三	九	一〇	一三	一四三
奥津	一二	一九	二〇	一四	一三	一六	一五	一三	一五	一四	一六	一八	一九三

降水量配布圖

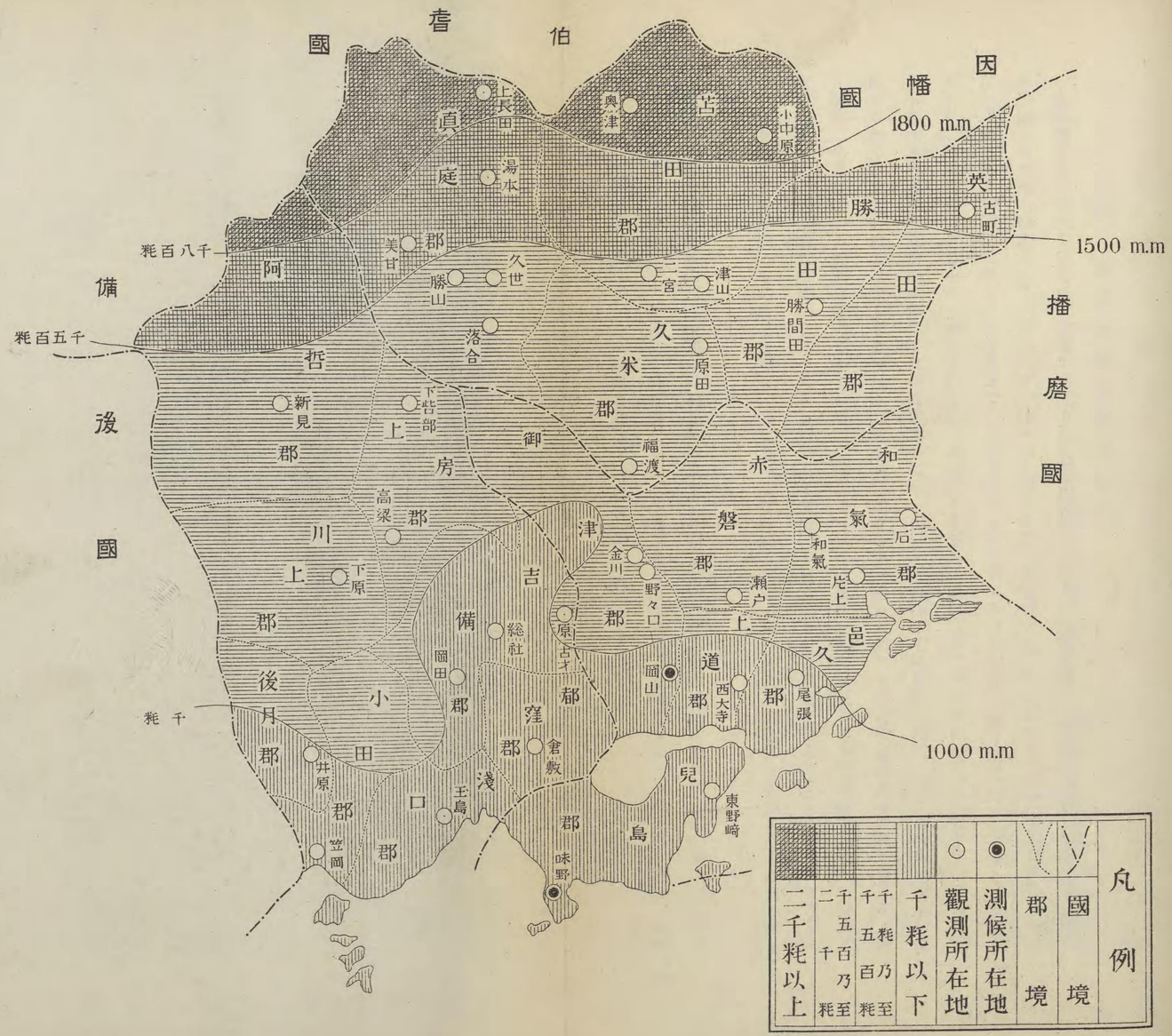

凡例

- 國境
- 郡境
- ◉ 測候所在地
- ○ 觀測所在地
- 千粍以下
- 千粍乃至千五百粍
- 千五百乃至二千粍
- 二千粍以上

（一）降雨日數

降雨日數と云ふは雨・雪・霰・雹等すべて天空より降下したる水量一粍の十分一即ち〇・一粍以上に達したる日數なり。而して〇・一粍の水量は極めて微量なるものにして、其日は晴天なるも朝又は晩等に少量の雨・雪或は霰雹等降りて、其量〇・一粍以上に達する時は雨天として計算さるゝものなる故、普通に雨のため仕事の不可能なる日のみに非ざるなり。

本郡に於ける降雨日數を見るに南部平野地方は一箇年間一二〇日より一四〇日にして、北部山間地方たる奥津村並びに加茂町の北部に於ては、日本海方面の影響を蒙る關係上冬季の降雨日數非常に多く、爲に一箇年の總日數五〇日内外を增加せるを見る。而してこの降雨日數は大體降雨量の配布と同樣にして、降雨量多き地方は降雨日數多く、降雨量少なき地方は降雨日數尠なし。今降雨日數表を示せば次の如し。

降雨日數表

觀測所名＼月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
津山	九	八	三	一〇	一一	一三	一三	一二	八	八	八	八	一二九
二宮	一一	一一	一四	一三	一三	一五	一三	一〇	一二	一二	九	八	一四三
小中原	一三	一三	一四	一三	一〇	一四	一三	九	一三	一一	一〇	一三	一四一
奥津	一三	一九	一〇	一四	一三	一六	一五	一三	一五	一四	一六	一八	一九三

(二) 降雪

(1) 降雪日數及其初終日

本郡內降雪の狀況を見るに、南部平野地方と北部山間地方とは大に其趣を異にし、津山町附近に於ける降雪初日の最も早かりしは明治三十九年にして、十一月十日なるが、晩きは大正六年にして十二月二十六日に初雪を見たり。最近二十年間に於ける平均を見るに、十二月二日を以て平年の初日とす。終りの雪は大正九年三月七日。大正十二年四月十二日等を最も晩きものとし、最近二十年間の平均は三月二十五日にして、之を平年の終日と見るべきなり。北部加茂町小中原にては平年の初日は十一月二十三日にして終りは三月三十一日となり、尙ほ北に位せる奥津村地方に於ては最も早き年は十月三十日に初雪を見、終りも四月十三日位迄に及び居れるを見る。斯く南部と北部とにより餘程早晩の差あり。先づ平均上より云へば奥津村地方に於ける初雪後約十日にして津山地方に初雪を見、津山地方に於ける終りの雪より約十日を後れて奥津地方の降雪は止むものと見るべきなり。されど右は平均上より見たるものなるを以て、年に依りては津山と奥津と同一日に初雪を見るが如きことあるは云ふ迄もなし。

本郡內降雪日數を見るに、津山地方に於ては最近十二年間(大正十四年迄)の統計に據れば、最も多き年にて三十日間、最も少なき年に於ては僅に十三日間にして、平均二十三日を算す。奥津地方にては最多五十九日、最少四十三日、平均五十日位とす。左に降雪日數及び初・終日等の平均を示さん。

降雪日數及其初日終日表

觀測所名 ＼ 月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	合計	初日	終日
津山	〇、三	四、八	八、三	五、三	四、〇	〇、三	二三、〇	十二月 二日	三月二十五日
二宮	〇、三	六、二	一一、一	八、二	六、八	〇、四	三三、〇	十二月 二日	三月二十八日
小中原	一、一	六、五	一一、六	一〇、八	七、七	一、一	三八、八	十一月二十三日	三月三十一日
奥津	一、九	九、三	一五、〇	一二、〇	一〇、〇	一、四	四九、六	十一月二十一日	四月四日

(2) 積雪日數及最深と根雪

降雪が地上に積りて後溶解し去るに要する日數を積雪日數と稱し、最近七年間(大正十四年迄)の統計に據るに、固より年により多少の相違あるも、南部平野地方にては平均十一日乃至十二日にして、小中原に於ては二十四日に及び、奥津村に於ては七十日内外に達せり。而して一度降れる雪が溶解せざる間に又々降雪ありて、次第に地上に堆積する雪、即ち根雪と稱するものを見るに、南部平野地方にては殆んど之を認めず。少しく北部の加茂町小中原地方にては一月・二月頃に於ては一週間乃至二十日間位つゞ二回即ち二十日間にして、多き年には十二月中旬より三月中旬頃まで殆んど九十日近くも溶解せざることあり。其の積雪の深さに於て南部平野地方は七寸乃至八寸を以て最深とし、小中原に於て二尺三寸、奥津地

方にて二尺七寸に及ぶ。今これ等の積雪日數と其の最深及び根雪日數を示せば左の如し。

積雪日數及其最深と根雪日數

觀測所名 ＼ 月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	合計	最深	根雪ノ平均日數	根雪ノ最大日數
津山	〇、一	二、一	四、六	三、三	一、六	—	一一、七	八、五	—	五
二宮	—	二、一	五、三	二、九	〇、七	—	一一、〇	七、四	一	五
小中原	〇、一	五、〇	一〇、三	五、七	二、七	〇、一	三三、九	二六、八	三	一九
奥津	〇、二	三、七	二五、〇	二一、七	九、七	〇、三	六九、五	二六、八	四三	八八

(三) 霜

霜とは地物の温度氷點以下に降下する時は、その周圍の極めて薄き氣層の温度之に連れて降下して飽和の狀態に達し、遂にその中の水蒸氣地物の上に固體となりて氷結するを見る。これ即ち霜なり。霜は普通本郡にては十月の終り頃より四月下旬を以て終るものなるも、年によりては晩霜と稱して季節外れの霜を見ることあり。晩霜は農作物に害を及ぼすこと甚大にして、殊に桑園に於ては養蠶家の最も苦心する所とす。

今本郡内の霜の狀況を調査するに、南部平野地方に於て霜を見ること最も早き年は十月二十二日頃にして、平年は十一月九日乃至十一日、終りの霜の最も晩きは五月二十三日にして、平年は四月二十六日乃至二十九日頃な

り。北部奥津地方にて最も早き年は十月八日に初霜を見たるも、平年は十月二十五日、終りの霜の最も晩きは五月二十五日にして、平年は五月五日頃となれり。今各所に於ける霜の初・終日の平均を示せば左の如し。

地名	霜の初日	終日
津山	十一月十一日	四月二十九日
二宮	十一月九日	四月二十六日
小中原	十一月六日	四月二十四日
奥津	十月二十五日	五月五日

第四節　風

風とは下層に於ける空氣の水平運動の狀態を云ふものにして、其方向と速度とを觀測するを普通とす。本郡内各觀測所には之れが觀測の設備なく、單に目測に依りて毎日午前十時一回測定せるものなれば、時々刻々に變化する風向・風速を目測一回による材料を基礎として、全般の推定をなすことは餘りに無謀なれば、誤謬を却つて後世に遺さんことを慮り、遺憾ながら茲には各觀測所に於て觀測せる暴風日數のみを擧ぐることゝす。

而して暴風とは之を嚴密に云へば、風速計に依り二十分間以上の平均風速度毎秒十米以上に及べるものなることは勿論なるも、固より風速計の設備なきを以て一定の目標に依り測れるものなり。然れども由來かゝる強き風

は常に吹くものに非ずして、低氣壓通過の際等に起るものなれば、先づ誤なきものと認むるを得ん。今本郡南部平野地方にては津山・二宮に於て一年間平均六日を算し、最も多かりしは大正四年には二宮にて三十日を算し、津山にて大正十一年には十八日に及びしことあり。北部地方にては小中原に於て平均七日、奥津に於て四日を算し、最も多き年にて小中原にて大正九年に十八日を、奥津に於て大正三年に十三日に及べるあり。これを月別に就いて見るに、三・四月及び八・九月の兩季節に暴風の多きを見る。參考の爲め、左に最近十年間（大正十四年迄）に於ける月別平均暴風日數表を示さん。

暴風日數表

觀測所名 ＼ 月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
津山	〇、四	〇、四	一、三	〇、八	〇、七	〇、三	〇、六	〇、九	〇、九	〇、五	〇、四	〇、四	七、五
二宮	〇、二	〇、三	〇、四	〇、六	〇、二	—	〇、九	〇、四	〇、六	—	〇、三	〇、四	四、三
小中原	〇、七	〇、九	〇、五	〇、五	〇、五	〇、二	一、〇	〇、六	〇、八	—	—	一、〇	六、七
奥津	〇、一	〇、一	〇、三	一、〇	〇、二	〇、三	〇、五	〇、九	〇、六	—	—	〇、二	四、二

第五章　地震

我國は世界に於て最も地震多き國こして有名なるが、これ全く我國の地形に起因するものにして、我が太平洋沿岸は外側地震帶こ稱する震源恰も帶の如く、北海道の東より琉球列島の東方に伸び、又日本海に面する地方には内側地震帶こ稱する震源存し、外側地震帶に對して北海道の西部より裏日本海岸に沿ひて南西に伸び、朝鮮海峽に及ぶを以て、恰も本邦は震源に挾まれ居り、更に瀨戸内海には別個の震源を以て我國に地震多きも、洵に故ありこ云ふべし。

我が岡山縣に於ける地震の狀況を見るに、全國中極めて尠き部に屬す。今最近十箇年間に於ける總回數を見るに、最も多きは眞庭郡極北部地方にして、四十七回を觀測し、之に次ぐは瀨戸内海に面せる地方の三十回より四十回を多きこし、最も尠なきは眞庭郡湯本に於ける五回を以て第一こす。本郡に於ける地震回數は奥津に於ける十六回を最多こし、二宮の十五回、津山の十四回順次之に次ぎ、小中原の八回を最少こす。

舊記に據り激震の度數を見るに、備前・備中は二回乃至五回を感じ居るに拘らず、美作は僅に一回(正德元年二月一日今より約百二十年前)にして、震源は美作・因幡・伯耆の三箇國に亙り、被害潰屋五百・死者四を出せりこ云ふ。左に最近十年間(大正十四年迄)に於ける地震日數を示さん。

地震日數表

觀測所名	大正五年	仝　六年	仝　七年	仝　八年	仝　九年	仝　十年	仝十一年	仝十二年	仝十三年	仝十四年	計
津山	一	一	一	二	二	一	二	一	一	五	一四
二宮	三	一	一	一	一	一	二	一	一	七	一五
小中原	二	一	一	一	一	一	一	一	一	四	八
奥津	三	一	一	二	三	一	一	一	一	七	一六

第六章　土地

第一節　官民有別土地段別

本郡總段別は五四、六七九五段歩にして、之を官有民有、有租免租等の別、及び田・畑・宅地・地價・最高最低等を表示すれば左の如し。

(一)　官有地　總段別　九、〇八一、一一〇　(大正十三年調以下之に準ず)

第一種　神社地　一八、六　町　反　第二種　官有地　三、二　第三種　荒蕪地　一、　同山林　七、七七、七　同原野　一、

第三種　道路　四三、七　同　河川　七七、四　同　堤塘　二八、三　同　溝渠　三、三　同　岸　一〇、〇

第三種　池沼　一八　同　堂宇地　一　同　墓地　一、三　同　公園其他　六、六　第四種　寺院敷地　二一、〇

（二）民有々租地　總段別　三七、九一五、〇〇町　（地價　三四九、四八五円）

田	反別	六、七六五町五反	畑	同	一、九〇六、一五
	地價	二、三三三、一六一円		同	一五八、二一七
			宅地	同	五八四、一
				同	七七、〇九七
原野	反別	三三二、八	鑛泉地沼雜種地	同	一、〇
	地價	二七五		同	二四六
			山林	同	二八、四二五、一
				同	二〇、五八九

（三）民有免租年期地　總段別　一七一、一〇町　（地價　八、四四四円）

荒地	反別	二七、三五町五反	開墾地	同	一三、四
	地價	八、〇三二円		同	三七
	低價地	同　一三			
		同　一四			

（四）民有免租地　總段別　七、五一二、二〇町

學校敷地	段別	一六町〇段	墳墓地	八四、二	用悪水路溜池及井溝　一一〇、三
堤塘	三、〇	保安林　七、七三二、〇	道路及水道用地	七、一四	其他　二、九

（五）田・畑・宅地・地價高低

本郡に於ける田・畑・宅地につき、段當地價の最高最低地及び平均地價を表示せば左の如し

土地種別	最高地價		最低地價		郡内平均地價	
田	大野村大字竹田	段　九五、九〇八円	羽出村大字羽出	段　一、四四一円	平均　段　三七、四四二円	
畑	香々美南村大字澤田	段　六一、〇八	阿波村字御堂ノ後岸	段　〇、一二九	平均　段　八、二九三	
宅地	津山町大字坪井町	段　一、三〇〇、〇〇〇	上齋原村思原	段　一四、二六二	平均　段　一三、〇二八	

第二節　町村別土地反別

町村名	田	畑	宅地	山林	其他	計	地價
二宮村	八二、一〇〇町段畝	三六、〇〇町段畝	四二七、六七町反畝	四五、八〇町段畝	一〇町反畝	一七八、八三町反畝	六六、八八九円
院庄村	二八、一〇三、一五	一、三二、一四	四、二一一、二六	四、二一一、二六	—	三五、〇五一、一〇	一七八、三五五
芳野村	三五、三〇	三六、五〇	六〇四、五三	九七、八〇	七一、〇〇	四、九七九、〇四	一九三、六六二
鄕村	二七、二四	三三、八四	五〇〇、三八	二八三、五一	四二、三五	六四六、九六五〇〇八坪	一六〇、三四五
大野村	三四一、三九	三九、二八	七一〇、三七	三四六、四四	七、五一	七五八、三三	一九四、一〇五
小田村	一六三、三〇	三六、二〇	三七、三四	四一七、四〇	六、〇〇	六五五、九一	八四、八六八
中谷村	一四八、〇〇	一五、三〇	三六六、〇〇	一、二三一、三〇	八五、三〇	一、六六三、三〇	六九、〇四二

富村	二一七、五〇	三四三、六〇	四七五、七二	三〇、〇〇	七一、二二	三二〇、〇〇	二、一〇一、一〇	六六、九七九
久田村	一三二、一四	一九、六五	一六、三〇	八五六、〇四	一一、一七四、五二	三一、三〇	一一、一七四、五二	七〇、八五六
泉村	一五〇、八〇	四四、〇〇	三七五、九七	一〇四、三三	一一、六四七、八〇	三五、〇〇	一一、六四七、八〇	五八、七〇八
羽出村	一五五、〇八	一〇、四一	三〇五、四七	二一、三五六、一六	二一、五六一、四一	一九、八五	二一、五六一、四一	三四、七九九
奥津村	一三四、五〇	三一、五〇	三六六、六四	一、八〇二、六〇	二一、〇〇三、五〇	—	二一、〇〇三、五〇	四八、四三九
上齋原村	一三三、四〇	一四、三〇	三〇八、七八	六、九五〇、〇〇	七、一二五、〇〇	七、〇〇	七、一二五、〇〇	二、三五、〇七
津山町	一一、五六	二九、七四	二、四三九、二四	、九二	一二六、三二	二、七七	一二六、三二	三四三、八八一
西苫田村	二八九、六五	一〇五、八二	七六六、〇三	一二三、七八	一二、〇一七、一八	五、〇一	一二、〇一七、一八	一七、八四九
一宮村	一七三、〇六	一三、一八	九、七九	三一、六、八七	六三四、三一	一、一六	六三四、三一	五四、八九
田邑村	二五五、二八	四四、一〇	五〇四、二八	四九五、八〇	一四〇、九三八	二、四〇	一四〇、九三八	五四、七〇二
香々美南村	二七四、一〇	四四、一〇	六六、六、七九	二、〇〇六、一三	八三七、〇五	一一、四〇	八三七、〇五	一四〇、八九
香々美北村	一三七、九〇	一二九、一三	四五八、五五	四三、三五	二、二八七、四八	四、一七	二、二八七、四八	四七、五五三
津山東町	二〇三、九四	六五、八五	六〇八、四三	一、四一	三三三、八四	一、四一	三三三、八四	一三〇、三五
高野村	四三、七〇	二一、三〇	八九三、〇四	—	四八六、一〇	五、三〇	四八六、一〇	二一〇、八二
東苫田村	二七〇、九六	二六、四八	四五一、四五	四〇、六〇	三六三、三四	五、九〇	三六三、三四	一四〇、九三八
東一宮村	一九三、九〇	一六、三〇	二一、九〇	七三、六	四五一、四五	六、一〇	四五一、四五	四七、五五三
神庭村	二四八、一〇	一四、一〇	一四、一〇	六二一、五〇	九一八、〇〇	六一、一〇	九一八、〇〇	一三〇、三五
高倉村	三三、八四	二一、八四	五〇、四九	一、八七九、〇七	一、九七四、八五	五、六八	二五一、六四	一、八七九、〇七
高田村	三七九、七七	一三三、七九	八六二、六六	一〇八、四六九	一、九七四、八五	八、八四	一、八七九、〇七	一〇八、四六九
加茂町	二五九、一九	七〇、八五	六六五、〇六	三、三六二、四〇	一、一四	一、一四	三、三六二、四〇	九八、六〇四
西加茂村	三七、一三	四八、四七	五七九、四三	一、〇五九、二一	五九、五〇	九、〇〇	一、〇五九、二一	二、一六、一〇
東加茂村	二、四七一、〇〇	二五、一〇	四七、八五	一、三五、一〇	一五、八三七	四〇、八五	一、三五、一〇	一二、六四六
上加茂村	一五〇、七六	四四、三〇	四四、四〇	二、一八六、二八	四七、八五五	四四、四〇	二、一八六、二八	五四、三四二
阿波村	一四〇、一七	二一、六九	三三、六六	一、六四三、六六	一、八四一、一三	一四、八四	一、六四三、六六	四〇、〇八八

因みに前記田・畑地の内、田は其約八割を占むこ雖も、米穀年産額は僅かに十二萬石内外なれば、將來開墾、耕地整理等に依りて、耕地の增大を圖るは、土地利用上將た農村經濟上、最も喫緊事に屬すこ謂ふべし。次に林野は本郡地積の約八割を占め、林野の豐富なるここ縣下屈指の大郡たり。而して森林植物帶上より觀察すれば、温帶林及暖帶林の地域に屬するを以て、林木の成育に適し、生長頗る良好なれば、かゝる天與の林野を利用して後年大森林の造成を期するは、亦頗る喫緊事に屬すこ謂ふべし。

第七章　山　川

第一節　山　嶽

本郡は大半中國山系中に在りて、高嶽峻嶺各處に相對峙し大山臺の趣あり。而して本系は郡の西北境なる富村乘幸山の山臺を措いて、山乘山（一、〇五三米）より郡境を東北に走りて三國山に至り、折れて東南に延び、郡の東北を東南に抱擁し那岐山に連る。泉ヶ山の高嶺を前驅させる花知の山脈は、國境より南下して奥津・久田・香々美の兩谷を劃し、遠く小田村北部に突出して岡阜を成し、支峯角仙（一、一五二・七米）の脈は香々美北村・加茂町・高田村境を經て、入道・桝形・黒澤の諸高山を成して南下し、田邑村神樂尾山に至りて津山附近の岡陵を成す。之が別脈は西加茂・高田村境を東南に走りて、天狗寺山（八三一・八米）を屹立せしめて附近の地帶を高臺たらしむ。又八本越の峻嶺は阿波・加茂の兩溪を形成し、大ヶ山を峙たしめ、小中原に達して止む。今左に各村に聳立せる主要なるものを列記せん。

（一）城　　山　一に美和山と稱す。二宮村の中央部に在り。高さ一八一・八二米、全山松樹繁茂す。頂上平坦にして城堡の趾を存す。昔時立石中務丞高光此に城き居れりと曰ふ。

（二）盒　屓　山　院庄村大字戸島及田邑村大字下田邑の境に聳ゆ。一小山に過ぎざれども、其の山形盒屓に似

たるを以て稱せらる。山上に古城址あり。全山松樹茂り山頂の眺望佳良なり。

（三）仙　形　山　芳野村大字眞加部と、小田村との境界に聳ゆ。高さ二八〇米、吉井川其の西麓を流る。眞加部より小徑を辿りて登山すべし。吉井・香々美の二川環流の平野を一眸の下に收め、眺望絶佳にして、春秋の遠足に適す。山頂素と松樹鬱蒼として天を蓋ひ、巨木枝を交ゑて晝尚ほ暗きの觀ありしも、先年悉く伐採して目下學校林と爲り、稚松矮櫟栽植せらる。此地松茸の名所なりしも今は全く其の實なし。

（四）檜　　山　鄕村の西北中谷村の境界に聳立す。高さ一九〇米、山容略々三角錐形をなし、大部分岩石より成る。山上に高山神社の攝社檜山神社あり、往時妙見菩薩を勸請せしが、維新當時神佛混淆を禁ぜられしため、佛體は本村福泉寺の境内に遷祀したり。山巓眺望絶佳にして、晴天には西北峰巒を隔て、伯州大山を望むべく、他の三面は作州諸郡の連峰平野を指顧すべし。山中に行者谷天狗岩の奇勝あり。登山道は鄕村より、中谷村よりあり、久米郡大井東村大字宮部よりするもの〻三道あり。

（五）雲　井　山　大野村大字上森原の境に屹立す。高さ六五八・八米、滿山松林にして多く松茸を産す。頂上に一小祠あり。法釋權現と云ふ。此處眺望頗る佳なり。南面の山腹に淵長鑛山ありて黄銅鑛の採堀盛なりしも、現在休止の情態にあり。

（六）男　　山　大野村大字土居に在り。高さ二六〇米、東南北の三面は芝生にして樹木少く、山容圓錐形をなす。頂上の眺望頗る佳なり。近年女山と共に四國八十八箇所の靈場に擬し、弘法大師を勸請せしかば、四方

より善男善女の來賽者甚だ多く、特に近來園地として設備をなせしため、登山者少からず。

(七) 女　山　大野村大字土居に在り。男山の南方數町の處に對峙す。高さ二〇四・八米、男山より稍々低しと雖も、眺望亦宜し。東南の半面は六角の石柱重疊して恰も木材を積みたるが如く、頗る奇觀といふべし。これ即ち名高き女武岩なり。弘法大師勸請以來男山と同じく參詣するもの多し。

(八) 小田草山　小田村大字馬塲の北部に在り。高さ三六三・六四米、天正の初年齋藤女蕃の居城たりしことあり。全山、樫・杉等の老樹繁茂す。

(九) 志毛夫良山　小田村大字塚谷の西北部に在り。高さ三〇三・〇三米、西北は久田下原に境し、山中に石切塲の古趾あり。山は松柏の常盤樹林なり。

(一〇) 伊登呂岐山　小田村大字塚谷の東北部に在り。東は大字馬塲、北は久田村大字久田上原、西は久田下原に接し、高さ三三三・三四米、全山、芝草地たり。

(一一) 菖蒲山　小田村大字上森原の最北端にあり。北は久田村大字河内に接し、高さ四五四・五五米にして全山芝草たり。

(一二) 尼ケ山　中谷村及富村に跨り聳ゆ。高さ實に七六五・七六米、峻峯雲表を抜いて聳ゆ其の形富士山に似たり。故に又中谷富士の名あり。山上樹木なく遠く十數里を瞰望すべし。

(一三) 大松山　一に高巖と曰ふ。中谷村大字山城に在り。峨々たる二基の奇巖相並びて聳立すること五四・

泉ケ山

桝形山

大町瀧

矢筈山

五五米、其の頂に數株の松樹あり。頗る奇觀たり。

（一四）不　溜　山　富村大字富東谷・大字富西谷の境に在り。群峯中の高山にして、高さ一二四・五五米、山頂遙に南海及北海を望むべく、眺望頗る佳なり。

（一五）扇　　山　富村大字富東谷の西北に位す。高さ七五七、七米、雜木繁茂す。山頂の北端平かにして眺望絶佳なり。

（一六）奈良井山　久田村大字土生及富村大字富東谷に跨り聳ゆ。高さ五七五・七六米、山巓には矮草叢生し、山麓には雜木多く、谿谷は杉の植林地多し。

（一七）泉　ヶ　山　泉村大字養野の北境に在りて、香々美北村奥津村の境に跨る。高さ實に一二〇九・〇九米、頂上泉村に面して巨巖屹立するあるも、全山概ね岩石少なく、山勢嶮峻ならず。半ば樹木を以て被はる。頂上に陸軍測量臺の設あり。北は北海を望むべく、南は遠く兩備の山丘を望み、近く津山附近の平野を俯瞰すべし。

（一八）將　棋　山　泉村大字箱に在り。標高九〇九・〇九米、形將棋の駒を立てたるが如し。西は富村の北部山嶽に連り、頂上雜草叢生し、中腹以下は雜木原生地なり。

（一九）岡　曾　山　羽出村大字羽出に在り。羽出東谷と羽出西谷との分水界を爲し、高さ九六三・七米、山容圓錐形を爲し、山頂よりは遠く北海を望むを得。山の北側は森林鬱蒼たる原生林を爲し、東南兩面の山腹を日露戰役記念及御大典記念として杉・扁柏の植林をなせり。南麓の上原谷及び北麓の足谷には、蒼鉛を主とせる

鑛山ありしも現今は休鑛せり。

（二〇）乘　幸　山　羽出村大字羽出西谷と富村との境に在り。高さ一一七一・一一米、山欅・樸・栗等の原生老樹繁茂し、上部は保安林と爲り居れり。

（二一）山　乘　山　羽出村大字羽出西谷と眞庭郡中和村境に聳立す。標高一〇五三米なり。

（二二）湯　山　嶽　羽出村に在り。奥津村の村境に接す。高さ一〇五七・八八米、此山より西南睦合谷まで延長約一里の山麓には杉・扁柏の植林多し。

（二三）湯　　山　奥津村の西北部大字奥津川西にあり。南は羽出村に、北は上齋原村に面し高さ一〇五七・五九米、天氣晴朗の日頂上より北方を望めば、遠く日本海と山陰の名山たる大山とを望むを得。山の北面及び東南半腹に至るまで老樹鬱蒼たり。

（二四）花　知ヶ山　奥津村の東北部大字下齋原に在り。香々美北村大字越畑及び加茂村大字倉見との接合點に跨る。高さ一二四七・五八米、全山樹木繁生す。

（二五）三　國　山　上齋原村の北境に在りて作・因・伯の三國に跨る。高さ一二五二米、山頂に上れば東北遙に鳥取市街及北海の波濤を下瞰するを得。又大山・船上山等山陰の諸山を望むを得べし。山巓の一部を除くの外悉く鬱蒼たる森林にして、生木は山毛欅・槲・みづめ・櫻・杉其他の雜木なり。

（二六）大　　畝　上齋原村の北境三國山の西南に在り。高さ九七五米、山は東側を除くの外茅原にして、北

方開け、秋晴の日には伯耆の近海を往來する小船をも數へ得べく、本村中の山岳中、北方の眺望は此の山に如くものなし。

（二七）人　形　山　上齋原村に在り。高さ一〇〇四米、山腹の人形仙越は伯州東伯郡に通ずる要路にして、現に郵便線路なり。人形山の東南側面に杉の天然林あり。鬱蒼として生育し、其數幾十萬なるを知らず。

（二八）霧　ヶ　仙　一にきりぎりすと稱す。上齋原村に在り。高さ一〇七九米、山毛欅其他雜木密生す。

（二九）みかのこ山　上齋原村の西南、奥津村・羽出村の境上に在り。高さ一〇五七・八米、山中山毛欅多し。

（三〇）三ヶ上山　上齋原村の東南端に在り。高さ一〇五〇米、山巓は芝生にして眺望佳なり。山中山毛欅・熊笹多し。

（三一）笠　松　山　高さ一〇〇米、西苫田村大字小田中の西北隅に在り。津山市街及二宮松原を瞰下して眺望佳なり。舊田邑往來は山の東部中腹を經過す。此山は笠松陣の古戰場なり。

（三二）神　樂　尾　山　西苫田村大字小原及田邑村大字上田邑の境に在り。高さ三〇八・四八米、古城趾なり。頂上平坦、滿山松樹茂り中腹は柴草場と爲る。

（三三）平　家　山　西苫田村大字小原の西北に在り。高さ二四〇米、神樂尾山の地脈にして、別に一山を爲し、松茸を產す。

（三四）黒　澤　山　一宮村大字東田邊に在り。標高五九六・九七米、山形東西に蜿蜒し、水成岩の露出多く、

松樹其の他の雜木は山頭山腹の各所に繁茂す。山頂に近く福一萬虛空藏を安置せる萬福寺あり。四方よりの賽人多く、眺望頗る佳なり。

（三五）霧　山　標高五一八・一八米、一宮村大字西田邊に在り。東は黒澤山の餘脈に當り、西は桝形山と相對す。登路一條にして南よりす。頗る嶮岨なり。

（三六）中　山　一宮村大字西一宮に在り。北に黒澤山聳立し、南に神樂尾山峙つ。其の中間に在るを以て中山と稱し、又長良嶽と稱す。高さ二四二・四二米、岩質堅く表面は多く砂質を混じたる粘土に掩はる。多くは採草地なるも、山上松樹多く、東麓は樫・檜等の森林を爲し、中山神社の境内に及ぶ。此の山所々に三度栗と稱する栗ありて一樹にして毎年二回・乃至三回結實す。傳へて曰ふ弘法大師の與へしものなりと。

（三七）桝　形　山　香々美南村大字香々美に在り。一宮村大字田邊に跨り、標高六四五・二米、山頂桝形なる廣き敷地の跡あり。一帶に菅茅を生ず。故に此の名あり。眺望に富み中腹以上は保安林にして、以下は一帶栗・樫・櫟・等の雜木林を爲し、中部に赤松散在す。

（三八）入　道　山　香々美北村大字大町と高田村大字上横野との境界に聳ゆ。高さ七五二米、柴草山にして眺望稍々佳なり。高田村なる横野川の水源地たり。

（三九）盛　籠　山　東苦田村及高田村の境界に峙つ。標高六五・一五米、山容恰も盛籠の如し。故に此名あり。全山松樹密生し眺望佳なり。

山王嶽

中谷冨士

瀧野横

黒澤山

（四〇）烏　ガ　山　神庭村大字綾部及高田村大字大篠との境に聳ゆ。高さ七〇〇米、險阻にして山上に大巖石あり。眺望に富めり。

（四一）醫　王　山　神庭村大字吉見に在り。加茂川の西岸に屹立す。高さ三〇三・〇三米、山相圓錐形にして頂上平坦、芝草叢生す。天正年中尼子氏の屬將鹽屋佐助の古城址なり。

（四二）鉢　伏　山　神庭村大字綾部に在り。高さ八三三・三三米、山道險阻なりと雖も、地味良好にして草木の生育に適す。溪谷には人工植林に依り杉・檜鬱蒼として繁茂す。

（四三）天狗寺山　高田村大字大篠の北部西加茂村の境界に屹立す。高さ九三・九四米、山頂樹木無し。山腹以下雜樹多し。

（四四）下リ茅　高田村大字大篠の西北部西加茂村の境に聳ゆ、天宮寺山の西に連る。高さ七二六・〇六米、下り茅越と稱し、高田村より西加茂村大字行重に通ずる小路あり。溪間には植林多し。

（四五）西　ヶ　山　高田村大字上横野の北部西加茂村の境界に聳ゆ。高さ六九六・九七米、其の山脈西北は荒阪越に、東方は下り茅越に連る

（四六）志　田　越　高田村大字上横野の北部、加茂村の境に聳ゆ。標高六四〇米、傾斜急ならず。西部より南方に亘り入道山に連り、東南は荒坂に接續し、横野川は其源を溪間に發し、山麓の奥谷には高田村外四箇村の共同植林地あり。

（四七）入　道　山　高田村大字上横野の西北部、香々美北村の村境に聳ゆ。高さ七五一・五二米あり。

（四八）天王山　高田村大字下横野及上横野の境上に跨る。高さ三七八・七九米、山麓に植林多し。

（四九）八本峠　加茂村大字倉見に在りて、東北は阿波村の境上に跨り山上一大高原をなす。山頂よりは烏取市附近及び日本海岸加露ヶ濱を一眸に集め、眺望最も佳なり。此山一半は櫟・椎等の巨木繁茂し・一半は管茅雜草を生ず。數年前より雜草を薙ぎて、扁柏杉欅等の植林をなせり。山中栗・木材・木炭・椎茸・五倍子蕨・獨活・すゞのこ・ふき等を産す。高さ九二二・七三米あり。

（五〇）天狗岩山　加茂村大字倉見の北境に在り。標高一一九六・七米、其の脈延びて東するものは東西兩扇谷山ごなり、西するものは角ヶ山ごなり越畑の境に屹立す。急峻なるこご此の山に若くものなし。頂上に陸地測量部の標石を設く、其下には廣き「程原」の裾野あり。

（五一）臺ヶ山　加茂村大字倉見天狗岩山の西に在り。標高九九九・〇九米、形恰も摺鉢を倒にしたるが如く、山上凹にして一大池沼をなす。池中に小社あり。南方遠く久米の諸山を眺め、近く加茂川の蜿蜒たるを見る。眺望佳なり。

（五二）樽岩山　加茂村大字倉見、臺ヶ山に隣し山腹に奇岩多し。中にも岩中より水の漏出するありて、其音恰も樽より水を出すに似たり。因つて以つて名ごなす。鬼の門・三つ岩の奇岩も亦此山中に在り。

（五三）金比羅山　西加茂村の中央に在りて、高さ三三〇米、山の頂上には村社金比羅神社を奉祀し、前面中央は數百年を經過せる老松・古杉繁茂し、交るに櫻・櫟等を以てし、蓊鬱を極む。其の東方に御旅所ありて、

此所一帶に櫻樹を栽ゆ。加茂三村を瞰下し風光明媚なり。山上古城址を存す。

（五四）和泉山　西加茂村大字百々に在りて、高さ三〇七・八八米、山中に往古の寺址を存し、櫻樹數株ありて眺望佳なり。

（五五）公郷山　東加茂村大字公郷に在り。標高三六三・六四米、山脈東は那岐山に連りて、山上樹木無く雜草を生す。

（五六）津川山　東加茂村大字下津川に在り。山高からずご雖も樹木繁茂し、山谷は杉・檜・栗等の良材を産す。

（五七）櫻尾山　上加茂村大字物見に在り。作・因二州に跨り、高さ九五六・九七米、村内第一の高嶺にして阿波村の大ヶ山ご對峙す。古昔は天然の櫻樹全山に滿ち、風致頗る優美なりしご云ふ。櫻尾山の名ある所以なり。現今山麓は杉檜の植林あり。中央部以上は雜木林なり。山上より鳥取の海濱を遠望すべし。

（五八）大釋山　上加茂村大字知和に在り。東南は東加茂村大字公郷境に聳峙す。高さ八五〇米、山麓には少しく雜木林ありご雖も、中央部以上は概ね雜草叢生す。眺望佳にして嶺上奇岩多し。

（五九）高山　一に矢筈山ご稱す。上加茂村大字知和及び大字山下に跨り、高さ七五三・九四米、天文中毛利の屬將草苅氏の居城址にして、絶頂の巖壁は之を北面より見れば、其狀巍峩ごして恰も矢筈の如し。天を仰ぎ口を開く處、宛然獅子吼に髣髴たり。筈の口凡そ九間深さ二十丈餘にも及べり。突兀して險なれば、登山の人多くは戰慄して覗く能はずご云ふ。

（六〇）釋　山　上加茂村大字物見に在り。高さ七五〇米、作・因二州の國境に聳峙す。東北に因幡の山川を見、西南に加茂の幽谷を望み殊に勝田郡の那岐山に相對峙す。

（六一）寺　山　上加茂村大字青柳に在り。高さ六四一・八二米、加茂谷五ケ村の中央に聳峙す。古老の傳ふる所によれば、昔此山には冬葉持と稱する一株の古柳ありしを、今より凡百年（年代不詳）以前に伐採せりと云ふ。尙當時は上寺・下寺と稱し、二つの寺院あり。且つ絶頂には中山神社を祠るなど由來深き山なり。

（六二）白　金　山　上加茂村大字青柳に在り。高さ五九二・一三米、地質は全山殆ど石灰岩にして、山の絶頂に直下幾百丈なるを知る能はざる大洞穴あり。今は岩石採取に危險なるを以て其口を閉せり。

（六三）釋　山　上加茂村大字知和に在り。高さ五〇〇米、本村内には釋を冠するもの三嶺あり。當山は三釋中殊に低く、昔は日吉國司の社此處にありたり。（今は上加茂神社に合祠）嶺上の巖石頗る奇絶なり。

（六四）野々原山　阿波村字大杉より西加茂村倉見に接する村境に在り。標高一〇六九・〇九米、本村第一の高峯なり。登道五十餘町甚だ急峻ならず。頂上より北方を望まんか、鳥取市街加露浦・日本海等を一眸に聚め、絶景言ふべからず。地質は腐殖土に細砂を交ふ。山中「すゞ」の子竹に密生し春日採筍の人多く來る。絶頂は唯雜草を生ずるのみ。

（六五）大　ガ　山　阿波村字西谷・中土居・大畑・瓦所・四部落の西、西加茂村倉見に接する村境に在り。標高九九〇米、本村第二の高山なり。蓋し上古の死火山にして、麓に廣き裾野を控ふ。頂上は恰も壺の如し。

五合以上は樹木無く唯茅笹を生ずるのみ。眺望佳にして西南は久米郡の諸山を望み、東南は加茂・高野地方の平野を望むを得べし。山上に沼あり大ガ池と云ふ。中に龍王を安置す。山谷を下りて字尾所より倉見五林原に至る道路あり。登路は西谷よりするものと、大畑よりするものとの三條あり。

（六六）黒　岩　山　阿波村字大高下・大杉の北方、因州社村に接する國境に在り。標高九〇八・一八米、山頂凹字形をなす。蓋し上古に於ける噴火口の趾ならん。凹字形の四圍より滲潤する水相集まりて小流を爲し、阿波川に注ぐ。山上凹字の四周眺望極めて佳、殊に北方因幡路の諸山より遙に鳥取平野及砂山を望むを得。附近一帶雜草繁茂し牧場に適す。此の山の頂上を經て鳥取縣八頭郡社村に到る道路あり。

第二節　河　川

郡の北境を東西に走る中國分水嶺より南下する幾多の諸川は涔々滔々流れて小を合せ細を容れ、恰も一大川字を形成して幹流と爲り、郡の最南端に至りて相合し、久米・勝田兩郡の間に入る。西なるものを吉井川と爲し、東なるものを加茂川と曰ひ、中央のものを宮川と稱す。三幹流の中間は岡巒丘阜起伏してその大部分を占め、北するに從ひて漸次傾斜の度を增し、其の極は高山峻嶽を蟠屈對峙せしむ。而して、其の溪間を奔流するものは、郡の中央以南より稍々顯著なる河系の發達をなし、山岳樹木の關係は空中濕氣の凝結を容易ならしめ、降雨比較的多くして、水流涸渇の患なく、用水灌漑の利便多し。左に其の主要なるものを列記せんか。

（一）紫　竹　川　源を田邑村大字上田邑の大澤池より發し、湯谷川の小流を合せ、南流して萬代川と相會し、二宮村に入り、美和山の北麓を迂廻し字大那に至り、猫淵の深潭を作り、東流して西苫田村大字小田中に入り、津山町の西端に沿ひて吉井川に注ぐ。流程壹里二十八町餘、河身の最廣部下流に於て四間に達す。鯉・鮒等の漁族を産し、沿岸の地水利灌漑の便あり。夏時螢多し。

（二）滑　　川　神戸井堰の末流にして、院庄村大字神戸字沖田に於て分水し、東南迂廻して大字院庄に入り、字昆沙門より東南に流れ、院庄二宮兩村の村境より吉井川に入る。流程二十町、鮒・鰻・鯰等を産す。

（三）香々美川　源を香々美北村大字越畑字本谷奥なる花知が山の麓より發し、村の中央部を南流し、大字岩屋字ヒブラロにてヒブラ川を入れ、大字大町字中林口に至りて中林川の溪流を合せ、更に南下して大字眞經字大谷にて大谷川、字井倉にて井倉川を合せ、大字百谷字横部に至り此にて又百谷川及井村川を入れ、東南に曲流し香々美南村大字寺和田に入り、其中部を流れて字小原に至り、急湍奔流し兩岸の巨巖に激す。里人之を犬馳（イヌバサリ）と稱す。之より大字香々美を過ぎ、大字市塲の西部村境を西南に流れ、大野村大字和田に入り、字妙願寺に至りて一深淵を成す。之を彌右衛門淵と稱す。此處より南數町にして大野橋を架す。長さ二十二間、更に南流して、大字竹田に入りて、男山・女山の東麓を流る。女山の麓流に沿ふて砂岩の斷層高さ二十餘間の絶壁を見る。遠く望めば恰も整然たる石垣の如し。是縣下稀に觀る所の玄武巖なり。之より南十餘町稻荷橋の下を流れて芳野村大字寺元に入る。伯耆往來の縣道は字中會に槃橋を架して之を通す。長さ二十一間、此處にて山人

川を入れ、更に南下して大字古川字橋本に至り、芳野橋長さ二十二間の下を流れ、字寺下に於て布原井手の末流を入れ、袖ガ淵を造り南流して字落合に至り、吉井川に注ぐ。袖ガ淵は一に往生淵と稱す。後村上帝の御宇藤原筑後守景清なるもの、村上某の爲めに要擊せらる。其母之を悲しみ淵に投じて自ら溺る。衣袖の淚未た乾かさるに又水底に沈みし故、斯く稱するに至りしと傳ふ。

本流の流程七里二十町、上流は石出て水激し湍と爲り、淵と爲り景趣一顧に値するもの少からず。大字寺和田に鹽瀧淵あり。附近に鹽瀧神社を祀りしが、今は合祀して跡なし。字片岡に時嶽あり。時刻を報ずといふ。狐巖は字江谷に在り。妬婦化して巖となる。觸るゝものは必ず祟ありと。夫婦巖は字新道に在り。共に本流中の奇巖なり。鮒・鰻・鯰等の雜魚を産し、殊に大字寺和田以北の上流は岩魚を産す。

沿川の地一帶水利に富み香々美北村には菊市・濱子・金穴・曲淵・山神・唐戸・西の前・津井堂・德藤・兩免・坊が市の各井堰あり。香々美南村には小瀨原・日下・馬橋・長畑・國成・爲秀・鍋・布原・楮原等の井手あり。大野村には八俵田・大井手口・妙願寺・男山下・六右衛門・開等の各井堰あり。芳野村には寺下井堰あり。共に耕地の灌漑に便す。

（四）山　入　川　大野村大字眞永寺字山人三瀑に發源し、村の西部を南流し竹田に至り小座川と會し、寺元に至り香々美川に會す。

（五）小　座　川　大野村大字眞永寺の西北より發源し、小座の東部を南流し、竹田に至り山人川に會す。

（六）鄕　　川　鄕村大字高山なる檜が山に發し、高山の中部を東流し、大字原の境界を流れ、大

字薪森原に到りて東に曲流し、吉井川に入る。流程壹里拾八町、河身最廣三間に過ぎず。灌漑用水の便あり。沿川の地古來多く螢を産す。

（七）別所川　源を小田村大字上森原の別所谷に發し、南流し、字市場原に至りて大字馬場より來る大山川を入れ、更に南流して下森原・上森原の兩大字の境を爲し、森原川となり中谷村大字人に至り吉井川に注ぐ。流程一里半、川幅最廣二間許り、水量少しと雖も、流域は灌漑に便あり。多く鰻を産す。

（八）ヶ谷川　塚谷の北方山間より發源し、塚谷を南流し中谷村境に至り吉井川に流ぐ。

（九）中谷川　中谷村大字中谷字大成に發源し、中途字忠野より流るゝ溪流を合せ、字湯指に至りて吉井川に合す。流程壹里餘、湯指橋・影橋・横山橋等の溪橋を本流に架す。

（一〇）登美川　源を富村大字富東谷の山間より發し、南流して出谷・暮石を過り、富西谷より發する白賀川を合せ、富仲間の溪間を流れ眞庭郡美和村に入る。流程三里二十六町餘、沿岸の諸部落皆灌漑を此川に取る。鱒・山椒魚・岩魚（ヒラグ）（鮮）等を産す。大正十年中國水力電氣株式會社は、大字富仲間字屋登より本流の水を引いて同字明見に發電所を設けたり。

（一一）余川　富村大字富西谷上杉峠附近の溪間に發源し、南流して、余川・大楠を過ぎ眞庭郡美和村に入り、行く行く登美川と相會し旭川に注ぐ、富村の流程凡そ二里三十一町、鱒・岩魚の産多し。

（一二）羽出川　羽出村大字羽出、字新古屋なる、往時鐵山所在地たりし中國山脈の山中に發し、南流壹里

（一三）吉井川　郡内第一の巨川にして水源を上齋原村の東北境三國山の南麓なる字遠藤に發し。遠藤川となり南流して、水源を三國山に發せる中津川と合し（中津川の上流に岩井瀑あり）稍々西流して、伯州往來たる縣道に沿ふて流るゝ天王川の溪流を入れ、益々西南に流下して木路川・湯谷川の小流を合せ、奥津村大字下齋原に入る。（上流より此處に至る流程五里）奇巖怪石流域に横はり、深潭急湍相連り、景趣見るべきものあり岩魚・山椒魚・ウグイ等の魚族を産し、沿川の地灌漑の便少からず。下齋原に入りたる本流は字落合より曲折し、村の中央を東南に貫流し、大字奥津に至りて大字奥津川西に通ずる久鳥橋を過ぎ、少しく西流して字大釣に至り、有名なる鮎廻の瀧となる。河水巨巖の爲に狹められ水勢奔騰すること數間、澎湃洶湧轟然として雷の如し。初夏の交鮎魚此處に到りて登る能はず、回旋して下る。故に此の名あり、瀧の下流四町にして臼淵あり。此間兩岸屏列、秀樹參差清流に映じ、水光雲影瀲々として搖動す。川の東岸に大釣温泉あり、實に本流域中の勝地なり。此の邊鮎、鱒等の漁獲あり。大釣温泉及び字小畑の間に大釣橋あり。（奥津村に於ける流程壹里三十町）之より羽出川を合せ（羽出川流程十二町）泉村に至る。東岸には中國水力電氣株式會社羽出發電所あり。之に通ずる葛屋橋あり。字小山と布江との間の流域に高淵あり、東岸山腹に夫婦巖あり。水力電氣會社の水流堰堤は蜒々相連り、泉村下木原に至りて變電所を其の東岸に設く。斯くて本流は南下して（泉村の流程一里二十四町）久田村大字黒木に入り、大字河内との間を流れ、村の中央稍々南より東向西下、迂廻して大字久田下原字國原と大字土生字大日名との間を南し、小田・中

谷兩村の境界に入る。久田上原字谷合と黒木字谷合との間に谷合橋あり。久田下原字原と土生字下土生との間に土生橋あり。簗瀬・稚子谷・屏風巖・梶・松蛇・虚空藏・鳥越等の淵は本村の流域中に在り。字下黒木の屏風巖及び黒巖は河中及び河岸に聳立す。河東の鳴神・黒巖・國原・及び河西の王子・長土路等各用水路は何れも本流に井堰を設けて水利灌漑の便に供す。（久田村の流程壹里三十町）傳へ聞く「萬治年中久田村以北の貢米を收納すべき倉庫所在地なる、現在の泉村内より津山城下に至るの間、河舟運行の爲め河川の開鑿をなし、高瀬舟を上下せしめ居りしが、延寶元年洪水の爲め舟路再び壅塞し、爾來運行を絶ちしが、明治十四年の頃黒木村戸長本庄德治郎獨力を以て中谷村字湯指以北の河身を浚渫し、久田上原字谷合まで高瀬舟を溯航せしも、鳥越部落民の苦情により訴訟となり、尋で洪水爲め舟行五六回にして復た絶ゆるに至れりと」本流は久田村に入りて久田川と稱せらる。

前記羽出村字阿曾の中國水力電氣株式會社發電用水の溝渠は羽出村・泉村・久田村の吉井川の左岸なる各山腹溪谷を鑿ちて迂曲殆んど五里、久田村大字下原笹屻を越えて、落差四百尺本流に合し一秒よく、六〇〇ヰロワットの電力に變じて各所に配電せらる、又會社より久田村大字下原に、農業用水として、夏季分水せる灌漑水は、同地方凡二十五町歩の山林・畑地をして、豊穰なる耕作田たらしめたり。

斯くて本流は小田村大字塚谷字屏風に入り東南に流ること數町、字小川尻に至り西南に曲流して杓淵を成し、其處に中洲を生ず。洲の西端水流中に巨巖あり。龜巖と稱す。形龜に似たるを以てなり。龜巖の下流に家

巖あり。（小田村流程約十町）之より中谷村大字入に入る。而して右岸は同村大字山城なり。村内の流域中、家が淵・京女郎淵・二王門淵の深潭を作り、德目・松が瀬・西原・國原・崩等の井堰あり何れも水利灌漑の爲めに設けらる。一帶に魚族多く殊に十數年以前迄は、小田村大字塚谷字國原、中谷村大字入字西原の簗は、香魚の捕獲の多きを以て著名なりき。

吉井川水力電氣株式會社は久田村大字久田下原字鳥越淵の下手國原井堰より左岸に沿ひて、小田村の字九谷より中谷村大字入字百々の地に水を引いて落下せしめ、發電所を大正九年五月設けたり。

河流は夫より東南に向ひ、別所川を入れ大字山城字昆沙門（中谷村流程一里）より鄕村大字原に入る。左岸は小田村大字小座及び芳野村大字眞加部に屬す。曾て大字眞加部と原との間に簗場ありき。多く香魚を捕へしと。其下流に中洲あり、呼て中河原と云ふ。反別二町餘歩、雜木叢生す、兩村の流程中渡船場二ヶ所あり、上を開き渡（眞加部渡）、下を下河原渡（宗枝渡）と云ひたりしが、大正十四年中關係部落有志相圖りて宗枝渡船場に架橋し上錦橋と稱せり。（長さ約五十間）此邊流幅廣く舟運の便なきに非ざるも筏を下すに過ぎず。沿岸漸く山を離れ田園相連り、芳野村大字眞加部に直加部井手、大字宗枝に開き井手、大字古川に神戸井堰、大字吉原に新井手を設け、鄕村に於て毘沙門井堰・藤が瀬井堰を設けて、水利の便を取る。（芳野村の流程約壹里十三町）本流は益々東南に向ひ、大字古川に於て香々美川の朝宗を受け、院庄村大字神戸に入る。右岸は久米部久米村にして同村大字宮尾字中須賀と、大字神戸を聯絡せる縣道に架せる錦橋あり。此所に久米川を合せ東

流して嵯峨山の北麓を環流し、久米部佐良山村大字中島の田圃に灌水する嵯峨井堰を横切り、二宮村字高瀬に入る。（院庄村の流程凡二十九町）大字院庄・神戸を流るゝ域中を青背の流と云ふ。傳へて曰ふ、後醍醐帝西狩の時、愛鶚青背と名くるものを携へ給ふ。龍駕此地を過ぐる時籠を開きて鶚を放たる。故に此名ありと。

二宮村字天王の沿流に男子巖あり。傳説に高野神靈の降臨ありし靈巖にして、北岸の路上より石を投じて巖上に止まるときは男兒を得といふ。其下流に宮下井堰あり。堰下に中島の渡あり、更に東流して一瀬を過ぎ、西苫田村に入る（二宮流程凡十二町）。此の一瀬に作備線の鐵橋あり、此所にて佐良川を合せ東北に彎流し、津山町の西端に於て紫竹川の小流を合す。佐良川注入の所に一方渡あり。津山口驛に行く捷徑に當れり、之より本流は津山町を抱擁東南に流彎し同町大字寺町裏に於て甚二郎堰を横切り、大字材木町裏に至り覗淵の深潭を作り、覗井堰を設けて久米郡福岡村の灌漑に供す。宮川は大字材木町と橋本町とを區劃して此處に會す、本流は東南に向ひて津山東町に入り（津山町の流程凡三十五町）。同町大字川崎字落合に至り、此所に加茂川を合流し、勝田郡河邊村と久米郡福田村との境界に入る（津山東町流程凡十五町）。津山町大字寺町と久米郡佐良山村大字一方との間に境橋あり。縣道にして木橋延長五十五間巾三間あり。大字小性町と久米郡福岡村との間に今津屋橋あり、對岸久米郡福岡村大字横山に、作備線停車場津山驛の設けられし爲め、本橋は大津山町の玄關橋として價値付けられ、大正十三年大改修を施されたり（橋長五十八間幅四間）。津山東新町と福岡村との間に天神橋あり。共に津山町と久米郡各村を聯絡する要路なり。津山町以西院庄村邊の流域を一に錦川と稱

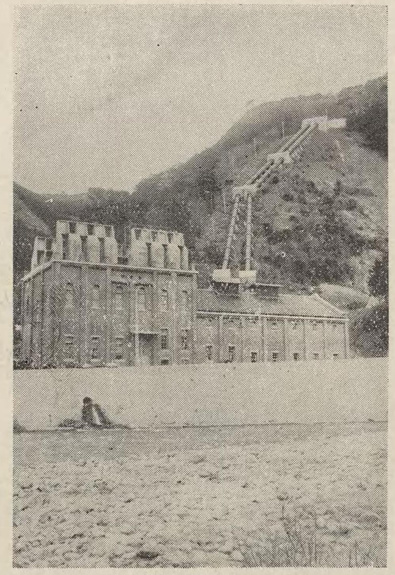

久田發電所

津山大橋

す。沿岸は紅花・黄葉・緑蔭・白雪の渓間、平野に水色と相映して、景趣を添ふる處多し、現在の津山・倉吉間の道路の改修せられざりし以前は、沿道各村の物資輸送は大抵本流に依りしを以て、高瀬舟の上下するもの多かりしが、今は唯僅かに竹木材を組立てたる筏の、流に順ふて下れるを見るのみとなれり。鯉・鰻・鮎・鮎・鯰鮫其の他一般の淡水魚族多く、釣魚・打網の好適地少からず水源地より本郡内の末流迄流程凡十六里餘あり。

（一四）蘭田川　水源を西苫田村大字惣社なる神楽尾山の東南麓金光面より發し、高谷池より發する岩清水川の小流を合せて東南に迂廻し、字田中より更に南折し、字竹の馬場に至りて津山町に入り、大字宮脇町と西今町との間に架せる翁橋の下を流れ、大字鐵砲町の東端より東南に曲流して吉井川に入る。流程凡二十町。

（一五）宮川　一宮村大字西田邊霧山の西麓字菅澤に發源し、南流して更に東に折れ大字東田邊字影山に於て石原川を入れ、中山神社の北端に至り此所に宮の瀬川の細流を合せ、一宮及東一宮兩村の境界を東南に曲流し東一宮村字落合に至りて横野川を入る。是より上流を地方に於て鵜の羽川と稱す。鍋淵は水源地たる菅澤の下に在り。往古中山神社の祭神出現ありしとき、有木某饌を供し其器物を此に埋めしと傳ふ。西田邊字長峪尻の河岸に神座石あり。方七・八丈許り中山神社の境畔流域に在り。斯くて本流は南下して一宮村龍の口に至り、右岸は西苫田村大字上河原、左岸は東苫田村大字太田の境界を東南に迂流し、其の中間に太田橋を架し兩村交通の便に供す。上河原井堰・稲荷井堰は共に此地方の灌漑用に設けらる。之より益々南下して左岸東苫田村大字沼より津山町に入り、大字材木町と橋本町との間を南流して吉井川に合

す。材木町・橋本町を聯絡して大橋あり。國道に屬し橋上の欄干には青銅製擬寶珠を裝置し、古雅の觀あり。大橋の上四丁の處に三枚橋、同二丁許の處に稻荷橋あり。三枚橋は古く東西交通の要路に當り、稻荷橋は千代稻荷社賽者のために大正十五年秋架設したるものにして朱欄水に映し美觀あり。舊藩當時は城下附近及中山神社附近の本流禁漁地なりしを以て魚族の捿息多かりしも、維新以後に至り一般に濫獲せしと、且美作製紙株式會社の創設せられて、製紙場より放流する惡水とに因り、魚族殆と其の影を止めず。上流僅かに鮒・鰻・鯰等の產するあるのみ、本流水源より末流まで凡四里廿九町餘。

（一六）石　原　川　水源を一宮村大字東田邊字黑澤の山間に發し、流程三十町にして同大字・字影山に至り宮川に合す。

（一七）後　川　東苫田村と高田村との境界盛龍山に水源を發し、東苫田村の中央を南下し、大字志戸部・大字勝部の平坦部を過ぎ、西方に迂廻し津山東町の一部を經て宮川に注ぐ。鹽浦井堰・柳坪井堰の水利あり。流程凡三十町餘。

（一八）横　野　川　水源を高田村大字上横野の奥谷山中に發し、諸溪流を合せて上横野を縱貫し、大字下横野の一部を南下して東一宮村字觀音寺の東端を東南に向ひ、更に西南流して宮川に入る。流程二里五町。

（一九）蟹　子　川　高田村大字大篠の溪間に發源し、東流して高倉村に入り大字下高倉有重に於て烏が山・天宮寺山より流下する高倉の溪流を合せ、益々南下して高野村大字高野山西に入り、南流約八町にして夏目川を

合せ、大字押入の北境を西に曲り更に南折して古川の小流を入れ、東南流して加茂川に入る。沿岸の地水利の便多く、大字押入に架せる旭橋は孫道にして木橋なり。流程三里弱あり。

（二〇）物　見　川　上加茂村大字物見なる作・因兩國の境界に發源し、屈曲迂廻して溪流を合せ、大字河井字檜尾口にて岸道谷川を合せ加茂川に注ぐ。流程壹里半。

（二一）青　柳　川　上加茂村大字青柳の樺が谷奥に發し、字落合にて原川の小流を合せ字室尾小川尻にて加茂川に注ぐ。流程二里三十町灌漑の便あり。此の他青阪谷川・舟山川・岸道谷川等の溪流あり。舟山川には近時鱒・岩魚の養殖行はれ禁漁區域となれり。

（二二）加　茂　川　水源を阿波村の北境作・因境界の山中に發し、字大高下・大畑・竹下の間を南流し、上加茂村大字河井に入りて物見川を合す。本村の流域中、落合川・尾所川の二溪何れも本流に朝宗す。本村唯一の灌漑用水にして岩魚・うぐい等の魚族蕃息す。流程三里十五町。之より西流して大字山下を過き知和に入り青阪谷川を入れ、舟山川を合せ、西南に曲流して青柳川を合せて右岸加茂町に入る。（上加茂村内の流程壹里二十九町）。河流は之より南下し東加茂町大字桑原より加茂町大字搭中に通する軒戸橋の下を流れ、此に倉見川を合せて東流し（加茂町流程二十二町）。右岸西加茂村大字成安、左岸東加茂村大字桑原・大字公鄕・及大字下津川を東南に迂曲し、右岸は神庭村大字吉見に、左岸は勝田郡瀧尾村に入る。（東加茂村の流程壹里三十三町）。大字公鄕と大字成安との間に三岩橋あり。此間又所々に小井堰を設く。神庭村大字吉見に新井手あり。灌漑區域

同村及高倉村・高野村に渉り、田反別五百町歩に達す。宇吉見に榮橋あり。縣道にして木橋なり。本流は之より末流に至る迄本郡と勝田郡との境界を灣曲し、大字綾部を東南に向ひ高野村大字野に入る。（神庭村流程壹里三十四町）。本村の流域中、眞瀬が淵・龍が爪淵・市場瀞等あり。此邊兩岸の峰巒相聳まり山光水色共に清幽なり、龍が爪淵の下に二井堰あり。右岸のものを下井堰といふ。高野村の田用水を引く。鮎は此邊一帶に産出す。之より南流して大字野より勝加茂村大字楢に通ずる縣道櫻橋の下にて、西南に迂曲し、森が瀬・植田・福井入道・新田等の各用水井堰を通過し、林田村大字川崎に入る。（高野村流程壹里十二町）。本村の流域中本郷橋・濱崎橋・濱橋を架す。本流は之より益々西南に流れ、大字川崎より河邊村に通ずる國道兼田橋（五十三間）を過ぎ、字落合に至りて吉井川に合す。此所に落合橋あり。本流の流程十里三十五町にして、往時は舟揖の便ありしも今は河身次第に淺くなりてその便なし。水質吉井川に比して清冽、鮎・鰻・鯉・鮒其他淡水雜魚を産し、特に上流には岩魚・うぐい等の魚族尤も多く産す。

（二三）缺場川　其源を西加茂村字大行重の槍原に發し、北流して字大橋に至り大字楢井方面より流出する溪流を合せ、金刀比羅山の西麓を北流し、缺場橋を過きて倉見川に注ぐ。流程三十五町。多く岩魚を産す。

（二四）倉見川　水源を加茂町大字倉見の東西兩扇谷山の溪谷に發し、南流して横谷・八本の澗流を合せ、少しく西流して柳が谷猪の目の小流と會し、南に向ひ庄原川・佛香川を合せ、大字黒木・大字戸賀に入り、宇野川を合し、兩加茂村大字百々より來る缺場川を合せ加茂川に注ぐ。流程四里二十五町。

第八章　池沼及び溝渠

第一節　概說

本郡は地勢上平地少きを以て、耕地も其の大部分は邱陵溪谷の間に在り。吉井川・加茂川・香々美川・宮川等諸川の沿岸流域の地は素より、其の他の溪間に至るまで、何れも井堰を築造し、溝渠を開鑿して河水を疏通し、以て耕地の灌漑に供するを常とし、否らざるものは貯水池を作りて之を補へり。今其數を算するに井堰大小百二十餘、貯水池の數も亦百九十餘に達す。其築造改修の年代を詳知する能はずと雖も、人文の發展に伴ひ、漸次其數を增加せしは言を俟たざるべく、中古以前の開鑿築造に係るものも亦當に少からざるべし。殊に近世に至り林野の開墾其他耕地の整理に伴ふて水利の擴張を要し、從て井堰の增設貯水池の增築等を行ふもの亦最も多し。以下類別して其現在のものにつき大要を摘記せん。

第二節　池沼

池沼の所在地、水面反別・水受反別等を表示すれば左の如し。

町村名	池名	水面反別	所在地 大字	所在地 字	水受反別	備考
二宮村	末田池	町段畝十歩 二三八、二四	二宮	末田	町段畝歩 一〇八三、二八	築造年月不詳
同	飛鉋池	六六、二五	同	飛鉋	二七三、一四	同上、堤防により二ケ所に分かる
同	寺前池	七、〇六	同	寺前	四六、〇三	築造年月不詳
同	風呂屋鉋池	一四、一三	同	風呂屋鉋	一六七、一四	同上
同	シル谷池	一、一九	同	シル谷	四四、二一	同上
同	柿谷池	五、〇三	同	柿谷	七八、〇五	同上
同	末田池	四、一四	同	末田	一〇〇、一三	同上
同	狐鉋池	一五、〇五	同	狐田	四五、〇〇	同上
同	野神池	一、一六	同	野神	九、〇〇	同上
院庄村	奈良須池	四六、二九	院庄	奈良須	七四〇、一五	同上
芳野村	大鉋池	三五、〇六	眞加部	大鉋	二一〇、〇〇	森氏入國の時既に有りしと
同	寺元池	九、一〇	寺元	城ケ谷	七、〇〇	築造年月不詳
郷村	大藏池	三三、二四	高山	大藏	七、〇〇	同上
同	吹上池	八四、一五	同	吹上ゲ	一〇七、一九	同上
同	狩衣池	二〇八、〇二	河本	狩	三二四、一五	同上 狩衣鉋鉋の二池は位置は異なれ

同	鍋鉋池	一〇三、〇六	高山	鍋鉋	〃	ども水受は混同せり
同	福岡田池	一七七、〇一	河本	福岡田		築造年月不詳
同	大畑池	四九、二六	原	大畑		同上 蓮花の名所として附近に其名を知らる二池水受は混同せり
同	正田池	三、一二	河本	正田		築造年月不詳
同	通谷池	二八、一三	薪森原	通谷		同上
同	池ノ奥池	四八、〇三	下原	池ノ奥		同上
同	大谷池	四四、一三	高山	大谷		同上
大野村	坂根池	五、二七	瀬戸	坂根		同上
同	張ケ叫池	二七、一〇	土居	張ケ叫		同上
同	櫻池	九六、一四	貞永寺	櫻		明治十年櫻井廣政新築
同	アダキ池	一八、一三	アダキ			年月不詳、櫻井卯左衛門新築、
同	胡麻鉋池	二、一七	胡麻鉋			明治十一年櫻井廣政增築、
同	金谷池	一八、一三	金谷			大正二年修築
同	荒神谷池	二四、一七	荒神谷			築造年月不詳
同	錢龜池	八、〇八	錢龜			同上

同	西田池	三三、二五	同	西田	三八五四、〇〇	同上
同	加合原池	二九、二六	和田	加合原	四九三、〇〇	同上
小田村	實寄池	二九、〇三	馬場	實寄	一一五三、二六	寛政六年春築造
同	松峪池	四三、二七	同	松峪	六一二、二六	同上
同	持谷池	二八三、〇六	同	一ノ谷	四二六〇、〇八	大正四年五月起工同六年八月竣工、工費金壹萬七千餘圓。
同	小鍛冶池	一二四、二三	同	小鍛冶	一四八三、〇〇	水受反別は禰津み池と加算、元祿十一年春津山藩主の築造に係るものにして明治四十二年增築
同	池ノ峪	五〇、一七	上森原	池ノ峪	五三七、〇〇	元祿年間築造
同	雨堤	六二、二七	同	雨堤	一八一二、〇七	同上 明治二年、大正四年の二回增築
同	黑田池	一四〇、〇五	小座	王子	二五三〇、〇〇	築造年月不詳
同	坪池	四二、一五	同	大野峪		天明四年春三月築造
同	雁股池	四〇、一九	同	雁股	一三一〇、〇〇	築造年月不詳
同	田原池（一名蓮池）	四六、二九	同	田原		天保七年築造
同	鎌田池	五三、〇一	同	鎌田	六〇、〇〇	築造年月不詳
同	淵長池	七、二六	同	淵長	四〇、〇〇	同上
同	峪池	四、〇四	同	峪	三、〇〇	同上
同	阿彌陀峪池	六、〇七	同	阿彌陀峪	二〇、〇〇	同上
同	禰津み池（一名紙屋池）	四九、二一	塚谷	紙屋	七〇、〇〇	水受反別は小鍛冶池に合算、慶安二年春時の領主築造、

同	三十三町池	八、〇六	同	三十三町	四七、〇五	築造年月不詳
同	高峪池	一六、〇六	同	高峪	三二、〇五	元和年間同所居住の長者（姓名不詳）築造
同	廣尾池	五、一六	同	廣尾	四〇、一五	築造年月不詳
同	廣尾孫平峪池	三、一二	同	廣尾孫平峪	三一、一五	同上
同	勝負峪池	二〇、二四	同	勝負峪	七五、〇〇	慶長三年春時の領主により築造
中谷村	八平林池	五、一二	山城	八平林	三〇、〇〇	大正元年築造
同	大倉池	一、二四	中谷	大倉	一〇、〇〇	安政二年築造
久田村	今池	一、〇〇	黑木	池ノ鳴	―	昔は池沼ありと傳へられたるも今は澤となり水受等なし
同	溜池	三、二六	久田下原	西寺峪	五〇、〇〇	築造年月不詳
同	同	四、一四	同	岡峪	六〇、〇〇	同上
西苫田村	高谷池	一四九、二七	惣社	高谷	三三八〇、〇五	大正二年水面二反十五歩を增築す
同	中道池	二九、一三	同	中道		築造年月不詳
同	金屎池	七九、二四	小原	金屎	八七〇、〇〇	同
一宮村	金鑄場池	三三、一三	西田邊	長峪	二八〇、〇〇	元祿五年三月築造
同	谷奥池	一九、二九	東田邊	谷ノ上	三二〇、〇〇	寛政六年八月築造
同	清水谷池	二二、〇〇	同	後峪	二一〇、〇〇	文久元年十月築造

同	勝負谷池	一五、二九	西一宮	勝負谷	一五〇、〇〇	元祿十一年頃築造
同	湯谷池	四一、二八	同	甲土谷	三四〇、〇〇	不詳
田邑村	大澤池	四三四、二九	上田邑	大澤	三四〇、〇〇	築造年月不詳
同	灘池	二五五、二四	同	灘	三一〇、〇〇	同上
同	末田池	一三五、〇六	下田邑	末田	二八〇、〇〇	同上
同	柏尾池	一三三、一〇	同	柏尾	二六四、〇〇	同上
同	二子池	九六、〇四	同	二子	七〇、〇〇	同上
同	井尾池	六五、一一	上田邑	井尾	一四〇、〇〇	同上
同	狼塚池（一名笠松池）	五三、〇四	下田邑	狼塚	八一、二八	同上水受は西苫田村
同	神樂尾池	四一、一三	同	神樂尾	二六一、一一	築造年月不詳
同	奥田池	三五、二八	上田邑	奥田	七〇、〇〇	同上
同	高尾池	三三、二九	同	高尾	三七〇、〇〇	同上
同	新池	二一、一八	同	宿	七七、〇〇	同上
同	箱王谷池	二一、〇六	同	箱王谷	七〇、〇〇	時代詳かならざるも、箱王なる者有りしと、現に其像を祭り、箱王谷池と稱す。
同	池田池	一五、一〇	同	池田	三七〇、〇〇	築造年月不詳
同	螺砂池	一四、一七	下田邑	螺砂	二三六、〇〇	同上

番々美南村	隱谿溜池	五〇、〇七	隱谿	澤田	一四四、〇〇	同上
同	栗谷溜池	二〇四、〇三	同	栗谷	一五〇、〇〇	同上
同	長谷溜池	四〇、一六	公保田	長谷	五六六、〇〇	同上
同	小池谿溜池	三五、一六	同	小池谷	一四〇、一〇	同上
津山東町	片山池	三一、一三	林田	片山	三三四、〇〇	同上
同	地京池	五五、二四	野介代	地京	一六〇、〇〇	天文四年新築寛永以後、春永なる人築造す。因て此名あり。
同	地京池（一名春永池）	三四、一九	同	同	六六〇、〇二	上の分、築造年月不詳
同	宇才谷池	三三、〇一	同	宇才谷	四三、一七	下の分、同上
同	同	一〇五、〇六	同	同	二〇六、〇〇	元祿六年築造
高野村	法蓮寺池	六八、一五	高野山西	法蓮寺	六七〇、〇〇	享保二十年築造
同	新池	六六、〇三	稗田	稗田	一二六〇、〇〇	寶曆五年築造
同	夏目池	四七、一八	同	宮ヶ谷	三八〇、〇〇	嘉永年間築造
同	王子池	九、〇一	高野本郷	王子	五二、〇〇	築造年月不詳
同	新九池	九、〇六	押入	新九	一〇〇、〇〇	同上
同	小池	五三、一〇	高野山西	—	六一、〇〇	同上
同	權現谿池	五、一六	野	權現谿	五五、〇〇	同上
同	福戸池	三、一八	同	福戸	四〇、〇〇	同上

東苫田村	山崎池	一三五、〇六	志戸部	山崎	二九五、〇〇〇	寛永年中築造
同	伊倉池	五九、一三	同	伊倉		寛政十二年築造
同	耳掛池	八二、〇八	沼斉	斉谷		寛文四年築造
同	志成池	一三〇、〇〇	同	長尾		明治四十三年築造
同	蓮池	二九、一二	籾保	蓮池		寛永六七年頃築造
同	赤峪池	五六、〇〇	籾保	赤峪		元禄三年築造
同	霜月池	一〇〇、〇〇	勝部	霜月		明治七年築造
同	百々池	六八、〇七	同	百々		寛永年中築造
同	百々新池	五八、〇〇	同	百々	七五五、〇〇〇	享保十一年築造
同	天元池	八〇、〇〇	同	同		明治三十五年四月築造
同	西浦池	五三、二七	同	西浦		同
同	蜂之尾池	八三、二三	同	蜂之尾		築造年月不詳
同	鎌田池				一三五、〇〇〇	所在地高田村、水受は本村
同	眞浄寺池				一三〇、〇〇〇	同上寛永年中築造
同	上田池	一三、一〇	籾保	上田	一七五、〇〇〇	築造年月不詳
同	穴田池	一三七、一五	大田	穴田	一三〇、〇〇〇	元禄九年築造
同	小河内池	一四二、〇九	勝部	小河内		萬治年中築造水受は津山東町内なり

東一宮村	鳥羽池	四〇、〇五	東一宮山方	堤	七六一、一八	承應二年癸巳築造
同	立岩池	五五、一九	同	立岩	六六八、〇二	慶安三年庚寅築造
同	古池	一一、一九	同	坂元	二三〇、一七	寛文三年癸巳築造
同	岩坪池	三、一八	同	長尾	三一、〇〇	明和七年庚寅築造
同	上長尾池	三、二五	同	同	九、二七	安永二年癸未築造
同	下長尾池	三、二六	同	同	四四、二五	同上
同	奥長尾池	二、二八	同	同	二七、二九	同上
同	瀧の谷池	三、三三	同	瀧の谷	四一、二六	築造年月不詳
同	神庭村瀬戸地	六〇、〇〇	綾部	瀬戸	三〇〇、〇〇〇	寛永九年築造
同	月ノ輪田池	五〇、〇〇	同	月ノ輪田	五〇〇、〇〇	寛永年中築造
同	虻池	四〇、〇〇	同	虻	六〇、〇〇	同上
同	荒神谷池	七、〇〇	同	荒神谷		同上
同	松尾池	三五、〇〇	同	松尾	三〇〇、〇〇	同上
同	王子池	八、一三	同	王子		廓長年中築造
同	北ガ市池	一〇、〇〇	同	北ガ市	三〇〇、〇〇	承應年中築造
同	日尾池	四〇、〇〇	同	日尾	五〇〇、〇〇	同上
同	曾根高下池		吉見			寛永年中築造

同	馬場谷池	一〇〇、〇〇	草加部	寛永二十一年築造
同	西谿池	五〇、〇〇	同	延寶六年築造
同	前田池	一七、〇〇	西谿	延寶二年築造
同	二ッ木池	三〇、〇〇	同	貞享二年築造
同	御先堂池	五、〇〇	二ッ木	寛文九年築造
同	豆藏坊池	三〇、〇〇	豆藏坊	築造年月不詳
	イヤノ谿池	一、一五		貞享年中築造
高倉村	生鯖池	一四、〇一	上高倉	貞享五年築造
同	八幡池	五一、一六	生鯖	築造年月不詳
同	別所池	七一、一七	五石田	同上
同	深山池	三七、一三	別所	延寶二年築造
同	飯山池	八九、一三	陰平	大正六年三月增築起工、同八年二月竣工、水受反別五町歩を增加す增築費二千圓實曆五年、舊長者池と稱す
同	揚舟池	一五、一一	飯山	元和四年築造
同	淺鳥池	四八、一〇	揚舟	天祿元年築造
同	家永池	四一、一三	淺鳥	文化四年築造
同	上據池	四三、一一	家永	築造年月不詳
同	寄松池	一一〇、〇四	上據	元祿元年築造
寄松		一、〇〇〇、〇〇		

同	岩端池	八六、一五	下高倉	寛永十八年築造
同	中山池	一〇一、一五	若屋	築造年月不詳
同	池ノ谿池	一四、三一	中山	貞永元年築造
同	下土居池	三一、一六	池ノ谿	築造年月不詳
高田村	先山田頭池	六一、一一	下土居	延寶四年築造
同	中山田池	七、一六	先山田頭	築造年月不詳
同	清居池	二、一七	中山田	享保十七年築造
同	湯ノ奥池	二六、一三	清居	正保四年築造
同	前田池	一一、一九	湯ノ奥	築造年月不詳
同	立町池	二三、一九	前田	延保六年築造
同	池部池	一七、一〇三	立町	寛文十年築造
同	津村池	八一、一三	池部	元祿八年築造
同	西谿池	二、一三	津村	築造年月不詳
同	豆田池	一一三、〇九	西谿	承應元年築造
同	小童谷池	三、一一	豆田	築造年月不詳
同	同	一八、一六	小童谷	元祿四年築造
同	糞谿池	三、一七	糞谿	築造年月不詳

同	風呂池	七、八	同	風呂	七五、〇〇	同上
同	西尾池	二、二六	同	西尾	五六、〇〇	寶暦十二年築造
同	茶畑池	一、一九	同	茶畑	一〇、〇〇	明和二年八月築造
同	三宅池	二四、〇五	同	三宅	一〇一一、〇〇	萬治二年築造
同	新池	二四、三	同	方ノ前	六二、〇〇	元祿元年築造
同	梶尾池	三一、〇六	同	梶尾	一一〇、〇〇	築造年月不詳
同	大一名（鎌田池）	三〇六、〇三	大篠鎌田		三〇五、〇〇	慶安四年築造
同	彌谷池	三四、一四	同	彌谷	三四六、〇〇	延寶四年築造
同	柳谷池	五四、一八	同	柳谷	一九九、〇〇	慶安元年築造
同	乘井奥池	一〇、〇〇	同	乘井奥	一三、〇〇	元文五年築造
同	若宮池	三、一〇	同	若宮	三〇、〇〇	同上
同	若宮池	一一、〇六	同	若宮	一三、〇〇	元文四年築造
同	桶ノ内池	四一、〇五	同	桶ノ内	八一、〇〇	寶暦二年築造
西加茂村	若曾池	二、〇〇	重槍原		三一、二六	天保年間築造
同	御正田池	二、一〇	御正殿		五二、〇三	嘉永年間築造
同	斐砂池	六、一三	斐砂田		二一一、〇〇	文化二年築造
東加茂村	岡ノ花池	三一、一六	桑原岡ノ花		一五一、〇〇	築造年月不詳

同	上池	五五、〇〇	公郷高谷	同上
同	下池	三〇、〇〇	同同	同上
同	細谷池	三〇、〇〇	細谷	同上
同	奥田池	一六、二五	下津川奥谷	同上 寛文十年より延享二年に亘りて築造せり。口碑に青柳の地山林亂伐田養水缺乏屢々なり、同地の住人田村孫太郎之を憂ひ、周圍一町廿四間餘の溜池を築きたりと云ふ。
上加茂村	ツヽミ池	三〇、〇〇	青柳ツヽミ	八七、〇〇
				四五、〇〇
				三五、〇〇
				四〇、〇〇

第三節　溝渠

（一）　宮下井堰　二宮村字高野原宮下に在り。同所に於て吉井川の幹流を斜斷し、長さ約五十間の井堰を築き、此處より河水を取入れ字馬場南を東流し、字下河原より西苫田村大字小田中字松原に入り、更に國道を横切り紫竹川を越へて、字新田に至り田中川に注ぐ。灌漑區域は二宮村字下河原上・下、西苫田村大字小田中字松原及新田の田地三十七町七反八畝歩なり。

（二）　大井手井筋　院庄村大字院庄滑川の分流にして、二宮字高瀬に入り、字天王・高野原・馬場南を東流し、中原南を過ぎて、西苫田村大字小田中に入る、二宮村字下河原上・下、中原南・宮東・岡の下等各字田三十九町一反九畝歩に灌漑す。

(三) 新井手　院庄村字院庄より沖田川の餘水を受け、本村字野邊前に至り、東流して字天王に入り、南に曲流して吉井川に入る。二宮村字野邊前・上野・天王の田二十四町五反二畝歩の灌漑用水なり。

(四) 車井手　二宮村字城山の紫竹川に井堰を設け、此處より河水を取入れ、字岡東を南流し、灌漑の餘水にて水車を運轉し、更に曲流して再び紫竹川に入る。二宮村字岡東の田六反八畝歩に灌漑す。

(五) 大井手井堰　一に之を神戸井堰とも云ふ。芳野村大字古川字高田の吉井川に、延長四十間餘の井堰を設け古川の南部より東流して、一旦香々美川に流下し、此所に長さ三十間餘の井堰を築き、大字吉原を經て、院庄村大字神戸に入り、沖田川・清川・八段田溝の三筋となり、沖田川は東流して大字神戸字沖田に至り、一は東北に流れて二宮村に入り、一は東南に迂廻して清川となる。清川は中央部を東流して大字院庄字中構に至り、此所に二分し、一は南下して字福井を經吉井川に注ぐ。八段田溝は南流して字須崎に至り、一は東南に流れて字須崎に至り、亦吉井川に入る。灌漑區域は院庄村大字神戸・大字院庄の田二百二十五町歩なり。

(六) 劍屹井筋　久田村大字久田下原に井堰を設け、中谷村大字入を經て小田村大字小座に入り、劍屹を越へて芳野村に入り、大字眞加部字才峪に於て分れて二線と爲り、一は其儘南流して字井上・流田・寺村の方面を廻り、一は延長百二十間、落下十一間四尺の「サイホン」に依りて谷を越へ字神宿に至り、再び延長六十間落下六間四尺の「サイホン」に依りて、大字眞加部栃ヶ鼻に至る。劍屹は延長二百六十間の隧道にて工事困難なりしも明治四十四年六月開通竣了せり。工費實に三萬一千餘圓を要せしといふ。灌漑區域は中谷村大字入、芳野村

大字眞加部の田六十四町五反八畝歩なり。

劍屹井筋開鑿の起原と成功の徑路、當井筋は元芳野村大字寺元山田正兵衛翁の發起により、水源地を久田村大字久田下原に起し、塚谷を經て、水利關係地たる中谷村大字入・小田村大字小座・大野村大字土居・瀬戸・竹田・及芳野村大字眞加部の六大字・水受反別百餘町歩に灌漑する目的を以て、明治二十六年三月初めて計畫を立て、正兵衛は七拾六歳の老軀を以て度々各部落に出張懇談をなし、熱心に開鑿の有利なる事を說き其賛成を需めしに、大字入中江直治郎先づ其擧に共鳴して之に賛成し、熱心折衝の結果、遂に關係各部落の協賛を得同年八月勝田郡河邊村中島幸助を迎へて、實地測量を爲さしむる等、準備着々進行せり、而して準備のため各部落會合費、實測費、其他諸雜費等數百圓を要するに至りしが、此等の諸費は翁自ら之を支辨し、終始一貫身を犧牲にして之が遂行に努めたる結果、愈々事業着手の端緒を見るに至り、同二十七年八月劍ヶ屹以北、所要の敷地買收を遂げ、實地工事に着手するに至る。時の郡長小澤泰亦之が遂行を助力し、組合會の組織遂に成り、着々工事進捗し、劍ヶ屹以西は工事概ね竣了し、灌漑の便益を受くるに至りしも、貳百餘間に達する劍ヶ屹の工事に及び東西より隧道を開鑿せしに、堅岩露出して、工事進捗容易ならず、遂に議論百出收拾すべからざるに至り、開鑿僅に八拾間にして工事を中止するの止むなきに至り、翁の全力を傾注したる事業も茲に一頓挫を來せり。爾來星霜拾數年明治四十四年九月認可を經て、中谷村大字入・芳野村大字眞加部耕地整理組合を組織し、七ヶ年の歳月と三萬餘圓の工費とを投じて、大正七年三月遂に竣工を告げ、兩部落多年の宿望はこゝに達成せ

られて、同時に山田翁の素志亦全く遂行を見るに至り、關係民の福利を得ること大なりといふべし。

（七）眞加部井手　芳野村大字眞加部字上河原に於て、吉井川幹流を斜斷し、長さ百二十間の井堰を設け、河水を此處より取入れ、興隆寺下を東南に流れ、大字宗枝に入り分れて二線と爲り、一は南流して開き井手に合し一は更に東南に流れて大字古川字橋本より香々美川に入る。芳野村大字眞加部・宗枝・古川・吉原の田百四十四町九反歩に灌漑す。

（八）開き井手　芳野村大字宗枝字龜ヶ淵に長さ十二間餘の井堰を作り、此處より水を引き入れ、直に大字古川に入り、末端は前記の如く眞加部井手に合す。芳野村大字宗枝・古川の灌漑用水にして、其田反別眞加部井手と合算すべく、之れを區別すること困難なり。

（九）布原井筋　本井筋は芳野村大字布原に在り。慶安年中國主森長繼、大字布原の山野を開墾せしとき、開鑿せしものにして、其水源を遠く香々美南村藤屋の香々美川に發し、南流して同村大字沖より本村大字布原に入り高臺の東部山麓を南に流る。井筋極めて長く、上流に於て用水を使用するのみならず、其途中香々美南村大字沖の千本杭に於て、隣村田邑村に分水し、戸島猿子谷に於て院庄村に分水するに因り、本村に於ては用水季節に動々もすれば涸渇の憂を見ることあり。芳野村大字布原の田五十八町歩に灌漑す。

右布原井筋、井堰の位置變更。大正四年同七年兩度の暴風雨の爲め、井堰全部破壞せられ、之れが復舊計畫成りしも、現在の井堰位置は不適當の場所なると縣下稀なる維持困難の井堰にして、之れ迄水受に於ても相當位置の

變更に關し度々計畫をなしたるも未だ實行の機運に向はざりし處、組合管理者芳野村長河田有弘今や位置變更の好時機なり機逸すべからずとなし、組合員を說き、又地元地先關係者に對し折衝斡旋大に努め、關係者一同の贊同を得、困難尠なからざりし井堰井筋の新設事業を遂行するに至れり。

（イ）新布原井堰　長拾五間、所在地苫田郡香々美南村大字香々美、水受反別五拾八町六反四畝拾七步、起工大正九年六月十日、竣工大正十年三月十九日、經費貳千貳百貳拾餘圓。

（ロ）新布原井筋　長百貳拾間、所在地苫田郡香々美南村大字香々美、水受反別五拾八町六反四畝拾七步、起工大正九年六月十日、竣工大正十年三月十九日、經費參千六百七拾五圓。

（一〇）平岩井筋　芳野村大字古川伊勢領の用水にして、同村同大字の字平岩に於て、香々美川に長さ三十間の井堰を設け、此處より用水を引き入れ、西南に流るゝこと三町餘にして南に曲流し、眞加部井手に合す。灌漑區域三十町二反歩なり。

（一一）中河原井筋　前記平岩筋の直下に、延長二十五間餘の井堰を設け、芳野村大字古川字中河原を經、橋本に至りて眞加部井手に合し、香々美川に入る。芳野村大字古川の田十町七反歩に灌漑す。

（一二）寺下井筋、芳野村大字古川字寺下（實性寺下）に於て、香々美川に延長二十五間餘の井堰を設け、前記眞加部井手より落下し來る水と、香々美川の水とを合せ、大字吉原所在の田四十九町二反歩に灌漑し、其末流は神戸井手に入る。

（一三）　長濱井堰　中谷村大字山城字長濱に於て吉井川を斜斷し、長さ五十六間の井堰を築き、此處より河水を取入れ、鄉村大字原字松原の田に灌漑し、其末流は鄉川に入る。中谷村大字山城字廣瀨、及び鄉村大字原の田五十町五反歩の用水なり。本井堰は元津山町久山某獨力を以て開鑿し、字長濱の田地に灌漑せしものなるが、其後中谷村中江萬五なるもの之を讓受け、更に大字山城木村勘一郎の所有に歸せしが、明治八年旱魃の爲め鄉村大字原村の地揷秧に困難を極め、其結果上流井堰關係者に交涉し、餘水の灌漑を受くるの約を以て、同年六月工を起し、費金二千三百餘圓を投じ、井筋延長千二百間を開鑿し、十月全く竣工を見るに至れり。

（一四）　毘沙門井堰　鄉村大字原字毘沙門に於て、吉井川幹流を斜斷し、長さ五十八間の井堰を築き、此處より河水を引き字濱田に至り二線に分れ、一は東流し、一は南流して鄉川に入る。井筋延長二百八十間、鄉村大字原の一部大字森原及下原一圓の田百二十二町の灌漑用水なり。本井堰の築造年代は不詳なるも、古來、原村對森原村・下原村（共に現今鄉村の大字）の紛爭絕へざりしが、慶應二年八月中洪水にて該井堰流失し、復舊困難なるに依り、上毘沙門井堰より一井堰を設くれば、双方利便なるを以て、翌年三月協議せしも、井筋附替其他水車等の關係を以て、議容易に熟せず、明治四年八月遂に河本村（鄉村大字河本）庄屋西村勝四郎・神戸村（院庄村大字神戸）庄屋中岡良治郎の取扱に依りて、紛爭落着し、爾來全く圓滿に配水を見るに至れり。

「熟談議定書」の概略左の如し。

一、新井手附入用割合元分丈、原村・下兩村より拂戻し可申事。

一、水車稼冬分相休候に付、爲手當稼人、銀札三貫目下兩村より差遣可申事。但水車夏分相稼候儀は是迄の通

一、下井手筋御營繕所取繕入用三ツ割元分丈原村拂戻し可申事。

一、唐戸卷石砂拔並溝敷請求等一切入用年々十五箇割壹ツ分原村受。

一、土橋三ヶ所年々入用割合右同斷。

一、分水場より上の井筋堀下に付、地高の田地養水揚り兼候に付、磧上年々手當米四升下兩村より原村へ差出可申事。

一、井筋堀下げに付、兩端欠落の場所、取繕入用十五箇割壹ツ分原村受。

　但井筋欠落の時は三箇村立會の上可取計事。

一、下毘沙門元井磧より下古井筋三箇村立會場の儀は、薪森原・下原兩村元井磧より上原村受。但毘沙門元井磧より古井筋薪森原地假令河原に相成原村の地內へ欠込候へども、薪森原・下原兩村より速に營繕取計可申事。

一、此餘の處は去卯歲規定書の通可相心得事。

　明治四年辛未八月

（一五）　藤ガ瀨井堰　鄉村大字下原字下河原に於て、吉井川幹流を斜に堰上げ、此所に長さ九十六間の井堰を造り河水を引入れ、井手口より約三丁許り東して、字下河原車屋敷（丈八車）に至り分れ、一は東南に流れて久

米郡久米村大字宮尾に至る。灌漑區域は鄕村大字下原の一部及び久米郡久米村大字宮尾の大部分田四十五町歩なり。本井堰の築造年代詳ならざるも、安永年中下原村（鄕村大字下原）治助なるもの、私有井堰なりしに、當時宮尾村（久米村大字宮尾）より該井堰用水の殘餘を分水せんことを申込み、端なく紛擾を極め其結果訴訟と爲り、遂に宮尾村に分水すること、爲りて落着せり。當時の熟談「爲取替證」あり。

□ 用水殘引取方熟談爲取替證文の事

西々條郡地元下原村字藤ガ瀨井堰用水殘、久米北條郡宮尾村へ引取度旨、以書付被願候處、下原村より返答書以つて故障の趣被申上、双方御召出御吟味の上、用水殘宮尾村へ爲引取候樣、被仰付候に付、右引取方双方熟談の儀兩村相對訴にては濟兼候儀も可有之候間、私共立會双方熟談相濟候樣可取計旨被仰付、依之井堰並古新井溝掛樋等場所私共立會篤と及見分熟談取計候趣左に申談候。

一、右藤ガ瀨用水井堰の義は堰長九十六間横二間半、枠石籠朸染堰にて、往古より下原村用水堰主は治助壹人にて、同人持地計へ引取來候處、此度右用水殘宮尾村に爲引取候樣被仰付候に付、宮尾村よりは立會御普請所立會堰に致度旨被申出、下原村治助よりは立會堰と致候ては古方名目相潰、對先祖道理難相濟に付、立會堰には難致、助合の名目に致度旨被申、双方名義の義相濟兼候に付、立會堰には伺御下知奉願上候處、書面の趣にては下原村申立御取用難被遊、被仰聞候に付、下原村へ再應利害申談、以來立會御普請所立會堰に相極め、堰具人足等の儀は双方熟談の上貳分八分と割合、貳分通は治助より被差出、八

分通は宮尾村より被差出、用水不足不致樣可被申候。尤堰立の義是迄と違格別丈夫に被堰立候ては、川身悪敷候故、滿水の砌堰内土手等押切候ては、下原御田地故障にも可相成段、惣百姓被申候間、以來御田地故障にも不相成、用水不足も不致樣、双方和談を以堰立候樣可被致候、猶又堰場の義は地元手近の義に候へば、右二分八分の割合に不拘、諸事治助より世話等致堰場破損等無之樣平日氣を付可被申候、萬一流失及大破、自力難叶節は兩村相判を以、地元下原村より御普請被相願、御見分の上御入用御普請に被仰付候歟、又は御手當等に被仰付候共、御目論見通兩村より仕立可被申候、勿論御入用米銀割合の義は地元手近の義に付、諸事治助より氣を付世話被致候事故、米銀共四歩六歩と四歩は治助へ申請、六歩は宮尾村へ申請候樣可被致候、縦令後年に至り候共、右割合等の義双方共聊違變被致間敷候。

一、井溝口水門唐戸並新井溝境迄古井溝大破の節は、是迄下原印形を以て御普請被相願御入用等被下置、小破の節は治助より自普請に取繕來候へ共、井堰方立會の名目に相成候迄は、此以後古井溝並唐戸等及大破自力に難叶節は、兩村合判を以て地元下原村より御普請被相願、御見分の上御入用等被下置候はゞ、二分八分の割合是又地堀自普請等の義は年々治助より日限被相達、二分八分の割合を以て二分通は治助より被差出、八分通は宮尾村より被差出、用水差支に不相成樣双方和談を以て仕立可被申候。勿論古新井溝境の義は双方立會の上境石据置申候間、双方共古新境石に相用可被申候。

一、古井溝下た分水を以て、下原村丈は水車被相稼、是迄は用水中も無故障被相稼候へ共、此度用水殘宮尾村へ

用水に爲引取候樣被仰付候に付、用水中は稼方相止め可被申候。尤町場と違在方にて被相稼候事故、夏中百姓共食麥第一に搗立稼も被致度被相願候趣に付、宮尾村よりも可成丈勘辨を以、下原村丈は雜儀にも不相成樣隨分和談を以て取計可被申候。

一、用水古井土手の內井溝北側下原村幾右衞門持地の場所は迄田岸を井土手に相用有之候處、長二十七間の內五間の田岸窪く用水丈夫に引取候へば、越水故障可有之候間、左右の高を見合置上候。但兩羽口芝を重內は土にて埋上、以來越水故障等無之樣宮尾村より相繕可被申候。尤後年の義は二分八分の割合を以て兩村より取繕候樣可被致候。

一、井土手南側置長十二間並右の下も十三間都合二十五間の間、土手窪く右同樣の故障可有之候間、是又左右の高を見合置上致但兩羽口芝を重ね、內は土にて埋上以來越水故障等無之樣宮尾村より取繕可被申候。尤も後年の義は二分八分の割合を以兩村より取繕可被致候。井土手下も新井堰境迄土手長十六間の間、是迄者溝敷土手幅細く畔同樣に相見用水丈夫に引取候へば、全體土手弱く越水故障も可有之候間、土手幅壹尺溝敷へ仕出し、土手高壹尺兩羽口芝置上げ內は土にて埋上げ、此片芝地壹尺堀込溝を敷、以來越水無故障用水引取差支不相成樣宮尾村より仕立可被申候。尤後年の義は二分八分の割合を以兩村より取繕可被致候。

字赤岩　反別二拾八步の內

一、古井溝境より南へ　長さ二十五間　橫四尺　高さ一尺五寸　但　田岸井溝西に片取平地溝岸にして片口芝を仕上げ境通り根石直置候。　地主　治助

此溝敷地十五間三厘八毛　此宛作米七舛六合九勺　但　宛米一石一斗九升右親反別に割合一步に付五合づゝ

右古井溝境より是迄治助持地へ用水引取來候處此度新水路仕立候に付、治助持地へ被引取候、用水路新井溝土手にて堰切り候樣相成候故、右用水の義は新井筋より治助望に付右水門を付以來共用水差支不相成樣宮尾村より取繕可被申候。

一、置上溝掛樋迄　長さ十四間半　橫六尺　土手高さ二尺五寸　但　西南畦を片取埋上締め根石直置候　地主　治助

此溝敷地十三步三厘八毛　此宛作米六舛六合九勺　但　地主得心の上右割合步當を以一步に付五合づゝ

右置上げ南畦下に是迄惡水井溝より治助持地へ被引取候用水石水門有之候間、此度置上に相成新井溝下へも右石水門仕出て用水引取差支不相成樣以來宮尾村より取繕可被申候。

一、掛樋より大岩迄　長さ二十一間　橫平均四尺五寸　但　溝形相用候積り　地主　同　人

此溝敷地十四步五厘四毛　此宛作米三舛四合九勺　但　双方得心の上一步に付二合四勺の積り

一、大岩の平井溝付候所　長さ六間　橫平均二尺五寸　但　岩の平井溝を付惡水拔ばまり候間田岸を堀込、惡水拔溝に相成候

此溝敷地二歩三厘
此宛作米一斗二合二勺

但　宛米九斗九舛割合に準じ一歩に付
五合三勺

反別六畝六歩八厘の内

一、大岩より宮尾村境迄　長さ三十一間　横五尺五寸　土手高さ三尺五寸

但　大道下片取井溝付堀上根石を直置
土芝にて仕上げの積り

地主　佐　二　郎

此溝敷地二十六歩二厘三毛
此宛作米一斗三舛九合一勺

但　宛作米二斗九舛親反別に割合
一歩に付五合三勺

溝敷地反別合計貳畝拾壹歩九厘三毛

宛作米三斗三舛　一斗七舛八合七勺　治　助
　　一斗五舛一合三勺　佐　二　郎

右佐二郎持地宛米九斗九舛の場所是迄大道下た作道有之候處、此度新用水池仕立土手高に相成中道に難取用、
依之右地所西境大岩の際より悪水井溝土手迄長壹間半横三尺の土橋を懸け、作道差支無之樣以來宮尾村より
仕立可被申候。

一、右用水殘宮尾村引取方の義に付下原村惣百姓中故障難儀筋無之哉の旨申談候處、右村より被申候は少々故障
は間々有之候へ共、御上御益筋の隣村の儀に御座候故、可申立心底無之候、併當村の儀は大川通りにて滿水の
度々地先欠落等出來、其上村内荒地不自由にて牛飼場少く追々惣百姓難儀仕候故、新古地先川原にて土芝石等
被堀取候ては惣百姓一同難澁之由被申候間、此度宮尾村より仕立られ候新水路へ可入土芝等の儀は以來共下原

村古地先河原にては決して堀取被申間敷、尤宮尾村境より下原村野山にて土芝等堀取られ候儀は強て下原村故
障にも相成間敷候故、右野山にて土芝被堀取候儀は以來共相方和談を以堀取候樣可被致候。

一、新井溝敷地の儀は宮尾村より買受に致度旨被願候へ共寶渡に致候ては少分の所地高故地中難儀の由被申候に
付、双方熟談の上永小作に相極私共並双方立會掛樋等の場所並溝敷地畝歩等相改境杭入渡候間、前書極の通宮
尾村より仕立可被申候。勿論小破自普請等の儀も年々宮尾村より被取繕大破不相成樣取計可被申候。萬一大破
及自力難叶御普請被相願候節は井堰方立會名目に候へば、右に準じ兩村相判を以て宮尾村より被相願御見分の
上御入用御普請に被仰付候歟、又は御手當等に被仰付候共人足の儀は貳分八分と割合貳分通りは治助より被差
出八分通は宮尾村より被差出、其外御普請に付可入諸品は宮尾村より被差出候ては御口論通に仕立可被申候。
右御上より被下置候御入用米銀割合の儀は井堰同樣四分六分と相極め、四分は治助へ申請、六分は宮尾村へ申
請候樣可被致候。尤下原村地内溝敷地持主中は不及申に村内一向平年たり共和談熟談相濟候上は兩村一圓の用
水に有之候間萬事柔和に申合可取計候事。猶又右敷地小作米の儀は宛米歩割を以相極候上は以來地中へ勝手筋
等有之候共、右極の通聊違變被致間敷候。然る上は極の小作米年々十月中宮尾村庄屋所より下原村地主中へ無
相違被相渡請取書取置可被申候。

右の通此度私共立會下原村百姓中並地主中不勝手難儀に不相成、宮尾村加用水引取方差支無之樣夫々及熟談取
計候。

萬一後年に至り双方御分違等に相成候共、右熟談極の通少も無違變相用可被申候。右の趣双方承知於御得心は
請書印形可被致候以上。

安永十年丑二月　西々條郡入村庄屋
立會　清左衛門
久米北條郡久米中村庄屋
立會　又市
下原村　庄屋・年寄・百姓代・地主・水車稼人・百姓宛
宮尾村　庄屋・年寄・百姓代・水受百姓宛

前書の通各中御立會双方へ熟談被仰聞候趣一々御尤至極承知仕候。前文の通熟談得心仕候。然る上は前書面の
通從後年に至り双方御支配違等に相成候共、聊違變申分無御座候、依之請書連印仕候以上。

丑二月　西々條郡下原村庄屋・年寄・百姓代・地主・水車稼人・各連印
久米北條郡宮尾村庄屋・年寄・百姓代・水受百姓惣代・各連印

入村庄屋
御立會　清左衛門宛

久米中村庄屋

同斷　又市宛

（一六）八俣田井堰　大野村大字和田字八俣出なる香々美川に井堰を設け、此處より水を引入れ大字圓宗寺字向極樂まで通じ大字和田の字八俣田・字門所・大字圓宗寺字向極樂の田十二町三反歩の灌漑用水なり。

（一七）大井手口井堰　大野村大字圓宗寺字大井手口より香々美川の河水を取入れ、大字竹田字前田に通ずる用水にして、大字圓宗寺の田百十六町五反歩に灌漑す。

（一八）妙願寺井堰　大野村大字圓宗寺字妙願寺より香々美川の水を取入れ、大字土居字赤峪尻まで通ず。灌漑區域は大字圓宗寺字妙願寺及大字土居字赤峪尻の田壹町四反歩なり。

（一九）男山下井堰　大野村大字圓宗寺字男山下より香々美川の水を取入れ、大字竹田字女山下に通ず。字男山下及字女山下の田壹町八反歩に灌漑す。

（二〇）平の下井堰　大野村大字竹田字平の下より香々美川の水を取入れ、大字竹田字種石まで通ず。大字竹田字平の下・字宮の前・字種石の田六町七反歩に灌漑す。

（二一）六右衛門堰　大野村大字竹田字妙見より香々美川の水を引入れ、大字竹田字中河原まで配水す。灌漑區域は字中河原の田五町三反歩なり。

（二二）妙見井堰　大野村大字竹田字妙見より香々美川の水を堰きて引入れ、大字竹田字角田まで通ず。大字竹田字宮の前・字角田の田三町八反歩は其灌漑區域なり。

（二三）　山川井堰　大野村大字和田字山川より香々美川の水を取入れ、大字和田字門所に通ず。字山川及び門所の田地四町七反歩に灌ぐ。

（二四）　開井堰　大野村大字圓宗寺字極樂より香々美川に井堰を設け、此處より河水を取入れて大字竹田まで通ず。大字圓宗寺の大部分田七十町歩の灌漑用水なり。

（二五）　鳴神井堰　泉村大字杉字鳴神なる吉井川の幹流を斜斷して長七十間の井堰を築き、此處より河水を取入れ泉村大字杉字阪手・正宗を過ぎ、久田村大字河内を經て久田上原を南流し久田下原字夏栗に至り、餘水は黒岩井手に入る。蓋し本井筋は元久田上原に於て吉井川に放下せしものなるが、明治二年中本村の醫師牧野宗玄の計劃に依り久田上原より長三百五十間の井筋を開鑿し、久田下原字夏栗の一部畑地を整理して二町餘歩の田地を得、之が灌漑を擴張せしものなり。灌漑區域泉村大字杉字阪手・正宗・久田村大字河内・大字久田上原一圓・久田下原字夏栗の一部田二十五町餘歩なり。

（二六）　黒木井堰　泉村大字杉字小原の吉井川を堰き河水を引入れ、泉村大字杉字小原・大字黒木一圓の田二十六町八反歩なり。字黒木を貫通して南に流る。灌漑區域は大字杉字小原・大字黒木一圓の田二十六町八反歩なり。

（二七）　黒岩井堰　久田村大字久田下原字黒岩の吉井川に長さ七十間の井堰を設け、河水を取入れ、大字久田下原字夏栗を南流し字原より吉井川に注ぎ、一支渠は尚南流して字下岡袋に至りて盡く。大字久田下原字夏栗・字原・字下岡の田地二十五町三反歩　灌漑す。

右井堰改築を企て大正拾四年拾月起工、同拾五年二月竣工す。長さ五拾壹間、下底地固め四拾八間、上底壹間高さ七尺コンクリート固めとして永久的の物を築造せり。其經費實に壹萬貳千圓にして、水受反別貳拾九町歩に及べり。水車を架して動力を供給せるもの尠からず、

（二八）　野津羅井堰　久田村大字土生字野津羅の吉井川を斜斷し長八十五間の井堰を築き、此處より河水を引入れ大字土生の王子を南流し、字下土生を東方に流れ、餘水は又吉井川に放流す。大字土生字王子及下土生一圓の田三町二反歩に灌漑す。

（二九）　長土路井堰　久田村大字久田下原字長土路の吉井川に長さ七十間の井堰を設け、河水を引入れ、同字を東方に向ひて貫流し吉井川に入る。字長土路の田拾壹町壹反歩に灌漑す。

（三〇）　平床井堰　久田村大字久田下原字國原より吉井川を斜斷し、長百間の井堰を設けて河水を引き、字國原一圓の田五町二反歩に灌く。

（三一）　河内川井堰　久田村大字河内なる吉井川の支流を數箇所斜斷堰止め、大字河内の田に灌ぐ。其區域田八町九反歩なり。

（三二）　布江井堰　羽出村大字羽出字布江の吉井川を斜斷し、長さ三十間の井堰を築きて河水を取入れ、字布江を南流して字道ヶ谷口に至り吉井川に入る。灌漑區域は字布江の田二町七反歩なり。

（三三）　がやの木井堰　羽出村大字羽出がやの木なる吉井川の支流羽出川に長さ二十五間の井堰を築き、此所よ

り河水を取入れて二丁半許り南流し、字「はしづめ」に至りて東流し、字小山を經て「ませ」に出で吉井川に入る。大字羽出字「はしづめ」小山「ませ」の田四町五反歩に灌漑す。

（三四）揚り下井堰　羽出村大字羽出字揚り下にて吉井川の支流羽出川を斜斷し、長さ二十間の井堰を築き、此所より河水を取入れ、南流して字荒川に至り吉井川に入る。大字羽出字揚り・上阿曾・長通・「いこだ」・石ゲ坪・「ぬくひ」・下原の田六町四反歩を灌漑區域とす。

（三五）金山尻井手　羽出村大字羽出字小林に於て羽出川を堰きて河水を取入れ、東流して字金山尻を經て字「せり淵」に至り、再び羽出川に入る。大字羽出字金山尻の田二町八反歩の用水なり。

（三六）金出屋井手　羽出村大字羽出字廣瀬の羽出川を堰きて河水を取入れ、東流して字金出屋・花の木を經て小林に至り、再び羽出川に入る。灌漑區域は大字羽出字金出屋・花の木・小林の田二町二反歩なり。

（三七）前田井堰　羽出村大字羽出字前田に於て、羽出川に長さ二十五間の堰を設けて河水を取入れ、南流して「ひの口」・踊堂・「細り」・西林・「あがり」・上阿曾・澤田・意樹田に至り、揚り井手に合し、共に字荒川に出て、再び吉井川に入る。灌漑區域は大字羽出字「ひの口」・踊堂・細り・西林・揚り・上阿曾・意樹田・荒川の田七町七反歩なり。

（三八）岡古屋井堰　羽出村大字羽出字岡古屋下に於て、羽出川を十間堰きて此處より河水を取入れ、南流して半田に至り、分れて一は東流して字溜子・金屋を經て野澤に至り、一は南流して字蛤尻及び西田を經て野澤に至

り、字前田にて羽出川に入る。大字羽出字半田・溜子・野澤・前田の田十八町四反歩に灌漑す。

（三九）堀内井堰　羽出村大字羽出西谷字堀内に於て羽出西谷川を長さ三十五間堰きて河水を取入れ、南流して鍛冶屋田・宗心田を經て大字羽出字宗行の二反田に至り、「ちと谷川」に合し、字中島にて羽出川に入る。灌漑區域は大字羽出西谷字鍛冶屋・宗心田・宗行・二反田の田六町六反歩なり。

（四〇）廣瀬井手　羽出村大字羽出西谷字廣瀬下に於て、羽出西谷川に長さ十間の堰を設けて此處より河水を引き、字横尾向・長樋・大長・「オのむし」・上原に至り、字市の瀬上より羽出西谷川に入る。大字羽出西谷字横尾向・長樋・大長・「オのむし」・上原の田七町八反歩の用水なり。

（四一）産水堰　奥津村大字下齋原字眞井に於て奥津川を斜斷し、長さ五十間の井堰を築き、此處より河水を取入れ、字眞井を過ぎ大字奥津川西字向原に至り本流に入る。大字下齋原字眞井・大字奥津川西字引田の田六町壹反歩を灌漑す。

（四二）杉ヶ瀬堰　奥津村大字下齋原字山戸原に於て奥津川を斜斷し、長二十間の井堰を築き、此處より河水を取入れ、字山戸原を過ぎ大字長藤字原口に至り此より復本流に入る。灌漑區域は大字下齋原字山戸原・大字長藤字原口の田四町九反歩なり。

（四三）千守ヶ堰　奥津村大字長藤字原口に於て、奥津川に長四十間の井堰を築きて河水を取入れ、大字長藤一圓の耕地を灌漑し、字河原に至る大字長藤の四拾參町參反歩に灌ぐ。

（四四）下り岩堰　奥津村大字奥津川西字細田に於て、奥津川に長二十間の井堰を築きて河水を取入れ、字細田を過ぎ大字奥津川西、中分耕地を潤し、字流田に至り、此處より本流に入る。大字奥津川西字細田の一部・同大字字川西中分の田七町八反歩に灌く。

（四五）瀧之口井手　一宮村字瀧之口より宮川の水を引きて大字小原を貫き、南流して注連縣井手に注ぐ。灌漑區域は大字小原の田貳拾壹町歩なり。

（四六）注連縣井手　西苫田村大字上河原字注連縣に於て宮川を堰き、此處より河水を引入れ、大字小原上河原の境を貫流して字五郎御子に至り、分れて二線となり、共に南流して一は山北樋之口を經、一は加茂往來に沿ひ共に車川に入る。車川は井筋の集合したる水路にして、山北の中央を流れ、稍々東方に向ひ、津山町大字北町に至りて宮川に注ぐ。大字上河原及大字山北の田八拾六町三反歩に灌漑す。

（四七）籔後井手　西苫田村大字上河原字籔後に於て井堰を築き、宮川より引水して大字上河原字田圃を灌漑し、大字山北津山公園の東部を流れて車川に合す。灌漑區域は大字上河原並に大字山北の田參拾五反歩なり。

（四八）大年堰　一宮村大字田邊字大年に於て宮川を斜斷し、長三間の井堰を築きて字曾根田・畑田・横田より東連木に至る。大字西田邊の一部拾貳町七反歩の田に灌漑す。

（四九）上井手　一宮村大字西田邊字宮の平に於て、宮川に長六間の井堰を築き此所より河水を引入れ、字宮の平高下・土居・釧路を經て大字東田邊字筒ヶ崎に入り、崩れ・山鼻・横田を經て柿ヶ坪に至り宮川に入る。大字

西田邊及び大字東田邊の一部田拾八町二反歩は其の灌漑區域なり。

（五〇）流田井堰　一宮村大字西田邊字流田に於て宮川を横斷し、長三間の井堰を築きて此處より河水を引入れ、字流田大字大柳に入り、柿ヶ坪より宮川に入る。灌漑區域は大字西田邊及び大字東田邊の一部田四拾八町二反歩なり。

（五一）石原上井手　一宮村大字東田邊字岩淵に於て、石原川に長三間の井堰を築きて河水を引入れ、字小幸田・石原・觀音堂・曾根田・松山・常地を經て宮川に入る。大字東田邊の一部田十三町四反歩の用水なり。

（五二）清水井手　一宮村大字東田邊字清水に於て、石原川に長四間の堰を築きて河水を引入れ、字中麥田・渡り上・下麥田・小深田を經て石原川に入る。灌漑區域は大字東田邊の一部田四町三反歩なり。

（五三）横井手　一宮村大字西一宮字白神に於て宮川を斜斷し、長十二間の井堰を築きて河水を引入れ、字白神・若宮・土居内・大谷尻を經て宮川に入る。大字西一宮の田二町一反歩に灌漑す。

（五四）眞應寺井手　一宮村大字西一宮字見座に於て、宮川に長十五間の井堰を築きて、此處より水を引入れ、字見座・土居の内大谷尻を經て宮川に入る。大字西一宮の田一町四反歩に灌水す。

（五五）菊市井手　香々美南村大字寺和田に於て、西北部字菊市より字年信を經て香々美川に入る。用水區域は大字寺和田・字菊市・字年信の田三町八反歩なり。

（五六）小瀬原井手　香々美南村大字寺和田字小瀬原より字日下を經て日下井手に入る。用水區域は大字寺和田

小瀬原・篠田・日下の田三町六反歩なり。

（五七）　日下井手　香々美南村大字寺和田字日下なる香々美川の水を引入れ、大字寺和田・大字香々美を過ぎて鍋井手に合す。灌漑區域は大字寺和田・字日下・片岡・香々美・國司・法明寺・西戸邊の田三拾貳町四反歩なり

（五八）　馬橋井手　香々美南村大字寺和田字馬橋なる香々美川に發し、字小原・字國成を經て再び本流に入る。大字寺和田字馬橋・小原・國成の田三町八反歩に灌漑す。

（五九）　長畑井手　香々美北村より南流して香々美南村大字寺和田に入り、長畑・岩瀧・小原の各字を經て香々美川に入る。大字寺和田字長畑・岩瀧・小原の田五町五反歩に灌水す。

（六〇）　國成井手　香々美南村大字寺和田字國成を經て香々美川に入る。用水區域は大字寺和田字國成の田六町七反歩なり。

（六一）　爲秀井手　香々美南村大字寺和田字行當を過ぎて香々美川に入る。用水區域は大字寺和田字行當大字香々美字宮の下の田拾貳町歩なり。

（六二）　山川上井手　香々美南村大字寺和田字山川上を過ぎて香々美川に入る。灌漑區域は大字寺和田字宮西の田貳町歩なり。

（六三）　鍋井手　香々美南村大字香々美字天滿下より大字公保田を經て布原井手に入る。大字香々美字國司・天滿下新道・吉次の田十八町五反歩の用水なり。

（六四）　戸島井手　香々美南村大字香々美字山川上に發し、香々美を經て布原井手に入る。補助井手なる故、特に灌漑區域とすべきものなし。

（六五）　布原井手（上流）　香々美南村大字香々美字竹定に於て香々美川を堰き、此處より引水して大字香々美・市場・公保田・澤田・沖を經て芳野村に入る。大字香々美字竹定に於て分れ、香々美を經て香々美川に入るものを竹定井手と言ひ、大字香々美字四分一に發し、香々美を經て楮原井手に合するものを築拙井手と言ひ、大字香々美字友重に出て香々美市場を過ぎて再び布原井手に合するものを友重井手と稱す。尚ほ公保田字一町田に於て支るもの二、一は大字公保田を經て布原井手に合し、一は西して大字公保田を過ぎ布原井手に入る。前者を高見田井手、後者を晝受井手と稱す。柿木田井手は大字澤田字柿木田より分れ、澤田を經て布原井手に合するものにして、大唐戸分水井手は大字澤田字穴田に發し、大字澤田字白泡に於て分れて二線となり、一は大字澤田沖を經て芳野村に入り、一は一場を經て香々美川に入る。灌漑區域は香々美南村の分田百六町九反歩なり。

（六六）　楮原井手（一名市場井手）　香々美南村大字市場字楮原に發し、大字市場・澤田を經て大唐戸分水井手に合す用水區域は大字市場字楮原井手下湯上・大字澤田字惣左衛門・字清水田・大野畑の田二十町六反歩なり。

（六七）　菊市井堰　香々美北村大字眞經字菊市に於て香々美川を斜斷し、長さ二十間の井堰を築きて河水を取入れ字桐畑を經て香々美南村に入る。

（六八）　溝子井堰　香々美北村大字百谷字溝子に於て香々美川に長さ三十五間の井堰を設け、南流して香々美南

村に入る。

（六九）　金穴井堰　香々美北村大字大町字金穴に於て香々美川の水を取入れ、大字大町の南部を流れ大字眞經に入る。灌漑區域は大字眞經字踊堂・字高下・字連ヶ市・字相坂の田五町歩なり。

（七〇）　曲淵井堰　香々美北村大字大町字曲淵に於て、香々美川に長さ二十間の堰を設け、河水を引入れ、大字大町を南流して大字眞經に入る。大字大町字落合・大町・安井・信定・眞經・吉藤の田五町五反歩の用水なり。

（七一）　山ノ神井堰　香々美北村大字大町字山ノ神に於て、香々美川に長二十間の井堰を設け、大字大町字山ノ神河原・大倉口・外河原・姥ヶ谷・總田・長圓・成眞・大谷・年岡・踊堂・出合・高下の田十町五反歩に灌水す。

（七二）　唐戸井堰　香々美北村大字大町字宗重に於て、香々美川より用水を取入れ、大字大町字宗重・岩高下・鳥川・下の段の田三町歩に灌く。

（七三）　西の前井堰　香々美北村大字岩屋字西の前に於て、香々美川より用水を取入れ、大字岩屋字宮の上の田二町歩に灌く。

（七四）　津井堂井堰　香々美北村大字岩屋字津井堂に於て、香々美川より用水を取入れ、大字岩屋字宮の上・字下岩屋の田三町歩に灌く。

（七五）　德藤井堰　香々美北村大字岩屋字德藤に於て、香々美川より用水を取入れ、大字岩屋・字砂場・字津井堂の田三町五反歩に灌く。

（七六）　兩免井堰　香々美北村大字越畑字兩免に於て、香々美川より河水を引く。灌漑區域は大字越畑字兩免の田二町五反歩なり。

（七七）　坊ヶ市井堰　香々美北村大字越畑字坊ヶ市に於て、香々美川より河水を引入れ、用水區域は大字越畑字正宗の田一町六反歩なり。

（七八）　戈勝井堰　高野村大字押入字戈勝に於て、加茂川を斜斷し、長さ百間の井堰を築きて河水を取入れ、津山東町大字川崎字寄廣に至り、分れて二線となり、一は西流して字井上橋を經て字百間藪に至りて吉井川に入る。大字川崎七拾參町歩の灌漑用水なり。

（七九）　上井堰　神庭村大字草加部金崎に於ける加茂川を斜斷し延長百廿間の堰を築き、草加部・野・本鄕に於て田卅町歩を灌漑す。

（八〇）　下井堰　神庭村大字草加部一場に於て加茂川を斜斷し、長百三十五間の井堰を設け、閘門により河水を引入れ、高野村大字野一圓を灌漑し、南に流れて大字高野本鄕に入れるもの、大字押入下に入るものと、西に折れて高野山西に至るものとの三筋となる。この井堰は舊津山領内の三大堰の一にして、本村に於て重要なる井堰なり。灌漑區域は大字高野本鄕・大字押入下・大字高野山西の田百町歩なり。

（八一）　森ヶ瀨井堰　高野村大字野字森ヶ瀨に於て、加茂川に長さ百二十間の井堰を設けて用水を取入れ、同村大字高野本鄕の東部を灌漑す。其田反別九町二反歩なり。

（八二）　植田井堰　高野村大字高野本郷字植田なる加茂川を斜斷し、長さ三十五間の井堰を築き、此處より用水を取入れ、同村大字高野本郷東部を灌漑せしが、福井堰整理の結果近時此の用水は動力に供するのみにして、餘水は全部福井堰に流入す。

（八三）　福井井堰　高野村大字高野本郷字福井に於て、加茂川を斜斷し、長さ約百二十五間の井堰を築き、此處より河水を引入れ、直に分れて才の木井手・源八井手の二線と爲り、前者は西に流れて大字高野本郷字夜牟寺にて古川に入り、後者は西南に流れて大字押入下に至る。灌漑區域は大字高野本郷・大字押入上・下にして其田反別百卅八町七反歩なり。

（八四）　後入道井堰　高野村大字高野本郷字後入道に於て加茂川を斜斷し、長さ百十五間の井堰を築きて河水を引入れ、南流して加茂川以東の本村大字高野本郷・大字押入上を灌漑せしを、大正九年三月福井井堰に合併す。

（八五）　新田井堰　高野村大字高野本郷字川原森に於て、加茂川に長六十間の井堰を築きて河水を引入れ、大字押入上を灌漑す。灌漑反別五町歩なり。

（八六）　近平井手　神庭村吉見井堰の餘流にして、京原より引水し、高野村大字野に入り、同大字の田地を灌漑す。其反別貳拾町歩なり。

（八七）　大井手　高野村大字高野山西字上河原蟹子川の水を井堰によりて引水し、大字山西部の東部を南し、下井手と合して本大字の南端に終る。灌漑區域は當大井手の區域なると共に福井井堰の灌漑區域内に包含し灌

漑反別拾五町歩なり。

（八八）　天王寺井手　高野村大字高野本郷字天王寺に於て古川を斜斷し、井堰を設けて此處より引水し、大字高野より大字押入下字西田に至る、大字高野本郷大字押入の田貳拾町歩に灌漑す。

（八九）　稻荷井堰　東吉田村大字沼字嘉市に於て、宮川を長二十間幅二間の石垣にて斜斷して井堰となし、此所より河水を取入れ、大字沼字熊田の田一町歩に灌く。

（九〇）　柳坪井堰　東一宮村大字志戸部字柳坪に於て、後川を長四間巾五尺の石垣にて斜斷して井堰となし、河水を取入れ大字志戸部字岸が元の田一町一反歩に灌く。

（九一）　鹽浦井堰　東一宮村大字勝部字大内川に於て、後川に長四間の井堰を設けて河水を取入れ、大字志戸部字高兒・橋が元・五反田・一丁田の田八町二反歩に灌漑す。

（九二）　坂元井堰　東一宮村大字東一宮山方字觀音寺の東端字坂元に於て横野川を斜斷し、長十七間の井堰を築き此處より河水を取入れ、西流して字觀音寺を貫き、字閑堂に於て眞光寺谷の細流を横切り、木梨前西山を經て天神山下より鵜の羽川に注ぐ。流程凡十五町。大字東一宮山方及大字東一宮に跨る中村田圃一圓の田四十七町七反歩の灌漑用水なり。

（九三）　上井手井堰　東一宮の坂元井堰を去る約一丁の下流を斜斷し、長二十五間の井堰を築きて水を河の東岸に入れ、字二又に至り分れて二線となり、一は直に南流して字牛の神にて再び一線となり、一は西南に流れ

野邊・苫田等を經て、字注連掛にて苫田井堰の井手に注ぐ。流程廿二町。灌漑區域は東一宮字一本木・野邊・内方等の田三十六町八反歩なり。

(九四) 下井手井堰　東一宮村大字東一宮字五鉢に於て横野川を斜斷し、長十五間の井堰を築きて河水を東岸に入れ、南流して字下河原に於て苫田井堰の井手に入る。流程凡十二町。用水區域は大字東一宮字一本木西部の田十六町五反歩なり。

(九五) 正善庵井堰（河原井堰）　東一宮村大字東一宮字正善庵に於て、横野川に長十間の井堰を築き河水を東に入れ、南流して横野口橋の上に至りて再び横野川に注ぐ。流程凡八町。大字東一宮字懸け上げ方面の田一町七反歩に灌漑す。

(九六) 苫田井堰　東苫田・東一宮兩村組合井堰にして、東一宮村大字東一宮字下河原に於て横野川を斜斷し、長さ二十八間の井堰を築き、此處より河水を東に入れ直ちに下井堰の餘水を合せ、南流して字注連掛に於て上井堰の末流を入れ、東苫田村大字大田に入り、更に東南流して大字沼の田に灌水す。流程凡八町。東一宮村大字東一宮字下河原・内方・苫田一圓・及東苫田村の西部一圓の田四町七反歩及東苫田村大字大田・大字沼の田三十八町二反歩に灌漑す。

□ 用水紛爭に關する文書

東一宮村の用水に關し寛政中紛爭を生ぜし事あり。其解決に關する文書の寫左の如し。

差上申一札之事

一、東一宮村字日禮井堰川並悪敷相成難堰立に付、右井堰相除此水受高貳石貳斗九舛八合、同村字坂元井堰水請高三百九拾石三分江添高に被仰付候事。

一、同村字八反河原井堰貳ヶ所の内、上井堰（安兵衛井堰）川並悪敷相成難堰立に付、右井堰相除此水請高貳ヶ所分六石貳斗貳舛貳合の内、同村字上井手井堰水請高三百拾石の分は添高に被仰付候事。

一、同村同所井堰二ヶ所の内、下井堰（本光寺井堰）川並悪敷相成難堰立に付、右井堰相除此水請高右貳ヶ所分六石貳斗貳舛八合の内、下横野村字「なめらはな井堰」（櫻井堰・水門井堰）二ヶ所水請高拾石の内、下井堰（水門井堰）水請添高に被仰付候事。

一、同村字坂元前井堰（開）川並悪敷相成難堰立に付、右井堰相除此水請高壹石貳斗九升六合へ下横野村字「なめらはな井堰」二ヶ所（櫻井堰・水門井堰）水請高拾石の内、下井堰（水門井堰）水請添高に被仰付候事。

一、同村字上井手井堰川並下り先年の通難堰上に付、此井堰水請高三百拾石の内、字植田前舟田山下高四拾七石余の分、下横野村字「なめらはな井堰」二ヶ所（櫻井堰・水門井堰）水請高拾石の内、上井堰（櫻井堰）水請高添高に被仰付候事。

一、下横野村の内字「なめらはな井堰」二ヶ所（櫻井堰・水門井堰）井溝幅三尺に、長四百四拾間の間を切廣

げ候御引池に被仰付候事。

一、同村同所井堰二ヶ所（櫻井堰・水門井堰）水請高拾石餘有之所、一宮村の内八反河原植田前舟田山下高五拾石計、右貳ヶ所井堰水請添高に被仰付候。尤此井堰水上り宜敷候間、及渇水間敷候共、餘分の水請高に被仰付候。依之後年に至り若及渇水に節、外に水請番水に致候共、右元水請高拾石の分は分水被仰付候事。

一、右井堰水請添高のもの、本水請高のもの同様に、罷出申合堰立用水の儀に付、爭論無之樣相互に心得可申旨被仰付候事。

一、渇水の節は双方村御役人中立會の上御肝煎中字「なめらはな」貳ヶ所（櫻井堰・水門井堰）の井堰にて、右の井堰懸り水請の場所、相當分水御取計可有之旨被仰付候事。

一、上横野村簗瀬井堰去る寅歳堰立、坂元井堰に餘水取候に付、下筋井堰水上り不宜及水論、其節右之通分水被仰付候處、双力に水上宜敷候間、以來簗瀬井堰に上り堰立餘水取間敷旨被仰付候事。

右之通村々水請のもの共、一統奉承知納得仕候上者、後年聊申分無御座候。爲其一札印形仕差上申候以上。

寛政八丙辰年四月

一宮村里上組
同　村里下組
同　村西山分
同　村東山分

西一宮村
湯谷村
下横野村上下

水受百姓百六十餘名連名捺印（記載省畧）

土居與三兵衛殿

（九七）新井手　神庭村大字吉見字近平に於て井堰を設け、加茂川の水を斜斷して此處より河水を取入れ、吉見を經て大字綾部に至り、之より二線となり、一は大字草加部に入り、一は西流して高倉村に入り、上高倉及下高倉西の一部を貫流す。灌漑反別凡五百町歩。本井堰は元專ら神庭村の用水堰なりしが、高倉村及高野村大字野神庭村大字草加部の地旱害多きを以て、安政甲寅の歳前記各村の有志保田平兵衛・今井類治・香山定右衛門・米井彦右衛門等藩に請ふて堰を設け溝梁を通ぜしなり。當時平兵衛及上河原の人和田次郎大篠の人安黒又右衛門等工事の局に當れりといふ。其後明治十六年中綾部村（神庭村大字綾部）と高倉村・草加部村（神庭村大字草加部）野村（高野村大字野）との間に水利に就て一大紛爭を生じ、時恰も夏天渇水の際なりしを以て双方互に暴力を逞うせしが、次で裁判所に訴ふるの止むなきに至り、大審院に繫屬中會々仲裁成立して遂に圓滿に解決を告げ、其後綾部は字長畝より小新井手を開鑿し、字天王まで井筋を通ぜしより復た旱害を見ざるに至れり。

□ 新井手に關する碑

夫開灌漑之利、以除凶荒之害、非志士仁人則不能也。我作州東北條上高倉及下高倉東西及草加部等諸村、與東南條野村、概皆同水利。夏時少雨田圃乾涸米穀不登、相傳大同二年大旱以來、其害不遑枚擧。近歲則嘉永癸丑爲最當是時、稻田變爲焦土、井泉亦渴、鄉民數百饑渴窮乏、其慘不忍見云、於是此地里正及有士等胥議、欲大通溝洫以救旱害於永遠。而東北條吉見村細巖之地、往時既開渠里許、以引加茂川水、乃依此渠更延長之、以通於此地、諸村請之於國主松平侯可之。以明年安政甲寅正月起工、次年六月竣功。溝洫大小數百秩然整備。其延長細巖以西丸田以東凡五千六百八十間。其費地凡壹萬步。而用人之力壹萬有餘云。至明治七年納之於官、編於官有地第三種。嗚呼此渠一成灌漑之利大開、瘠鹵變爲膏腴、磽确化爲良田、不復患旱。爾來蕪穢愈理土壤益闢、今也彌々望數百千頃、渺々相連、子孫得長浴其澤、是果誰之功乎。今其子弟將勤前人功績於貞石以傳不朽來謀於余、余既感其先輩之美擧、又喜其後進不忘本、不辭不文紀之如此。

明治三十八年五月　津山上原璟幷書

（九八） 車井手　神庭村大字綾部字眞瀬ガ淵に井堰を設けて加茂川を斜斷し、此處より河水を引き綾部の田圃を貫流し字屻に至りて盡く。此間小支流を派出して灌漑用水と爲す。大字綾部の田三十五町歩に灌く。

（九九） 工田（クヂン）井手　神庭村大字吉見字工田に井堰を築きて加茂川の水を引入れ、吉見田圃の東端を灌漑す。其田反別五町歩なり。

（一〇〇） 荒神井手　神庭村大字吉見字荒神に於て加茂川を堰き、河水を取入れ吉見の南部に灌水す。其田反別六反歩なり。

（一〇一） 矢野井堰　高田村大字上横野字矢野の奥谷川を斜斷して長四間の堰を設け、此處より河水を引き、字矢野の田五町歩に灌く。

（一〇二） 矢野井堰　高田村大字上横野字矢野に於て横野川に長六間の井堰を築きて河水を取入れ、字野介の田六町歩に灌く。尙此の他に同所に同名の井堰あり。矢野・御先・東側・鎌德・久保宮等の各字田三十一町五反歩の用水なり。

（一〇三） 野介井堰　高田村大字上横野字野介の横野川に在り。大字上横野字御先の田四町歩の用水なり。

（一〇四） 落合井堰　高田村大字上横野字石ガ峪に於て大河內川の水を堰き、字石ガ峪及長德寺の田拾貳町歩に灌く。

（一〇五） 大河內井手　高田村大字上横野字大河內より大河內川の水を取入れ、字石ガ峪・高田・谷口・長德寺の田十八町五反歩に灌く。

（一〇六） 大坪井堰　灌漑反別五町歩。

（一〇七） ロクサ井堰　灌漑反別八町五反歩。

（一〇八） 柳瀨井堰　灌漑反別三町五反歩。

共に高田村大字上横野の横野川の流に在り。

（一〇九）久保川井手　高田村大字上横野字片岡より山田川の水を引き入れて、片岡の田拾貳町に灌漑し、更に横野川に入る。

（一一〇）櫻井手　高田村大字下横野字阪下より横野川の水を堰き同字の田二町三反歩に灌水す。

（一一一）大井手　高田村大字大篠字奥谷より奥谷川の水を引き、大篠字後谷・藏納・長峪・大月樋の内・楮原國廣の田拾八町歩に灌ぎ蟹兒川に入る。

（一一二）惣三井堰　加茂村大字才の谷字惣三に於て倉見川を斜斷し、長二十五間の井堰を設けて河水を引入れ才の谷より大字小中原・塔中を經て阿波川に入る。灌漑反別田二十六町二反歩なり。

（一一三）十善寺井堰　加茂村大字塔中に於て、阿波川に長三十間の井堰を設け、此處より河水を引きて塔中字宮の本・十善寺の田九町五反歩に灌ぎ、再び阿波川に入る。

（一一四）鎌倉井堰　西加茂村大字百々字鎌倉に於て、倉見川に長三十間の井堰を設けて河水を引き、大字百々中原・成安を經て加茂川に入る。灌漑區域大字百々・大字中原字新畑及び大字成安の田參拾四町參反歩なり。

（一一五）中井堰　西加茂村大字百々字鎌倉に於て倉見川を斜斷し、長二十八間の井堰を築きて河水を引き、大字百々及び中原の田二十町七反歩に灌く。

（一一六）高名瀬　西加茂村大字中原の西に於て、倉見川に長三十六間の井堰を築きて河水を取入れ、大字中原

の東部を灌漑して加茂川に注ぐ。用水反別田二十六町四反歩なり。

（一一七）缺場井堰　西加茂村大字中原に於て缺場川を斜斷し、堰を作りて河水を引き、同大字の田拾壹町六反歩に灌漑す。

（一一八）上井手　東加茂村大字小淵字國米より物見川の水を引入れて約拾町歩の田に灌漑し、水路五町餘にして再び物見川に入る。かくの如くなりしも、大正四年東加茂村耕地整理組合設置成り、上井手用水路を從來の水取口の儘、東加茂村大字小淵字國米に起し、元上井手用水路を擴張使用し、更に新水路を延長增設して、桑原・公卿を貫通し、公卿地内字ナメラに至りて終る。この水受段別五拾六町五反壹畝八歩なり。（起工大正四年四月、竣工大正九年一月）

（一一九）下井手井堰　東加茂村大字小淵字居傳原にあり。延長貳拾參間半、水受段別四拾壹町六段貳畝歩（起工大正拾參年一月、竣工同年三月）

（一二〇）簗ガ坪堰　西加茂村大字成安字簗ガ坪に於て、加茂川に長四十間の堰を設けて河水を取入れ、大字成安字下原を南流して再び本流に入る。灌漑反別田十町二反歩なり。

（一二一）上井手　東加茂村大字小淵奥より物見川の水を引入れ、五十六町流れ物見川に入る。

（一二二）桑原中井手　東加茂村大字小淵字井手原に於て加茂川を堰き、此處より引水し大字桑原より縣道に沿ひて東南流し、大字公卿字藤の木に至り西南に廻り、再び本流に入る。

（一二三）　砂場井手　東加茂村大字桑原軒戸橋下より加茂川の水を取入れ、中井手に併行して東南に流れ、桑原の最西南部の田約十五町に灌漑す。

（一二四）　津川井手　東加茂村大字下津川の東部を西流して下津川東部の田三拾餘町歩に灌漑す。本井手の水源は下津川なり。

東加茂村には以上の外三門井手・志武土井手・八幡井手・岡影井手・若宮井手・張金井手等あり。何れも谿間の小井手なり。

（一二五）　馬場淵堰　上加茂村大字河井字井手口に於て、加茂川を斜斷し、井堰を設けて河水を引き、南流して字宮前の田に灌き、再び本流に入る。灌漑反別四町九反歩なり。

（一二六）　次郎門井手　上加茂村大字知和字小原に於て長八間の井堰を設け、加茂川の河水を引入れ、西南にめぐること約五町餘、再び本流に入る。大字知和字小原・東加茂村大字小淵・字國米の田九町五反歩に灌漑す。

（一二七）　小原井堰　上加茂村字知和字小原に於て如茂川を斜斷し、長十七間の井堰を設けて、此處より河水を導き西南に流れ、約十二町餘にして東加茂村に入り、加茂川に注ぐ。字小原及び大字小淵字國米の田十三町三反歩に灌く。

（一二八）　淀か平井堰　上加茂村大字山下に於て加茂川より河水を引き、山下の耕地三町九反歩に灌漑して再び本流に入る。

（一二九）　關本井堰　上加茂村大字知和字關本より加茂川の水を引入れ、西流して知和の西部を灌漑し、加茂川に合す。灌漑反別六町三反歩。上加茂村には尚ほ此以外に、大字知和に權現井堰・河原井堰・大字河井に漆が瀬堰、大字山下に日の元井堰等あり。何れも小井堰なり。

（一三〇）　大畑中土居用水堰　阿波村字賴母が市に於て井堰を阿波川に設け、字大畑・中土居の田約二十町歩に灌漑す。

（一三一）　竹の下用水　阿波村字南明寺に於て、阿波川に井堰を築き、河水を取入れ、字甚兵衛に至り、二線に分れ、竹の下部の耕地に灌漑し、南流して又阿波川に入る。灌漑反別五町歩。

阿波村には此外に大杉用水あり。小用水なり。

第九章　瀑布

本郡の地勢は第二章に於て述ぶるが如く、中國山系の支脈に依つて三谿谷に分劃せられ、而も其の峽谷溪流は奇石怪岩聳立し、急湍奔流玉と砕け雪と散る所、密樹鬱蒼として山光水色の賞すべき所少からず。殊に錚々たる飛瀑に至りては各其の景趣の異れるものありて、秋來れば萬朶の紅黄丹朱の彩を映じて乾坤清澄の氣漲り、人の目を輝かすもの尠からず。

（一）岩井瀧　上齋原村大字上齋原字中津河三國山麓の幽谷中津川の源に在り。吉井川の上流をなす。直下二丈五尺瀑水は突出せる巖角の前面を奔馳し瀧の裏面より之を眺むることを得。巖下の洞窟五六坪此所に不動尊を安置す。巖壁の左方を攀ぢ登れば丈余の小瀑布階段をなし、層々たる其狀恰も盤上に無數の白玉を轉ずるが如く、壯觀實に謂はん方なし。四邊は巨木老樹鬱蒼として瀑面を壓し、此所に遊ぶ者をして深山の精氣に打たるゝの感あらしむ。

（二）夫婦瀑　泉村大字至孝農の府縣道を離れて西に入り、溪間の小徑を上ること約一丁の處に在り。水量甚だ多からざるも高さ二丈綠樹鬱蒼として四邊を圍み二條の水柱岩頭に懸りて下降す。

（三）大町瀧　郡内の高峯泉ヶ山の南麓香々美北村大字大町字中林の深谷に在り。直下六丈・幅一丈六尺、水量亦

多く、飛沫濛々として一帶を籠め、豪壯の觀に富む。近時春夏秋の交、泉山登山を兼ね此瀑布を訪ふ者漸く多しされど四邊の老樹繁茂して遊客の玩賞を恣ならしめざるは頗る遺感とす。

（四）寺谷瀧　泉山の西麓同村大字百谷、字寺谷百谷川の源に在り。高さ五丈・幅二丈水量多からざれども、巖下の瀧壺は澎湃として自ら凄愴の感を起さしむ。之に續きて二の瀧・三の瀧等の小瀑布之に連る。四周杉樹生ひ茂り傍に三條神社を祀る。夏時社の奉賽を兼ね來り觀る者少からず。

（五）横野の瀧　高田村大字上横野字奥谷に在り。數町を隔てゝ三瀑布相連る。その一の瀧は部落を距ること十五丁の處に在り。巾一丈高さ三丈、水二條となりて直下し恰も白布を晒すが如し。それより登ること五丁にして二の瀧あり。三瀑布中最も雄なるものにして、巾一丈五尺・高さ六丈餘、白水滔々として斷崖を落下し一大瀧壺を成す。名づけて瀧淵といふ。傍らに小祠あり瀧の宮といひ、又一に龍神と稱す。旱天雨を祈つて効驗ありと。尚ほ登ること二町にして三の瀧あり。三瀑布中最も大にして巾一丈乃至三丈・高さ實に二十丈、斷崖曲折して三階段の狀を成し、白絲其の上に懸り、或は潺々として琴瑟を鼓し、或は轟々として春雷を起す。これ等一帶は所謂横野殖林地の一部にして、杉檜等の植樹械・櫻・柏等の天然樹と參差交錯し、夏季は綠葉鬱蒼として天を覆ひ、秋季は紅葉錦繡を彩り、剰へ奇岩怪石重疊蟠屈し、幽光邃色謂ふべからず。近時横野山林に達する道路改修せられたれば、杖をこの地にひくもの尠からず。

（六）鮎廻りの瀧　（鮎返り又は鮎旋り）奥津村大字奥津川西大釣、府縣道に架せる久鳥橋の下方約一丁の所に在

り。吉井川の水西岸の巨巖に激せられて水勢奔蕩し、巾三丈餘の斷崖を急轉直下すること二丈餘、其音雷の如し。加ふるに瀑下の碧潭甚だ深く、兩岸の巨巖・綠樹影を涵し壯絶言ふべからず。初夏の交香魚此所に至りて上る能はず、遂に回旋して下ると云ふ。鮎廻りの名を得たる所以なり。

(七) 瀧谷の瀧　羽出村大字羽出東谷字瀧谷に在り。高さ六丈餘・巾亦殆んど之に同じ、周圍は學校林にして植樹後十數年を經過し、頗る繁茂せる山腹に懸り、宛然たる一幅の畵を成す。

(八) 大瀧・小瀧　久田村大字河内に在り。大瀧は高さ三丈餘巾五尺、小瀧は高さ僅に八尺巾三尺許りなれどもおのづから一對をなし、風致あり。大瀧の下に深潭あり。傍らに瀧神社を祀る。老樹鬱蒼として天を蔽ひ頗る幽致に富めり。

(九) 黒木瀧（一名雌瀧・雄瀧）　久田村大字黒木字下黒木に在り。雄瀧は高さ一丈五尺巾四尺、雌瀧は雄瀧より稍々小なり。突兀たる暗色の奇岩兩瀑の間に蟠踞し、瀑の左右は常綠樹・濶葉樹を以て蔽はれ、晝尚暗き幽境たり。

(一〇) 白瀧　久田村大字黒木字白瀧に在り。久田村より富村に通ずる往來に沿へる學校林の中に在りて、大小の二瀑より成る。大瀧は高さ三丈・巾五尺、小瀧は高さ一丈五尺・巾六尺、瀑音峽谷に反響し、二瀑相應して幽致を競ふに似たり。

(一一) 西瀧　久田村大字黒木字西谷に在り。高さ約一丈六尺・巾約四尺、老樹天を蔽ひ岩石峭立して近づくべからず。側に不動尊を安置せしが明治五年洪水の際流失して、其所在を詳かにせざるに至れりと云ふ。

(一二) 能義の瀧　上加茂村大字知和字能義谷に在り。能義谷より發せる舟山川の水勢漸く急となり、能義の飛瀑と爲る。流下すること約一丈五尺・幅四尺餘、常に水沫高く銀を吹いて玉と散り巖砕けんとする所、盛夏の一日を銷す亦惜しからざるの景趣あり。

(一三) 大鷲の瀧　上加茂村大字知和字鷲谷に在り。高さ一丈餘・幅四尺、突兀たる岩石の間を流下せり。四隣草木深くして山容自ら古色を帶べり。

(一四) 水井の瀧　上加茂村大字河井字東谷に在り。高さ一丈八尺・巾五尺餘、附近一帶綠樹秀で、清水其間を流下す。遙に之を望めば恰も白練を懸くるが如し。瀧の附近に小祠あり水井瀧明神と云ふ。

(一五) 織姫の瀧　上加茂村大字青柳字曲谷に在り。近傍鬱蒼たる雜樹繁茂せり。瀧の邊りに瀨織津姫命（今は上加茂神社に合祀す）を祀れり、故に此名あり。高さ二丈餘・巾五尺、流水甚だ急なり。

(一六) 布瀧（一名落合瀧）　阿波村字落合と稱する處の山谷に在り。鯰川の水集つて流下するもの、即ち此瀧なり。直下十二丈餘・巾一丈八尺恰も白布を晒せるが如し、因つて此名あり。

(一七) 白髪瀧　阿波村字落合ナメラ布瀧を去る十五町餘に在り、大なる瀧壺ありて往古より巨大なる山椒魚棲めりと言傳ふ。大いさ畧々布瀧に似たり。

(一八) 大瀧　阿波村字落合尾所瀧谷と稱する所に在り。高さ二丈餘。

(一九) 新瀧　阿波村字落合尾所奥に在り。高さ三丈餘奇石怪岩突出す。大瀧權現を祀る。

第十章　鑛山及礦泉

第一節　鑛山

本郡の地質は水成岩・火成岩の種々の岩石相錯雜せるを以て、鑛物の分布に富み、就中其の最も多きものは銅鑛にして、銀銅鑛等之に亞ぎ、上齋原村の沙鐵精煉の如きは古來より行はれたり。昭和二年一月調査によれば、銅鑛八ヶ所、約四十二萬三千四百坪、銀銅鑛三ヶ所、約十三萬三千八百坪、其の他金銀、銅錫鑛及金銀銅蒼鉛各一箇所蒼鉛鑛四ヶ所、計約六十五萬七千六百坪ありて、一時盛に採堀せし所ありしも、鑛石含有量の僅少、或は經濟界の不況等によりて、全然廢鑛に歸せるものあり。一時休止の情態に在りて、景氣恢復の機を待てるものあり。其の産出額の如き、現下の殆んど見るべきものなきに至れり。左にこれ等諸鑛山の概要を表示せん。

鑛山名稱	鑛山所在地	鑛石の種類並其含有量	地質	發堀年代	現在發堀情況	産出情況
淵長鑛山	小田村大字小座字淵長	銅一分鑛	花崗岩	約六十年前	休止 大正七年三月頃	大正四、五年頃歐洲戰亂の爲銅價騰貴し採掘盛にして鑛石は大島の精煉所に輸送せり、今後銅價騰貴人夫賃下落せば再掘は實現せられん。
沿革						

—110—

大正二年頃より岡山市古原町荒手鑛業株式會社に於て當鑛山を買ひ受け再堀を爲し、現在は休止せり。試堀以來再三休止の情態を見るも鑛脈は現在に於て最有望なるものありと云ふ。

鑛山名稱	鑛山所在地	鑛石の種類並其含有量	地質	發堀年代	現在發堀情況	産出情況
久谷鑛山	小田村大字塚谷字久谷	銀銅鑛 銅五分 銀三厘七毛	母岩	慶應三年頃	大正七年頃より休止	不明
沿革						

第一期　慶應三年頃より發堀、明治五年休止（銅價下落のため）

第二期　明治三十年頃より發掘、明治三十四年休止（銅價下落のため）

第三期　大正六年頃より發掘、大正七年頃休止（銅價下落と含有量少なきため）

鑛山名稱	鑛山所在地	鑛石の種類並其含有量	地質	發堀年代	現在發堀情況	産出情況
金盛鑛山	中谷村大字入字岩棚	不明	不明	明治十五六年頃	廢鑛	發掘中多少の鑛石を輸送せしも、其輸送先及其數量不明なり。
沿革						

短期間にて別に記すべきものなし。

鑛山名稱	鑛山所在地	鑛石の種類並其含有量	地質	發堀年代	現在發堀情況	産出情況
芦谷鑛山	中谷村大字中谷字芦谷	銅鑛含有量不明	不明	百五十餘年前	廢鑛	明治三十年頃一時盛に良好の鑛石を産出し、精煉輸送共に盛なりしも、其産出數量等不明なり。
沿革						

百五十年前試堀し爾來數回の盛衰を經て明治三十年頃盛に採掘せしも今は全く廢鑛せり。

鑛山名稱	鑛山所在地	鑛石の種類並其含有量	地質	發堀年代	現在發堀情況	産出情況
不詳	中谷村大字中谷字大成東谷	銅鑛含有量不明	粘板岩	二百餘年前	廢鑛	精煉場の形跡今尙存するを見れば、相等産出せし時代ありしならん。

—111—

沿革不詳							
不詳	中谷村大字山城字大松	銅鑛	含有量不明	不明	百年前後	廢鑛	不詳
沿革不詳							
寶榮鑛山	久田村大字久田下原字草谷	銅鑛	含有量不明	軟岩	明治六年	休止	採堀最盛時代に於て一箇年産出額純製銅五千貫、休止當時の年産額約四百貫精煉を爲せしも、輸送情況等不明なり。
沿革							
國盛鑛山	久田村大字土生字金山	金銀銅錫	含有量不明	丹磐石	明治初年頃大正五年十二月中	休止	採堀最盛期に於て一ヶ年産額約四千貫採堀最盛なりしと云ふ大正二年頃には約二千貫程精煉たなせり。
沿革							

徃古發堀したる形跡あるも年代不詳、明治六年久田下原藤井利吉之を發堀し、明治十二年五月愛媛縣那阿郡西原山町黒瀬幸太郎に讓渡し、明治三十三年頃大阪市東區寺山町田中實道之を經營し其後明治四十二年岡山市坂本金彌經營發堀中、休止するに至つて今日に及べり。

明治初年頃最も殷盛を極めたるものにして、津山藩の御手山となりし事あり。明治十九年頃勝田郡下山某の採堀せし時もありたりしが、其後斷續的に經營したるものにして、大正二年頃東某之を採堀し、大正四年九月頃より同五年十二月頃迄、久田村大字久田下原森田富治郎採堀せしも産

額少なく收支不償の情態となり、遂に休止するに至りたるも本鑛山は相當有望なる鑛脈を有し、經營方法の宜しきを得ば價値ある鑛山として認めらる。

日名鑛山	泉村大字養野	銀銅鑛	含有量不明	花崗岩	不明	廢鑛	不明
沿革							
不明	羽出村大字羽出字道ヶ谷	金銀銅蒼鉛	含有量不明	花崗岩	無し	無	無
沿革							
谷奥	羽出村大字羽出字段ノ谷	銅鑛	含有量不明	花崗岩	明治卅二年頃	廢鑛	不明
沿革							
最盛山	羽出村大字羽出字上足谷	銀銅鑛	含有量不明	花崗岩	明治廿年頃	廢鑛	不明
沿革							

發堀年時一時作業せしも成績擧らざる爲め其後廢鑛。

一時發堀作業をなせしも其成績擧らざるため廢鑛となる。

毘盛山	羽出村大字羽出 西谷字上原谷	銀銅鑛 含有量不明	花崗岩	自明治十五年 至同十九年	廢鑛	不明	
沿革	發堀中は相當の收益を見たるも其後廢鑛となる。						
伊茂岡鑛山	奥津村大字 奥津川西	蒼鉛 含有量不明	花崗岩	明治四十四 五年頃	休止	不明	
沿革	明治四十四、五年頃發堀作業を始め相當設備をなし、一時は人夫一百人位使用し盛大なりしも經濟界不況のため、約二箇年にして休止するに至る。						
上齋原鐵山	上齋原村坊主原、金石、人形山、榮金山	鐵鑛（沙鐵）	不明	不明	休止	不明	
沿革	鐵山開始の年代は詳かならざれども、採鐵の盛なりしは德川の末期にして、當時坊主原・金石・人形山等は津山藩の直轄に屬し、支配の役人を置きて之を經營せしめたり。採鐵は沙鐵よりするものにして、其遺跡は村内各所に在り、右の鐵山及榮金山（字遠藤に在り）は明治二十二年頃迄稼ぎ、就中榮金山は同四十四年頃相當なる資本家が經營に着手し、新式熔鑛爐を設備し歐洲大戰當時は偶々鐵價の暴騰にあひ年額數萬圓にのぼりしも、大正九年の反動期に於て行き詰り、全く						

中止の止むを得ざるに至つて今日に及べり。

一宮鑛山	一宮村大字西 田邊字向山	銅鑛 含有量 銅三分八厘 砒素一割五分、	粘板岩	明治二十一 年	休止	一、自明治四十四年一月、至大正元年六月、産出高撰鑛せるもの一ヶ月平均六噸 二、自大正七年六月、至同八月九日間亞砒酸精鍊をなす、産出高四七・九三六封度其他産出額不明	
沿革	明治四十四年三月より大正元年九月迄盛に發堀し、鑛石は備前小串精煉所に輸送撰鑛せしが經濟界不況のため同年十二月中止し、大正七年六月より又發堀を始め、同八年十二月迄盛に發堀及精煉をなし、同九年三月再たび中止するに至る。大正七年六月より大正八年九月迄亞砒酸精煉をなし、大正七年七月分、縣廳に報告せるは、前記產出額にして此等は何れも英・米・南洋・濠洲方面に輸出す。						
中山鑛山	一宮村大字西 一宮字湯谷	銅鑛 含有量四分	粘板岩	明治二十三 年頃	休止	不明	
沿革	明治四十四年同四十五年盛に發堀せるも、大正元年頃より中止以下不明。						
平尾鑛山	田邑村大字下 田邑字平尾	銅鑛 含有量三分	粘板岩	大正二年四 月	中止 大正十年一月	發掘當時より數年間九分以上の鑛石を產出せり。	
沿革							

大正二年四月發堀當時より數年間は鑛石も相當産出して有望なりしも目下鑛脈なく中止するに至れり。

利元鑛山　高田村大字大篠字利元　銀鑛　含有量不明　不明　不明　不明　不明　不明

沿革

銀山なりしと口碑に傳はれとも不明なり。

第二節　礦泉

本郡は礦泉に富み其の數約十ヶ所に及ぶ。就中溫泉は奥津地方諸所に湧出し、縣下屈指の溫泉場たり。由來本縣は礦泉に富み其の湧出個所數貳拾有餘に及べるも、其の大半は本郡に在り。而して溫泉は作北の地に多く、南部は概して冷泉の湧出を見るのみ。是れ蓋し白山火山脈の中國山脈と或は相重り或は直並行して東西に走れるに因るなるべし。左に郡内礦泉の主なるものを摘記せん。

（一）長土路新川尻（ちょうどかはじり）の冷泉

久田村大字久田下原字長土路新川尻に在りしが、現在は廢泉となれり。

（二）佛谷の冷泉

羽出村大字羽出字佛谷に在り。炭酸泉なり。現に浴室を設けて入浴に便ぜり。大正十二年十月縣衛生課に提出

分析の結果によれば、

報　告（寫）

第四號冷泉

湧出地　苫田郡羽出村大字羽出佛ヶ谷一一六三の三

大正十二年十月十四日、午後三時、氣溫攝氏十三度、泉溫十八度五分に於ける本礦水一「リツトル」中に含有する「ラヂウム、エマナチオン」の量は、之を百億分の壹キュリー單位を以て表せば、一六・六八キュリーなり。マツヘ單位を以て表せば四・五九マツヘに該當せり。

苫田郡羽出村大字羽出　西村紋藏

（三）大釣溫泉

奥津村大字奥津川西字大釣にあり。明治十九年同所般若寺の創建者石原敎學師の發見開鑿せしものなり。爾來寺門の賽者來つて浴するもの多く、治効の尠からざること漸次宣傳せられて現狀に及べり。此地奥津川の左岸に在り。千仞の懸崖絶壁峽谷に對峙し急湍巖を噛んで其の間を流れ、幾多の水灘相連り淙々滔々飛沫日玉の迸る所、懸つて鮎回の瀧となり落ちて數尋の潭となる。浴槽之に瀕して心氣爽然塵俗を絶す。兩岸の山腹石楠花多く生じ、花時の風光甚だ佳なり。夏は翠綠滴り清涼にして蚊虻を見るなく、秋は滿山紅葉に彩られて閑清の氣溢る。般若寺に客室の設けあり。閑靜にして亦參籠に適す。

大正四年八月内務省大阪衛生試驗所に依り、定量分析を受けたる結果を左に揭げん。

報　告（寫）

岡山縣苫田郡奥津村般若寺　依賴者　石原竹三郎

第貳〇參號

一、鑛泉　湧出地　岡山縣苫田郡奥津村大字奥津川西貳拾番地　壹種

○　定量分析竝醫治効用

泉質右當所ニ差出シタル水ハ殆ド無色澄明ニシテ、微弱ナル「アルカリ」性反應ヲ徵ス。比重は攝氏拾五度ニ於テ壹・〇〇〇五ヲ示セリ。之ガ分析ヲ遂グルニ、其千立方センチメートル中、固形物總量ハ約〇・壹六ニシテ本礦泉ハ其集成ニ於テ、壹リツトル中、次ノ監類を含有スル溶液ニ概略相當スルモノナリ。

クロールナトリウム	〇・〇六三	重炭酸マグネシウム	〇・〇〇一八
硫酸カリウム	〇・〇〇八一	硅酸	〇・〇四三六
硫酸ナトリウム	〇・〇一二六	アルミニユム	痕跡
硫酸カルチウム	〇・〇〇九五	マンガン	遊離炭酸　〇・〇一六七
重炭酸ナトリウム	〇・〇八五四	燐酸	痕跡　泉溫　攝氏參拾七度五分
重炭酸亞酸化鐵	〇・〇〇八	クローム	微痕
			微痕

右試驗ノ成績ニ據レバ、本礦泉ハ單純溫泉ニ屬シ、之ニ適應スル醫治効用ノ概要ハ左ノ如シ。

醫治効用　浴用　筋及關節僂麻質斯、慢性濕疹、脊髓病、ヒステリー、婦人生殖器ノ慢性諸病

內用　輕症胃加答兒、下痢催進ノ腸加答兒

大正四年八月拾壹日

內務省　大阪衛生試驗所
所長　衛生試驗所技師藥學博士　平山松治　印
主任　衛生試驗所技師　町口英三　印

（四）自由館溫泉

大釣溫泉と同じく、吉井川の左岸、大釣溫泉の下流約三十間の所の巨岩の間より、滾々として湧出す。名づけて自由館溫泉と云ふ。盡し旅館名に因みたるものならん。館は清流に臨み、後に突兀たる巖山を控へ、前に般若寺及び鮎回瀧を望みて、景趣一層の風致を加ふ。泉質の良好なると風光の幽邃なることは、相俟つて騷人浴客絶ゆる時なし。

（五）奥津溫泉

奥津附近は溫泉の湧出するところ尠からず。就中現に旺んに湧出せるは三、四ヶ所にして奥津橋より約半丁許北方にあたり、川の右方に川西溫泉浴場あり。敷地約百坪餘にして、大正十四年工を起し、同十五年八月工を竣ゆ。元川西部落一般川湯に浴せしも、屢々兒童の河中に墜落溺死等の危禍ありしに因り、斯くは陸上設備に改造せしものなりと云ふ。

其の左岸に在るを奥津温泉（村湯とも云ふ）及錦泉樓温泉と云ふ。（錦泉樓温泉は古來鍵湯と云ひ、一般の入浴を禁ぜし處なりしも、大正六年此處に樓屋を建築し、錦泉樓温泉と稱し、樓主經營に屬するに至りしものなり。）錦泉樓温泉の他は現に共同浴場（湯錢を徴せし時代もあり）にして、其設備等も未だ完備せざる處あるも、錦泉樓温泉は共規模宏大にして、設備亦整備し優に百四、五十名の浴客を容るゝに足りしも、大正十五年五月火災に罹りて此地方一帶の家宅と共に鳥有に歸し、今や其の跡に新築工事の計畫あり。竣工の曉には諸般の設備奮に優るに至らん。此地四邊の風光、幽邃清寂にして雅致に富み、且清涼なり。盛夏の際も暑さを覺えず。而して冬季は積雪尺餘、白皚々の天地と化し、眞に天與の仙境たるを失はず。加ふるに最近冬季スキー場をも設置したり。

（1）泉質及醫治効用

奥津上湯（村湯）　溫度華氏百〇九度にして泉質は亞兒加里性に屬し、僂麻質性諸病腸胃衰弱等に効あり

奥津下湯（鍵湯）　溫度華氏百〇七度にして泉質は亞兒加里性に屬し、主治効用は上湯に同じ。

大正二年十月内務省東京衛生試驗所に依り、奥津上湯の定量分析を受けたる結果を左に揭げん。

報　告（寫）

岡山縣苫田郡奥津村大字奥津

第五二九號

依頼人　牧野又一郎

一、溫礦泉　湧出地　岡山縣苫田郡奥津村大字奥津

○定量分析

泉質右試驗の爲、當所に差出したる水は無色清澄にして、微弱アルカリ性反應を呈す。之に就き定量分析を施行せしに、本水毎千分中に含有する固形物總量〇、壹參壹〇分にして各成分の分量左の如し。

クロールカリウム	〇・〇一一九	クロールナトリウム	〇・〇二六七
重炭酸マグネシウム	〇・〇〇七九	硫酸ナトリウム	〇・〇一七七
酢酸	〇・〇五一九	重炭酸カルチウム	僅微
遊離炭酸	微量	硼酸	〇・〇〇二九

以上試驗成績に據れば本水は弱鹽類泉に屬す。依て之に適應する醫治効用の概要を左に示すれば、

醫治効用　内用　胃加答兒、腸加答兒

浴用　皮膚病一切、淋病、ショウカチ、慢性婦人生殖器諸病一切、筋及關節僂麻質斯、脊髓病、腦病、ヒステリー、神經衰弱

大正二年十月十四日

内務省　東京衛生試驗所

所長　衛生試驗所技師藥學博士　田原良純　㊞

主任　衛生試驗所技手　瀨川林次郎　㊞

大正四年六月　内務省大阪衛生試験所に依り、奥津鍵湯のラヂウムエマナチオンの檢定を受けたる結果を左に掲げん。

報告

岡山縣苫田郡奥津村大字奥津五拾三番地　依頼人　牧野又一郎

第壹八八號

一、濕礦泉（鍵湯）壹種

湧出地　宿所に同じ

「ラヂウム、エマナチオン」の檢定

大正四年五月二十九日午前九時三十二分、泉源に於て採酌せる本鑛水約壹千立方センチメートルに就きて、「シュミツト」氏計電器を用ひ、振盪及循環法に從ひ、其最大電流の強さを測定し、之を「ラヂウム」標準液と比較したるに、攝氏貳拾度に於ける本礦水一リツトル中に含有するラヂウム、エマナチオンの量は之を百億分の壹キュリー單位を以て表せば四・八四なり。マツヘ單位を以て表はす時は約一、三三マツヘに該當す。

大正四年六月十一日

内務省　大阪衛生試験所

所長　衛生試験所技師藥學博士　平山松治
主任　衛生試験所技師　師木部崎弘

（2）起原沿革

當溫泉の濫觴は史の徵すべきものなければ、之を詳かにすること能はざれども、口碑に存する處によれば、往時神代の時に於て、大國主命の命にて巡撫使なる大巳貴命少彦名命の此地方の山川を跋渉探檢して、其地に適する農・牧の業を授けられ、藥草を嘗めては治療の方を示し溫泉を探りては靈効のをしへを開き、專ら民心の撫育に意を注がれて、當時の八雲朝廷に貢獻せられし事蹟に依ると、共に此地方に傳へ降つて、天正年間宇喜多秀家の重臣宇喜多左京亮詮家なるもの、瘡痍を患ひ之れに浴して忽ち癒ゆと。其後元祿七年七月美作國主森長成も之れに浴する三週間にして亦驗ありしかば、長成乃ち別莊を其泉側に設け、入浴のときの便となし、同十年復此に浴せりと。現に長成乘馬の際踏臺として使用せし臺石なりと稱せらるる恰好の石壹箇、奥津、武本光五郎の宅地内に保存せり。且つ最近に至るまで、浴槽を鍵湯・村湯等に分ち、階級をなし、入浴者を區別せし往年の形迹を明かにせり。

左記書類貳通は奥津の素封家牧野又一郎の家に藏せしものにして、一は長成奥津に湯治の際に於ける同地方民の心得方を書し、一は同地溫泉の運上等に關するものなれば、其の寫を左に錄す。

○　覺